

令和7年 3月 4日開会
令和7年 3月25日閉会

令和7年第1回(3月)定例会

川根本町議会

令和七年第一回（三月）定例会

川根本町議会
会

令和7年第1回（3月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 （3月4日）

○開 会	6
○開 議	6
○議事日程の報告	6
○諸般の報告	6
○行政報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期決定	7
○承認第1号の上程、説明	7
○議案第8号の上程、説明	8
○議案第9号～議案第12号の上程、説明	8
○議案第13号の上程、説明	9
○議案第14号の上程、説明	10
○議案第15号の上程、説明	10
○議案第16号の上程、説明	11
○議案第17号の上程、説明	11
○議案第18号の上程、説明	12
○議案第19号の上程、説明	12
○議案第20号の上程、説明	13
○議案第21号の上程、説明	13
○議案第22号、議案第23号の上程、説明	14
○議案第24号、議案第25号の上程、説明	14
○議案第26号の上程、説明	15
○議案第27号の上程、説明	16
○議案第28号の上程、説明	16
○議案第29号の上程、説明	17
○議案第30号の上程、説明	17
○議案第31号の上程、説明	18
○議案第32号の上程、説明	18
○議案第33号～議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	19

○散 会	2 3
------	-----

第 2 号 (3月14日)

○開 議	2 8
○議事日程の報告	2 8
○諸般の報告	2 8
○承認第1号の質疑、討論、採決	2 8
○議案第8号の質疑、討論、採決	3 1
○議案第9号の質疑、討論、採決	3 2
○議案第10号の質疑、討論、採決	3 4
○議案第11号の質疑、討論、採決	3 6
○議案第12号の質疑、討論、採決	3 7
○議案第13号の質疑、討論、採決	3 8
○議案第14号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第15号の質疑、討論、採決	3 9
○議案第16号の質疑、討論、採決	4 0
○議案第17号の質疑、討論、採決	4 1
○議案第18号の質疑、討論、採決	4 2
○議案第19号の質疑、討論、採決	4 4
○議案第20号の質疑、討論、採決	4 5
○議案第21号の質疑、討論、採決	4 6
○議案第22号の質疑、討論、採決	4 7
○議案第23号の質疑、討論、採決	5 0
○議案第24号の質疑、討論、採決	5 2
○議案第25号の質疑、討論、採決	5 3
○議案第26号の質疑、討論、採決	5 5
○議案第27号の質疑、討論、採決	5 6
○議案第28号の質疑、討論、採決	5 8
○議案第29号の質疑、討論、採決	5 9
○議案第30号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第31号の質疑、討論、採決	6 0
○議案第32号の質疑、討論、採決	6 1
○日程の追加	6 2
○同意第1号の上程、説明	6 2
○議案第40号の上程、説明	6 3

○議案第４１号の上程、説明	6 3
○議案第４２号の上程、説明	6 4
○議案第４３号の上程、説明	6 4
○議案第４４号の上程、説明	6 5
○議案第４５号の上程、説明	6 5
○発議第１号の上程、採決	6 6
○散 会	6 7

第 3 号 （３月２４日）

○開 議	7 1
○議事日程の報告	7 1
○諸般の報告	7 1
○一般質問	7 1
大 竹 勝 子 君	7 2
杉 山 広 充 君	8 5
中 原 緑 君	9 3
○散 会	1 0 7

第 4 号 （３月２５日）

○開 議	1 1 1
○議事日程の報告	1 1 1
○一般質問	1 1 1
中 澤 莊 也 君	1 1 1
野 口 直 次 君	1 1 9
佐々木 直 也 君	1 3 2
○同意第１号の質疑、採決	1 4 4
○議案第４０号の質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第４１号の質疑、討論、採決	1 4 5
○議案第４２号の質疑、討論、採決	1 4 8
○議案第４３号の質疑、討論、採決	1 4 9
○議案第４４号の質疑、討論、採決	1 5 2
○議案第４５号の質疑、討論、採決	1 5 4
○議案第３３号～議案第３９号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 5 5
○発議第２号の上程、採決	1 6 8
○発議第３号の上程、採決	1 6 8

○発議第 4 号の上程、採決	1 6 9
○閉 会	1 7 0

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1 番	佐々木	直也	君
2 番	中野	浩和	君
4 番	中原	緑	君
5 番	澤西	省司	君
6 番	大竹	勝子	君
7 番	杉山	広充	君
8 番	野口	直次	君
9 番	中野	暉	君
10 番	中田	隆幸	君
11 番	中澤	莊也	君
12 番	石山	貴美夫	君

不応招議員（なし）

令和7年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年3月4日（火）午前9時開会

諸般の報告

行政報告

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定 |
| 日程第 3 | 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
(静岡県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約について) |
| 日程第 4 | 議案第 8 号 川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 9 号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 10 号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 11 号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 12 号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 13 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 14 号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 15 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 16 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 17 号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 18 号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 19 号 川根本町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 20 号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の |

		一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 21 号	川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 22 号	川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 23 号	川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について
日程第 20	議案第 24 号	公の施設の指定管理者の指定について (接岨峡温泉休憩施設)
日程第 21	議案第 25 号	公の施設の指定管理者の指定について (寸又峡温泉野天風呂)
日程第 22	議案第 26 号	工事請負契約の変更契約の締結について (町道長松線 2 号箇所災害復旧)
日程第 23	議案第 27 号	令和 6 年度川根本町一般会計補正予算 (第 9 号)
日程第 24	議案第 28 号	令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
日程第 25	議案第 29 号	令和 6 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 26	議案第 30 号	令和 6 年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 27	議案第 31 号	令和 6 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 28	議案第 32 号	令和 6 年度川根本町簡易水道事業会計補正予算 (第 2 号)
日程第 29	議案第 33 号	令和 7 年度川根本町一般会計予算
日程第 30	議案第 34 号	令和 7 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 31	議案第 35 号	令和 7 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
日程第 32	議案第 36 号	令和 7 年度川根本町介護保険事業特別会計予算
日程第 33	議案第 37 号	令和 7 年度川根本町訪問看護事業特別会計予算
日程第 34	議案第 38 号	令和 7 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
日程第 35	議案第 39 号	令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計予算

出席議員（１１名）

１番	佐々木 直也 君	２番	中 野 浩 和 君
４番	中 原 緑 君	５番	澤 西 省 司 君
６番	大 竹 勝 子 君	７番	杉 山 広 充 君
８番	野 口 直 次 君	９番	中 野 暉 君
１０番	中 田 隆 幸 君	１１番	中 澤 莊 也 君
１２番	石 山 貴美夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	秋 元 伸 哉 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	大 村 妃佐良 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	澤 口 誠一郎 君
建 設 課 長	梶 山 正 幸 君	教育総務課長	平 松 敏 浩 君
社会教育課長	大 村 泰 子 君	会計管理者兼 会計課長	鈴 木 浩 之 君
代表監査委員	山 本 銀 男 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 寛 明
--------	---------

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
ただいまから令和7年第1回川根本町議会定例会を開会します。

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
本定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。
なお、本日は山本銀男代表監査委員にも御出席いただいております。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月26日、町長から第1回定例会を招集告示した旨、通知がありました。
本定例会は、承認1件、議案32件が町長から提出されております。
監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（石山貴美夫君） 本定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして、御挨拶があります。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆様、おはようございます。

7年に入って第1回の定例会ということで、議案、結構あるんですけども、皆さんの御

審議、よろしく願いたい。

それと、先週、東京のほうにも要望活動行ってまいりました。一つ一つ、皆さん御存じのように、やはりインフラ、道路の整備とか自然環境、全ていろんな話を政務官、大臣、副大臣ともしてきたわけですが、少し前に言った国立公園の調査も入っていただけるような格好になるかと思います。それぞれに、また皆さんもいろんな思いあるかもしれませんが、また皆さんとともに要望活動、また行きたいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石山貴美夫君） これで行政報告を終わります。

————— ◇ —————

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石山貴美夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7 番、杉山広充君、8 番、野口直次君を指名します。

————— ◇ —————

◎日程第 2 会期決定

○議長（石山貴美夫君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 25 日までの 22 日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 25 日までの 22 日間に決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第 3 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について

（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を改正
する規約について）

○議長（石山貴美夫君） 日程第 3、承認第 1 号、専決処分した事件の承認についてを議題とします。

町長の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、まず最初ですが、承認第１号、専決処分しました静岡縣市町総合事務組合規約の一部を改正する規約について説明をいたします。

議員及び職員の公務災害や退職手当等に係る事務の共同処理を委託している静岡縣市町総合事務組合の構成団体の変更による規約の変更が生じ、構成団体による協議書の日付を統一することから専決処分したものです。

今回の変更は、当組合の構成団体である西豆衛生プラント組合の名称を西豆広域行政組合に改めることに伴い、同組合の規約の改正を行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で町長の説明を終わります。

◎日程第４ 議案第８号 川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第４、議案第８号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第８号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について説明いたします。

本条例は、令和７年４月１日から徴収を開始する寸又溪谷保全協力金について、徴収した協力金が目的以外に使用されないよう基金を設置し、適正に管理を行っていくため、新たに条例を制定するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第５ 議案第 ９号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第６ 議案第１０号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第７ 議案第１１号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第 8 議案第 1 2 号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 5、議案第 9 号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第 8、議案第 12 号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についての 4 件を一括議題とします。

町長から説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第 9 号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第 12 号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例まで 4 つの議案について、関連しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

人事院は、令和 6 年 8 月、民間給与との格差を埋めるため、国家公務員の初任給及び給与表の引上げ、民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数の引上げや各種手当の見直しを行いました。

人事委員会を設置していない本町としましては、この勧告に加え、県人事委員会勧告等を踏まえて、給与改定方針を定めたものです。

議案第 9 号においては、職員の初任給及び給与表の引上げ、特別給の年間支給月数を 0.1 か月分引上げ及び地域手当等の各種手当の見直しをするものです。

議案第 10 号では、特別職の職員で常勤の者の特別給の年間支給月数を 0.1 か月分引き上げるものです。

議案第 11 号では、会計年度職員について、職員同様に地域手当を支給するものです。

議案第 12 号では、一般職の任期付職員の給与表引上げ及び特別給の見直しです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 9 議案第 1 3 号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 9、議案第 13 号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第 13 号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、仕事と生活の両立支援の拡充のため、育児介護休業法等の一部改正に基づき改正するものです。超過勤務の免除となる子の範囲拡大と仕事と介護の両立支援制度を利

用しやすい勤務環境の整備を目的とするものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 10 議案第 14 号 川根本町職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第10、議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により条項にずれが生じたため、当該条例で引用している条項について整理するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 11 議案第 15 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整理に関する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

令和4年6月17日に公布された刑法等の一部を改正する法律等により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに加えて拘禁刑を創設することとなったため、関係条例の一部を改正するものです。

施行期日は、公布の日から3年を超えない範囲内において政令で定められ、令和7年6月1日となっております。

以上、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 2 議案第 1 6 号 情報通信技術の活用による行政手続等に
係る関係者の利便性の向上並びに行政運
営の簡素化及び効率化を図るためのデジ
タル社会形成基本法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関す
る条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について説明いたします。

令和6年6月7日に公布された情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されます。この改正法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法について、条項にずれが生じるため、関係条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第 1 3 議案第 1 7 号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運
営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等が令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行されております。この改正に伴い、対象となる保育事業所における保育従事者の配置基準が見直されたため、条例の一部を改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第18号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本条例は、農林業センターが保有する農業機械の使用について、現行では町外での使用は認めておりません。しかし、町の茶業の中心的経営体として位置づけられる農業法人等は、安定した生産基盤の確保を図るため、隣接する町外にも受益地を求め、規模拡大が行われています。このため、町内の農業法人または共同生産組織等の構成員が、町外の圃場において農業生産を継続的に行う場合は使用許可の対象とするよう所要の改正を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第19号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

近年、消防団員の実数と条例定数において実人員が乖離する状況にあるため、これを勘案

し定数の適正化を図るため、310人から235人に改正するものであります。

また、刑法等の一部を改正する法律等により、当該条例中の「禁錮」を、先ほども申し上げましたが、「拘禁刑」に改めるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 6 議案第 2 0 号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されます。

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害等共済基金が市町村に支払う消防団員退職金報奨金の勤務年数区分を「30年以上」から「35年以上」と区分を追加するに伴い、改正を行うものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 1 7 議案第 2 1 号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この改正は、令和6年4月に開校した義務教育学校9年生が令和7年3月をもって卒業と

なることから、条例中の連携中学校及び川根留学生の定義などを改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第 18 議案第 22 号 川根本町若者交流センター条例の一部を
改正する条例について

◎日程第 19 議案第 23 号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条
例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてから日程第19、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例及び議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について、関連しておりますので、一括して説明をいたします。

近年の物価高、燃料費高騰の中でも、川根留学生生徒募集を優先に考え、利用料金を据え置いてきましたが、寮の運営状況も厳しい状態が続いております。このような中、利用料金の引上げを行うことにより収支の改善を図り、安定した寮の運営を図ることを目的に、相応の利用料金及び食事提供料金の改正をするものです。

また、令和6年度、町立中川根中学校及び町立本川根中学校が義務教育学校となり、令和7年度から義務教育学校卒業生が対象となることから、名称の変更も行うものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第 20 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について
(接岨峡温泉休憩施設)

◎日程第 21 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について
(寸又峡温泉野天風呂)

○議長（石山貴美夫君） 日程第20、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（接岨峡温泉休憩施設）から日程第21、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）の2件を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第24号から25号までは、いずれも公の施設の指定管理者の指定に関する議案であることから、一括して説明をさせていただきます。

今回、御審議いただく施設のうち、接岨峡温泉休憩施設の指定管理者は、現在、指定管理事業者に指定されております。寸又峡温泉野天風呂につきましては、新規の指定管理事業者となります。両施設の指定期間が本年度末をもって満了となることに伴い、同事業者を指定したいものであります。

それでは、議案34ページから35ページを御覧ください。

接岨峡温泉休憩施設につきましては、株式会社西東、代表取締役、西村康正氏より、寸又峡温泉野天風呂は、株式会社増商、増田直樹氏より、それぞれ指定管理者指定申請書の提出があり、川根本町指定管理者審査委員会を開催、審査を行った結果、それぞれの施設における指定管理者として選定をいたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第22 議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について
（町道長松線2号箇所災害復旧）

○議長（石山貴美夫君） 日程第22、議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結について説明いたします。

本案は、令和5年度令和4年災査定番号第52号町道長松線2号箇所道路災害復旧工事の請負契約の変更契約の締結の議決を求めるものであります。

本案につきましては、令和6年3月22日、令和6年第1回定例会により契約締結の議決を受けた事業について、その事業の内容の一部を変更し、その契約金額を546万7,000円増額し、変更後契約金額8,158万7,000円に変更請負契約を締結しようとするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

**◎日程第 2 3 議案第 2 7 号 令和 6 年度川根本町一般会計補正予算
(第 9 号)**

○議長（石山貴美夫君） 日程第23、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,960万円を追加し、総額を81億円としたいものです。

今回の補正は、完了もしくは完了見込みに伴う事業費の減額のほか、給与改定に伴う人件費の増額、物価高騰対応重点支援臨時交付金を原資とした住民税非課税世帯への給付金事業、プレミアム付商品券事業、学校給食及び保育園における材料賄費の増額分の補填や県営事業である農地中間管理機構事業及び急傾斜地崩壊対策事業において事業が前倒しになったことによる負担金の増額、退職手当の増加に係る委託料の増額、過疎対策事業債を活用した教職員住宅あじさい寮の改修工事を計上しています。また、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額といった財源更生が主な内容となっております。

第2表の繰越明許費については、年度内に完了が見込めない各種事業費の繰越し限度額をお認めいただきたいもので、主には、今回計上させていただいた物価高騰対応重点支援臨時交付金に係る経費のほか、災害復旧事業に係る経費、定住促進住宅建設事業費補助金となっております。

第3表の地方債補正については、激甚災害の町負担分について、災害復旧事業債、教職員住宅あじさい寮修繕における過疎対策事業債の充当が主な内容であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎日程第 2 4 議案第 2 8 号 令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第24、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万

5,000円を追加し、総額を7億8,857万8,000円としたいものであります。

今回の補正は、給与改定に基づく職員人件費の増額の計上、金利引上げによる利子の基金積立てに係る費用の計上であり、財源は一般会計繰入金と財産収入で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第25 議案第29号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第25、議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明します。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699万7,000円を追加し、総額を14億3,309万7,000円としたいものです。

今回の補正は、介護報酬改定に伴うシステム改修費、実績見込みによる介護給付費の増額の計上のほか、前年度実施した地域支援事業の支払額確定に伴う国県支出金返還金の計上となります。また、給与改定に伴う人件費も計上しております。

財源は、一般会計からの繰入金と支払準備基金繰入金で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第26 議案第30号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第26、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、総額2,315万1,000円としたいものです。

今回の補正は、給与改定に基づく職員人件費の増額の計上で、財源は繰越金で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第27 議案第31号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第27、議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、総額を5,146万円としたいものです。

今回の補正は、給与改定に基づく職員人件費の増額の計上で、財源は診療収入で構成されております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第28 議案第32号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第28、議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）の概要について説明をさせていただきます。

第3条の収益的収入及び支出について、収入においては78万5,000円を増額し、総額1億6,422万7,000円とし、支出においては157万1,000円を増額し、総額2億2,436万7,000円としたいものです。

給与改定に伴う人件費の更生による計上となります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎日程第 29 議案第 33 号 令和 7 年度川根本町一般会計予算

◎日程第 30 議案第 34 号 令和 7 年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第 31 議案第 35 号 令和 7 年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第 32 議案第 36 号 令和 7 年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第 33 議案第 37 号 令和 7 年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第 34 議案第 38 号 令和 7 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

◎日程第 35 議案第 39 号 令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計予算

○議長（石山貴美夫君） 日程第29、議案第33号、令和 7 年度川根本町一般会計予算から日程第35、議案第39号、令和 7 年度川根本町簡易水道事業会計予算までの 7 議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第33号から39号について、令和 7 年度における一般会計から各特別会計及び企業会計の予算に関する議案となりますので、一括して概要説明の上、提案理由とさせていただきます。

議案第33号、令和 7 年度川根本町一般会計当初予算は64億1,700万円で、前年度と比べ2,800万円、率にして0.4%の増額となる予算編成となりました。

令和 6 年度当初予算においては、斎場建設における実施設計、中川根斎場の解体費用、し尿等中継槽建設における運搬車両購入費、新スマート物流実装事業、元北小学校解体費用等の計上により、予算規模が大きくなっておりました。

令和 7 年度当初予算においても、人件費の増加のほか、行政システムの標準化、参議院選挙など国が主導する事業や物価高騰による経常経費の増加などの影響により、予算規模は令和 6 年度と同等となっております。国県補助金や過疎対策事業債といった有利な地方債を財源とし、可能な限り財政負担を抑えた予算編成としております。

歳入歳出予算については、第 1 表歳入歳出予算のとおりです。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び

限度額については、第2表債務負担行為のとおりです。

また、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については第3表地方債のとおりです。

議案第34号、国民健康保険事業特別会計は7億3,900万円で、前年度比6,600万円、率にして9.8%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第35号、後期高齢者医療事業特別会計は1億5,020万円で、前年度比50万円、率にして0.3%の増額となり、歳入歳出については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第36号、介護保険事業特別会計は14億1,300万円で前年度と同額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第37号、訪問看護事業特別会計は2,320万円で、前年度比140万円、率にして0.4%の増額となり、歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第38号、いやしの里診療所事業特別会計は5,060万円で、前年度比60万円、率にして1.2%の減額となります。歳入歳出予算については第1表歳入歳出予算のとおりです。

議案第39号、簡易水道事業会計は、令和5年度から企業会計となり、収益的収入が1億6,012万5,000円、収益的支出は2億162万4,000円です。資本的収入が7,526万7,000円、資本的支出が9,893万5,000円となり、資本的収入が資本的支出に対して不足する2,368万8,000円については、当年度分消費税などの資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

合併20周年を迎える令和7年度を前に、新町建設計画に掲げられたインフラ整備の予算素地が完了した今、私自身、ハードからハート、いわゆるソフト事業への転換期として令和7年度を捉え、たとえ予算額は小さいとはいえ、人への投資や地理的不利を軽減していくサービスに重点を置いた施策を展開していきます。私の公約でもある安心・安全な生活基盤の構築、定住・移住の促進、結婚・出産・子育てへの支援、特色ある教育の推進による人口減少対策、主要産業の生産基盤維持への投資や地域のにぎわいの創出による主要産業の活性化の集大成の年として、また、町民の皆様に、地域への誇り、地域愛、いわゆるシビック・プライドを持っていただけるまち、合併30周年、40周年と迎えらる持続可能なまちを実現するスタートの年とする思いを令和7年度当初予算に込めました。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑は、議案第33号から議案第39号までの全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。4点ほど伺いたいと思います。

当初予算に対する総括質疑です。

最初に、歳入において、財政調整基金の繰入れを今年度当初比で9,700万円多い3億600万

円と計上されていますが、この調整を含む主要な基金の今年度見込残高と、この予算年度末の見込みないし目標とする残高についてどのように考えているのか、また、主立った基金の残高について、今後どのように管理していく考えか、伺います。

2点目に、藺田町長は町の重点施策の一つとして子育て支援の充実を掲げていますが、大変いいことなんですけれども、この予算案において、具体的に何についてどのように充実を図ったのか、具体的に説明をお願いしたいと思います。

3点目に、大鐵の早期全線復旧についてですけれども、町にとって極めて切実な課題の一つであるはずですが、予算案にざっと目を通したところでは、早期復旧に直接結びつきそうな事業費は、その機運を盛り上げるところからも、目的とする事業費といったものが含まれていないように見受けられました。もし私の見落としであれば、どのような形で必要な事業費が計上されているのか具体的に説明していただきたいと思います。また、どこにも計上されていないのであれば、どのようにして早期全線復旧を実現しようとしているのか、考えているのか教えてください。

4つ目に、もりのくにやウッドハウスおろくぼなどの多くの施設を指定管理とし、町が管理料を負担して運営をさせる状況が続いています。これは、一部町民も利用することがあるとはいえ、ほとんどの場合、町外から訪れる方々に対して町の財政から持ち出しをして施設を使用してもらっているということにほかならないと思います。このような実態を抜本的に改善する方向は、この予算を見る限り示されていないようにしか見えません。この問題にどのように対処するつもりか伺います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） それでは、総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） まず、1点目ですけれども、財政調整基金の見込みということでございます。

また補正のときにも御説明はさせていただきますけれども、今回、地方交付税とか繰入金、繰越金の上程によって基金の繰入れを減額しております。財調についても減額しておりますけれども、1億円ほど取崩しを予定しております。現在のところだと、この年度末で、12月31日現在は9億4,700万円ほどあります。1億円の取崩し予定ですので、この年度末は8億4,700万円くらいを見込んでございます。そのほかですけれども、まちづくり基金、社会福祉基金等については繰入れを減額しておりますので、12月末現在だと、まちづくり基金については2億2,800万円ほどありますので、そのまま年度末に行く予定でございます。

それと、今後の見込みで、7年度については9,700万円ほどプラスされているということです。これについては、やはり物価高とか人件費の上げということで、不足分を財政調整基金で賄っておるということです。7年度については9,700万円ほど増額となっております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 2つ目の子育て支援の部分はかなりずっと前から強調していて、ただ、新町計画でやらなきゃならんこと幾つもあったものですから。やはり子育ては、皆さん、今回また特別委員会でもお話しさせていただくんですけれども、分娩手当とか交通費の支給とか、またよく聞いてください。お金は少ないんですけども、女性の味方だから、私は。子供の味方でもあるし。そういった意味でも中に置いておいて、どうやって子育て支援やっていくか、本当、名目にしたんで、ハードからハート、本当にこの新町計画の間、やらなきゃいけないことが私多かったものですから、本当は細かい部分をもう少し大事にしてやっていきたい、そんな思いでありますので、予算委員会でまた議員、いろんなことを御質問していただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 大井川鐵道全線復旧復興に向けた予算計上のことですが、予算科目、今年度、2款2項5目のところで科目を設けさせてもらっております。ただ、現在におきまして、全線復旧支援の負担については現在調整中であります。これにつきましては、県及び沿線市町、大井川鐵道と現在調整中ですので、その合意がされました後、速やかに計上させていただくことになります。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 4番目の指定管理のありようということですが、取りあえず音戯の郷のことは少しずつ手をつけながらやっているという。本当、先人たちがつくってきた施設というのは、なかなかいろんな思いの中で、確かに負担になっていることが多い。そういったこともまた議員の皆さんとお話ししながら、どういった格好でやっていけばいいとか、そういうことも、取りあえずいろんな施設あるものですから、ウッドハウスばかりじゃなくて、当然、茶茗館もそうだし、もりのくに、もりのいずみか、そういったものもあるし、いろんな先人がつくったものの中でどうやって対応をやっていくか。町の負担が重ければ重いほど大変になってくるものですから、いろんな意味でそういった施設のありようも、本当、皆さんとともに考えていかなきゃならん問題だと思っておりますので、取りあえずは今、音戯のところをいろいろやっておるわけですが、そういった意味のことで、一つ一つ施設についてのありようは考えていかなきゃならん、それぐらいの答えしか出てきませんけれども、ただ、本当に手をつけていかなきゃならん問題、幾つもありますので、その辺は皆さんとともに、宿題みたいなところもあるんですが、やってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号から議案第39号については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第39号については、10人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除く10人の議員を指名したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会の委員は、議長を除く10人の議員を選任することに決定しました。

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、3月14日午前9時に開会し、委員会付託以外の議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前 9時50分

令和7年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年3月14日（金）午前9時開議

諸般の報告

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 承認第 1 号 | 専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約について） |
| 日程第 2 | 議案第 8 号 | 川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 9 号 | 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 10 号 | 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 11 号 | 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 12 号 | 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 13 号 | 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 14 号 | 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 15 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 16 号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 17 号 | 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 18 号 | 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 19 号 | 川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 20 号 | 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 21 号 | 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 16 議案第 22 号 川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 23 号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 24 号 公の施設の指定管理者の指定について（接岨峡温泉休憩施設）
- 日程第 19 議案第 25 号 公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）
- 日程第 20 議案第 26 号 工事請負契約の変更契約の締結について（町道長松線 2 号箇所災害復旧）
- 日程第 21 議案第 27 号 令和 6 年度川根本町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第 22 議案第 28 号 令和 6 年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 23 議案第 29 号 令和 6 年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 議案第 30 号 令和 6 年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 31 号 令和 6 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 26 議案第 32 号 令和 6 年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 27 発議第 1 号 川根本町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 1 同意第 1 号 副町長の選任について
- 追加日程第 2 議案第 40 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 3 議案第 41 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 4 議案第 42 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 5 議案第 43 号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第 6 議案第 44 号 業務委託契約の締結について
- 追加日程第 7 議案第 45 号 令和 6 年度一般会計補正予算（第 10 号）

出席議員（１１名）

１番	佐々木 直 也 君	２番	中 野 浩 和 君
４番	中 原 緑 君	５番	澤 西 省 司 君
６番	大 竹 勝 子 君	７番	杉 山 広 充 君
８番	野 口 直 次 君	９番	中 野 暉 君
１０番	中 田 隆 幸 君	１１番	中 澤 莊 也 君
１２番	石 山 貴美夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	秋 元 伸 哉 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	大 村 妃佐良 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	澤 口 誠一郎 君
建 設 課 長	梶 山 正 幸 君	教育総務課長	平 松 敏 浩 君
社会教育課長	大 村 泰 子 君	会計管理者兼 会 計 課 長	鈴 木 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 寛 明
--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月4日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
3月5日から11日までの5日間、令和7年度予算特別委員会が開催され、連日熱心に御審議いただきました。ありがとうございました。
17日には現地調査と委員会採決が行われる予定です。
以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 承認第1号 専決処分した事件の承認について（静岡
県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約に
ついて）

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 承認を求める旨の通知が届いたのはいつでしょうか。1月31日に臨時議会も開かれており、なぜ臨時議会のときに通常の議案として提出がされなかったのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 大竹議員の質問にお答えさせていただきます。

改正の第1報は1月7日にいただきました。その後、関係機関と調整しておりましたが、臨時議会の上程には間に合いませんでした。そのため、地方自治法第181条第1項の規定に基づき定められている町長の専決事項の指定の中の軽易な事項として専決処分をさせていた
だき、今回承認を得るところでございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について）、承認に反対の立場から討論いたします。

本案については、当該総合事務組合の構成団員の一つである西伊豆衛生組合が西伊豆広域行政組合に処理すべき事務の変更に伴って名称を変更するため、同総合事務組合の規約の一部を改正する必要が生じたため、同総合事務組合の構成団体の1つである当町においても、その承認が求められたことから、町長が議会に諮ることなく、2月17付で専決処分し、この直後に開かれる議会である今定例会において承認を求めたいという趣旨の議案です。

地方自治法において団体の意思決定は、本来、議会に諮って必要な賛成を得て初めて有効となるのが原則です。しかし、同法179条において、この本来とるべき手順を踏むことが客観的に不可能ないしは不適切と考えられる場合には、町長が議会に諮ることなく単独で決裁することができる場合を定めています。これが専決処分と呼ばれている手続ですが、これができる場合として同条に定められているのは、急を要する事件で議会を開いている暇がない場合、2番目に、議会が招集しても応じない場合、3番目に、議会が必要な議決を行わない場合を列举しています。

本件に関しては、総合事務組合側から1月7日に承認手続を求める通知が届いており、その直後に当たる1月31日には臨時議会が開かれていて、これに通常の議案として提出することは十分可能であったと考えられます。確かに日程的な余裕は十分なかったかもしれませんが、急いで作業を行えば物理的に不可能だったとは到底認められません。自治法の対応する条文のいずれにも該当しないのではないのでしょうか。

しかも、4日の本会議散会後に開かれた議会全員協議会において、当町においてこの件を承認した旨の通知を行う期限については今月10日である旨の答弁がありました。確かに当議会においては、議案の採決は上程の当日ではなく、委員会付託される案件等を除いて2日目

の本会議で行うのを原則としています。しかし、本件のように議決の期日が限定されているような場合においては、少なくとも議会に対してそうした事情を事前に説明し、上程した当日に議決を求めることは可能だったはずです。議会がこれに応じない場合にこそ専決処分を行う要件を満たすことになると考えられます。

本件の内容に限れば、極めて形式的なものであって、改めて議決を求めるほどの問題ではないと考える向きもあるかと思われそうですが、しかし、議会の重要な役割の一つが町政運営上の型式を整えるところにあるという点に鑑みるなら、自治法に定められているルールを安易に曲げてよいものではないのは多言を要しないところです。こうしたいきさつに対してはチェック機関である当議会としては、厳しい姿勢で臨むことが私はぜひとも必要だろうと考えるものです。さもないと、町政運営上ルールが次第にたがが外れた状況になっていき、やがては思わぬ不利益が町民に降りかからないとも限らないのではないかと深く危惧せざるを得ません。この点については、この場で容認しない旨の明確な意思を示すことがぜひとも必要ではないかと考えるものです。

なお、蛇足ながら付け加えるなら、議員必携などの説明によれば、議会が専決処分事件の承認案を否決したとしても、処分そのものの効力には影響しないとされています。

以上、申し上げたとおり、私はチェック機関としての議会の権威を守り、今後の安易な行政運営を許さないという確固たる決意を示す上からも、本案については当議会として承認しない旨の意思を示す必要があると考えるものです。1人でも多くの同僚議員の皆さんの賛同を求めて、私の本案に対する反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約について）、賛成の立場で討論いたします。

まず、地方自治法180条第1項において、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に否定したものは、普通地方公共団体の長においてこれを専決処分することができる規定があります。それに基づいて川根本町においても、町長の専決する事項の規定が定められており、これは平成17年10月26日に議会が議決をしております。

町が加入して組織にする一部事務組合について、当該一部事務組合の組織する他の地方公共団体の名称に伴う当該一部事務組合の変更に関する関係地方公共団体の協議ということで、まさにそれに当てはまります。法的にも何も問題なく提案されている案件でありますので、そのような理由により、私は承認第1号に賛成の立場で討論いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約について）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第8号 川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、議案第8号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この条例を制定することが必要になった理由と経緯はどのようなものか。

目的外使用とは具体的にどのようなものか。

3番目に、この基金の設置について地元はどんな考え方ですか。

4番目に、積立額の目標といったものはどのように考えておられるのでしょうか。伺います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、大竹議員の御質問にお答えします。

4点あろうかと思います。

まず、この背景でございます。自然環境を活用していく上で、その維持管理費が増加していることは間違いございません。富士山の入山料のように利用者の方の負担をいただきながら守っていくという気運が全国的に高まっている中、寸又溪谷におきましても同じように環境保全、安全対策等についていろいろな考え方から、今回の協力金徴収に至ったものでございます。そのため、頂いた協力金を有効に活用するため、この基金を創設するものでございます。

2点目ですけれども、目的外使用ということであります。提案のときにも説明させていただいた寸又溪谷の環境保全、寸又溪谷に係る情報提供、来訪者の安全対策というような目的でございますので、それ以外というところでございます。

内容につきましては、町議会に諮って使途を決めていくようになるかと思います。

3点目の、この基金について地元はどんな考えかということでございます。協力金が寸又溪谷のために適正に管理されることから、基金につきましては前向きに理解していただいているということでございます。

積立金の目標ということですが、具体的な目標はございませんが、安全対策や通信環境などの課題が多くありますので、より多くの協力金を頂いて、その中で対策を取っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なし認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町寸又溪谷保全基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第9号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第3、議案第9号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

改定による平均の引上げ額と重点を置いた層のそれはどのようなになっているのか。

2番目に、期末手当の改定によって平均の引上げ額と支給額の総額はどれくらいになりま

すか。

3 番目に、改定による職員の生活と経済への波及効果などどのように見込んでおられるのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） お答えさせていただきます。

まず、どのような層に重点的だということですが、若年層に特に重点を置いております。俸給表の引上げを初任給の比較で見ますと、高卒で約 2 万 1,400 円、短大卒で 2 万 5,300 円、大卒で 2 万 3,800 円の引上げと。全体的なパーセントで言いますと、3 % 給与は引上げということとなっております。

続きまして、期末手当の改定につきましてですが、これは年間 4.5 から 4.6 ということで、0.1 か月分を引き上げたところでございます。今回の改正では 1,040 万円ほどの増額というふうになっております。

職員の生活経済への波及効果ということですが、社会情勢や物価の変動に対応し、職員の生活の安定を図り、また仕事へのモチベーションの向上に寄与するというふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第 9 号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第４　議案第１０号　川根本町特別職の職員で常勤のものの給料
等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて

○議長（石山貴美夫君）　日程第４、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。６番、大竹勝子君。

○６番（大竹勝子君）　６番、大竹勝子です。

この改定によって実際の支給額はどのように変わりますか。町長、副町長、教育長それぞれに増える合計額は幾らかお知らせください。

この改定によって年間支給額はどのようになりますか。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君）　それでは、お答えさせていただきます。

すみません、通告でそれぞれということがなかったものですから、総額で言わせていただきます。

職員と同じように0.1か月分引上げということで4.6か月分になります。この改定によって、今言った特別職、町長、副町長、教育長、総額20万5,000円の増額でございます。３名合計で908万1,000円でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。６番、大竹勝子君。

○６番（大竹勝子君）　６番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっています議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例に対して反対の立場から討論を行います。

昨年８月の人事院勧告などに基づいて町長など常勤特別職の期末手当を年間0.1か月分増額するというものです。町長の給与は同条例において月額70万と定められていて、町の一般職員や町内の企業に勤めておられる方々の給料水準に比べれば十分高い水準となっています。副町長や教育長についても、町長ほどではないにしても、それに近い水準になっています。

昨今の異常とも言うべき物価高騰にあえぐ一般勤労者の賃上げをはじめとする待遇改善は、

まさに待ったなしの状況になっているのは、幾ら強調しても強調し過ぎることはないはずですが、町長などのそれに関しては、そうした必要性はないのではないかと私は考えます。

先ほど質疑の答弁の中で、本案に基づく会計によって支給される額は年間8万円ほどということだったんですけれども、増額される金額は驚くほど多いものではありませんが、であるならなおさらのこと、せめてその分を多くの町民が切実に願っている大鐵の早期全線復旧の気運醸成への支援に充てるといったパフォーマンスくらいされたいかがでしょうか。

なお、先ほどの一般職の給与に関する条例の改正については、期末手当の増額だけでなく、若手などに重点を置いた月例級の引上げを含んでいました。このこと自体は結構なことだということはもちろんですが、必要でもあるのですが、重点を置いた割には実際の上げ幅は余りにもささやかと言わなければなりません。もともと水準があまりにも低いのですが、その意味では、いっそ思い切った改善が求められると思います。

また、多くの場合、町民生活のベースを支える分野で頑張っておられる会計年度任用職員など、非正規で雇用されている町職員の方々にはなおさら手厚い改善が必要とされると思います。到底そのようになっているとは認められません。引上げ幅については不十分さが甚だしいものの、改善には間違いはないので賛成はしましたが、この機会に一層の改善を求めておきたいと思います。

以上の点を申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

以上。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

提案理由で説明を受けたとおり、人事院勧告が令和6年8月に公務員の初任給及び給料等の引上げと特別給を0.1か月引き上げる勧告を行っております。地方公務員については、地方公務員法に基づく人事委員会が人事院勧告を総合的に勘案して、議会や知事に報告を行うということになっており、人事院会を設置しない本町において、人事院勧告に加え、県人事院会勧告等を踏まえて給与改正方針等を決定しております。

議会の議決により給与条例を改正するという提案であります。この条例については必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第10号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第11号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長(石山貴美夫君) 日程第5、議案第11号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

内容的には、地域手当を新たに導入することだけですか。

それから、改正が必要になった背景にはどのようなものがありますか。

この改正によって該当する職員の待遇はどのように変わり、対応する人件費は総額でどのように変化すると見込んでいますか、伺います。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長(大村妃佐良君) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の改正は、地域手当で御認識のとおりでございます。

背景につきましては、人事院勧告に基づき見直しがされたということでございます。

それと、待遇ということですが、これは職員と同様に、社会情勢の中物価高というところで、会計年度職員の生活の安定を図り、またモチベーションが向上するというふうに見込んでおります。

また、7年度の地域手当ですが、約330万円増額というふうに見ております。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第12号 川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第12号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。5番、澤西省司君。

○5番（澤西省司君） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するとあり、任期付採用職員の給与引上げに関する内容であるが、現在、川根本町職員に該当者はおりますか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 令和6年度については該当者がおりません。令和7年度につきましては1名採用ということで、7年度からは該当者がございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった背景はどのようなもので、人件費の総額はどのように変化するのか。

また、該当する職員の実例に即して、対応がどのように変化するのか説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、お答えをさせていただきます。

背景でございますけれども、人事院勧告に基づくものでございますので、令和7年度からの給与となります。また、給与については約3%アップで、期末勤勉手当が3.45から3.65月分になるということでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

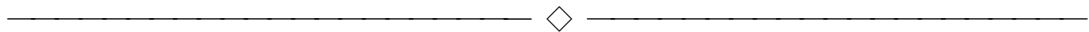
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第13号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する

条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第13号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

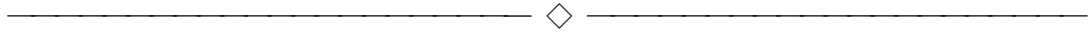
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第13号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第14号 川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第8、議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

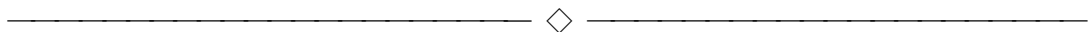
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第15号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第9、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第16号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第10、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 大竹勝子です。

この条例が改正が必要になった背景はどのようなものか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長(大村妃佐良君) それでは、お答えします。

この改正は、マイナンバー法の改正により、当該条例の引用条項にずれが生じたため改正

ということでございます。条例自体には変化はございません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

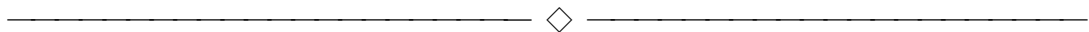
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 1 7 号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第11、議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった理由はどのようなもので、影響を受ける事業所等はあるのか。また、どんな効果を見込んでいるのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、大竹議員の質疑にお答えをさせていただきます。

改正理由といたしましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正す

る内閣府令が交付、施行されたことに伴いまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたため、条例の一部を改正するものでございます。

町内には影響を受ける事業所はございません。

この改正によりまして、安心して子供を預けることができる体制が整備されるものと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第12 議案第18号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第12、議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった理由など、どのようなものか。また、改正の対象になると考えられる事業体はどのようなものがありますか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

背景としては、町産業の中心的経営体として位置づけられています農業法人等は、安定した生産基盤の確保を図るため、隣接する島田市にも受益地を求め規模拡大が行われています。このため、経営体の経営発展を促進し、安定した生産基盤を確保することを目的として町内の認定農業者や農業法人等の構成員が耕作する町外の農地も資源の対象に加えるものでございます。

2つ目の質疑でございますけれども、町内の農業法人等3組織が対象であり、現時点では12haの耕作地があることを確認しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町内での利用に支障が出るといったおそれはありませんか。また、町内での利用に支障が生じないようにする対策などが考えられておりますか。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

限られた機械のため、今までの利用者が使用しにくくならないように町内の経営体を最優先に考えて、今までどおり運用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 13 議案第 19 号 川根本町消防団員の定員、任免、給与、
服務等に関する条例の一部を改正する条
例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第13、議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

この改正が必要になった背景、理由をお知らせください。

それから、このような大幅な人数を減らして何らかの支障を生じるようなことはないのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） それでは、今の質問にお答えします。

まず、背景、理由でございますが、全員協議会でも御説明しましたとおり、現行の川根本町消防団員の実数と条例定数が乖離する状況にあり、定数の適正化を図るため団員定数の改正を行いたいものです。

現行の条例定数310人に対し、団員実数は、令和6年4月1日現在で237人、令和6年度の退団予定者が16人、令和7年度の新入団員予定者が10人で、令和7年度当初の団員数が231人になる見込みであります。この状況を踏まえ、条例定数を235人に減らすものです。

また、減員をしたことによる支障は生じないかというご質問ですが、今回減らすのは条例定数であり、実人員数に大きな変動があるものではございません。消防団活動に支障を生じることはないと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 特に小規模集落等で消防、防災力を低下させないためにどのような対策を講じているのか。

また、今後必要な団員を確保するために、どのような対策を講じているのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 人が減ってしまって、消防団員がいない地区というのは何個もあるわけです。ただ、分団を統合してそれぞれがそれぞれの地区を守るのではなくて、包括的に守りましょうという体制をしいております。それで防災力を高めていこうというものでございます。

よろしいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 今後必要な団員を確保するためにどんな対策を立てていますか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 引き続き勧誘に努めます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

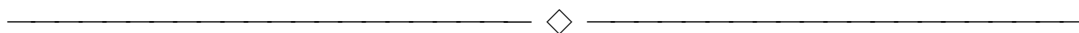
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第20号 川根本町非常勤消防団員に係る退職報償
金の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この改正が必要になった背景とか理由をお知らせください。

そして、この改正の対象になる団員がどのくらい在籍しているのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） それでは、御質問にお答えいたします。

まず、背景、理由でございますが、全員協議会でもお示ししましたとおり、消防団員等公務災害補償等責任共済に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例改正をさせていただくものです。

また、この改定の対象になる団員の数ですが、今回の条例改正では非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金等が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上の区分が追加されることになります。これにより、本町における35年以上に該当する団員は2名でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この改定による町の財政に対する影響はありますか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） ありますが、大きなものではないと考えおります。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第15 議案第21号 川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

校名を実態に合わせるだけのものなのか伺います。

それから、なぜ現時点で改正の提案があるのか、学校名は今年度当初から変更されていますが、なぜ今の段階か伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大竹議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度末義務教育学校の卒業生が令和7年に卒業になることから、今回の改正とさせていただきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、川根本町特別奨学金給付条例及び川根本町特別奨学金貸与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第22号 川根本町若者交流センター条例の一部を
改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

物価上昇率の2%台をはるかに上回る極めて大幅な引上げとなっていますが、その理由と事情をお知らせください。

現利用者の保護者に対して、この意向や経済状況などは確認しているのか伺います。

そもそも設置の目的はどのようなもので、それに照らしてこの改定はどのように位置づけられているのか伺います。

川根高校志願者数の低迷に影響したのではないかどうか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大竹議員の御質問にお答えいたします。

基本、この寮費というのは宿舎に係る光熱水費、賄い材料費、共通消耗品が対象となっております。議員おっしゃるとおり、全体での上昇物価指数というのは2%となっておるわけなんです。昨年の総務省調査と比較した場合であっても、全ての物価上昇率の中で光熱水費につきましては11.4%、電気代については18.7%、ガス代が7.8%とそれぞれ上昇しております。また、米については64.5%と大幅な増加を見せている状況でございます。

そもそもこの寮費を設定したのが7年前でございます。そこから比べますと平均でも11%の物価上昇をする中で、寮費に係るそういった町での費用をその対象者に負担をしていただくというのが今回のお願いする理由でございます。

また、保護者への説明ということですが、既に3年前からオープンスクール、学校説明会、入寮説明会で寮費の値上げについては周知をさせていただいているところでございます。その上で川根高校を選んでいただいていると認識をしております。

川根高校の低迷に影響がないかということでございますが、こちらの制度は川根高校の存続を目的としておるわけなんです。限りある財源の中、利用者にも受益者負担ということをお願いをしているものでございます。

川根高校志願者数につきましては、ここ数年、連携中学校と川根留学生とほぼ半数となっております。今年度についてもほぼ変わらないということでございますので、影響はないと思っております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっております議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部改正に対して反対の立場から討論を行います。

本案については、川根本町若者交流センター奥流について利用料金などを値上げすると

というのが主な内容です。具体的には、1か月使用料を4万円から4万7,000円で、2,000円から2,350円、350円から400円、450円から500円へとそれぞれ17.5%、17.5%、14.3%、11.1%アップされるとしています。確かに昨今の物価上昇は極めて深刻な様相を呈しており、食材費や人件費などの値上がりもこの例には漏れません。この意味で、奥流の運営経費も物価の上昇に伴って上昇曲線を描いているのを認めるにやぶさかではありません。

しかし、この施設そのものの目的は、川根高校の留学生に安心して過ごせる場を提供し、1人でも多くの留学生を受け入れるところにあったはずで。

今年度、高校の募集定員はそれぞれ、それまでの80人から40人へと半減されました。それでも令和6年度に入学した生徒の数は定員を大幅に下回る26人とどまっています。来年度においても、さきに明らかになった志願者数は23人となって、同校の存続に危機信号をともす水準に落ち込んでいます。もとより川根高校志願者の数は奥流の利用料金だけで左右されるものではありませんが、この利用料金の改定方針が志願者数の一層の減少に影響しなかったと言い切れるのでしょうか。それでなくても奥流の運営には多額の町財政が投入されており、利用料金収入はそのごく一部をカバーしているのにすぎません。わずかな持出しの抑制のために本来の設置目的が全うできなくなるようであれば本末転倒の極みと言わなければなりません。

併せて、川高がこの地域にとって本当の意味でなくてはならない学校としての役割を果たし続けられるようにするために、具体的な内容まではここでは述べませんが、よそでは学べない川高ならではの魅力の創出と発信を思い切って強めることを求めて、私の本案に対す反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、提案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

過日の全員協議会等で説明があったとおり、川根本町の若者交流センターにおいては、近年の物価、燃料等の高騰の中でも川根留学生の募集を優先して料金の据置を続けてまいりました。ですが、寮の運営は非常に厳しい状況になっているというのが現状であります。

このような中で、利用料金を引き上げるにより、収支の改善を図り、安定した寮の運営を図ることを目的に利用料金及び食事提供料の引上げを行うものであるということです。

また、中川根中学校及び本川根中学校が義務教育学校となったことにより名称を変更するという条例の改正でありますので、必要な改正と認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第22号、川根本町若者交流センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第17 議案第23号 川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 先ほどの件とほぼ趣旨は同様ですけれども、対象となる保護者の方の意向とか、経済状況などは確認したのかお知らせください。

結果はどうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 大竹議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどもちょっと御説明させていただいたとおり、3年前からこういう事情で物価高騰があるということで、特に反対をされるとか、そういった意見は聞いておりません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっています議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部改正に対して反対の立場から討論を行います。

先ほどの件とほとんど趣旨は同様ですので、重複はできるだけ避けながら反対の理由を述べてみたいと思います。

本案については、川根本町南麓寮について利用料金など奥流同様に値上げというのが主な内容です。このうち2人部屋の使用料は奥流南麓寮を通して最も高い23.3%もの値上げ幅となっています。ほかの点についてはここでは繰り返しません、これは昨今の物価高騰と比べても異様とも言えるべき値上げ幅と言わなければなりません。

この意味においても、先ほどの件にも増して認め難い内容だということを申し上げ、本案に対する反対の討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例に賛成の立場から討論いたします。

若者交流センターの条例の改正の中でも述べさせていただきましたが、やはり近年の物価高騰、特に燃料費の高騰等に対応するため、適正な料金の設定をするということと、この料金の値上げをすることにより収支の改善が図られ安定した寮の運営が見込まれるということですので、この条例の改正には賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第23号、川根本町南麓寮条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は10時10分からといたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第18 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について

(接岨峡温泉休憩施設)

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（接岨峡温泉休憩施設）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

これまでの実績はどのようになっているのか。

また、特筆すべき成果等はあるのか伺います。

それから、継続するに当たって、事業計画や抱負などは把握していますか。

町として、続けて指定するについて希望や条件等はどのようになっているのか伺います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

これまでの実績等につきましては、議案説明資料に施設の運営状況を載せておりますので、それ以外についてお答えをします。

特筆する成果ということでございますけれども、当施設は令和3年10月から指定管理として現在の西東がやっております。令和4年8月からは宿泊を始めましたので、その点はだんだん増えてきてございます。それが特筆すべき点でございます。

2点目ですけれども、継続するに当たっての事業計画等でございます。これにつきましては、審査委員会においてプレゼンをしております。やはり森の国も指定管理としておりまして、その連携をしていくということで、事業者はそれに多いに利用拡大につなげていくということです。

また、接岨峡湖上駅の利用者等や、今後、接岨地区で整備を進めていきますミズベリングの事業のイベント等に協力することでいろんな方を誘客していきたいというようなことで意気込みを語っておりました。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、公の施設の指定管理者の指定について（接岨峡温泉休憩施設）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第19 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について

（寸又峡温泉野天風呂）

○議長（石山貴美夫君） 日程第19、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について（寸又峡温泉野天風呂）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この提案されている業者はどのように選定されたのでしょうか、その理由と経緯をお願いします。

業者が名乗りを上げるに当たって、事業計画や特に力を入れたい点などがあつたら、お聞かせください。

町として、この業者を指定するに当たっての希望や条件などをお知らせください。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、お答えさせていただきます。

この業者につきましては、今回初めての選定でございます。この業者につきましては、この野天風呂の上にバレルサウナということでサウナ事業を展開しております。それにつきまして、やはりサウナと温泉をつなげていく、また提案のときには、やはり食事がないということで、地域内の食堂とも連携していきたいというようなことで、現在もやっておりますけれども、なお一層図っていきたいということで考えております。

また、町については、来年度予算でサウナツーリズムというところで、これは町内にとどまらず広域的な展開をしていく中で、やはり川根本町のサウナを結びつけて中部地域を周遊していただくというところで期待をしておりますので、今後一緒にやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 野口直次です。

ちょっと通告も何も要らんだよね、質疑ですのでやらさせていただきます。

今の指定管理者の関係なんですが、今の選定理由に、施設の設置目的が達成が期待できるというのは、恐らく今総務課長が言ったサウナの含みだと思うんですが、ただ、私が心配するのは、令和4年度、令和5年度の運営状況を見ると、令和5年度がコロナ以降、収入に対して支出が多くなってきている。それでまた令和6年度も、お金はどうであれ、赤字が増えている中で指定管理料は頂かないということだと思うんですが、向こう3年間の中、前にもそうだったんですが、前例がありまして、接岨峡温泉会館も最初の頃は指定料はほぼ要らんよということで420万いただいている、そういう今後の発生見込み等は、この委員会とか、あるいはお話の中に出たでしょうか、その点をお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） これにつきましては、すぐさま赤字解消ということではないんだろうし、方法としては、料金につきましては条例で定められている範囲内で協議して決めていくということがございます。その範囲内において料金の値上げ等も考えておりまして、また先ほど言いましたように、ほかの施設との連携ということで誘客を図っていきたいということで、事業者的には何とか収支をプラスにしたいというような提案を受けております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

ただ、やはりサウナも予約とかいろんなことがあるんですが、今までのように単独でお湯だけ入りたいという場合の価格等も、全体でこうなるから指定管理でお金が要るからというんじゃなくて、そこら辺の含みを、できるだけ野天風呂に日帰りで入りたいよという人たちのことも考慮していただきながら御指導していただきたいと思いますので、ぜひお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第25号、公の施設の指定管理者の指定について(寸又峡温泉野天風呂)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第26号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長(石山貴美夫君) 日程第20、議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

工事請負契約の変更ですけれども、この変更が必要になった理由をお知らせください。

そして、この工事の進捗状況はどのようになっているとか工期などは変更ないか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長(梶山正幸君) それでは、大竹議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の変更の時期関連についてですけれども、全協でも御説明しましたとおり、当初選定していましたように、川の水の水量が多く、大型ブロック積み工及び石積み擁壁工を施工する際に支障となることから、排水ポンプを追加する必要が生じたために、今回変更となったものでございます。

また、進捗率等につきましては、2月末で90%の進捗率でございます。工期につきましては、3月21までとなっております。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第27号 令和6年度川根本町一般会計補正予算

(第9号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第21、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 大竹勝子です。

申し訳ありません、通告の数字が間違っていたんですけれども、旧北小学校の解体差金ですけれども、それは合っているんですけれども、9月の補正のほうが6,700万と書いたんですけれども、4,646万円でした。それを訂正させてください。

それから、この増額した額をまた減らしているんですけれども、どうしてこのような減額になったのかお知らせください。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長(大村妃佐良君) それでは、お答えさせていただきます。

工事費につきましては、本年度詳細設計を実施いたしました。その詳細設計によって発注に不足を生じたため、増額補正をさせていただきました。今回の補正は、入札により金額が抑えられたことにより減額をするものでございます。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっているについて議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）に対して反対の立場から討論いたします。

本案については、年度末に当たるということもあって、様々な経費の実績を踏まえての精査の結果や、補助金等の特定財源の確定を受けての財源更正などが多数の項目にわたって計上されています。そして、差引きの補正額として1,960万円の増額をする内容となっています。様々な事業費を計上する際には、計上した額が事業費に満たない不足を来すことは許されませんから、多少ともゆとりを持って計上する必要があります。このため、実績に基づく精査を行えばある程度の余剰が生じるのが普通です。

今回の補正においても、こういった形で減額されている項目が数十項目にわたっていて、増額では2億6,000万円近くにも上っています。逆に言えば、給与改定による職員給与費で5,000万円余り、物価の高騰から町民生活や町内業者の営業を守るなどのため、低所得者向けの給付金やプレミアム付商品券を発行するために合わせて5,900万円余りの事業費も盛り込まれています。

また、地域振興基金への積立金として1億円、森林環境譲与税基金積立金として1,260万円余りが含まれています。通常であれば、ここに例として挙げたような項目は年度末の会計処理としてごく普通に行われていることと言えます。しかし、よくよく内容を見てみると、障害福祉費において700万円、子育て支援対策費の育児用品購入費扶助で70万円の減、林業振興費に至っては900万円の減、子供たちの海外英語研修費においては1,000万円近くも減額されています。これらについては他に予算は確保しておいたが、結局使わなくて済んだでは済まされないものと私は考えます。

例えば、育児用品購入費の補助については、次年度予算審査でも、使い勝手が悪いとの親御さんからの声があると指摘しましたが、もっと利用対象者の声にしっかりと耳を傾け、心から喜んでいただける制度にするべきだと思います。

また、旧北小学校解体費については6,700万円以上の減額となっていますが、これについては昨年の9月の補正において4,646万円を増額した経緯があります。あの増額補正が今議会で減額補正され、きちんとアスベストが処理できるのか、後々問題となることはないのか厳しく問われなければならないと考えます。

さらに、地域振興基金についても、取り崩し予定の2億2,210万円を全額取りやめて、その上に1億円もの積み増しを行うという内容です。単に要望がすくなくったからとか、事業実施の見込みが立たないから等の理由で減額するのではなく、本当に努力した結果の減額なのかが問われる内容で、しかも温存した財政的余力を生かして来年度事業で町民に真に喜ばれるような施策が積極的に展開されるとでもいうならいざ知らず、予算審査でも明らかなように、小学校5年生の県外体験の縮小や補聴器補助への所得制限、子育て支援の学校給食の無償化など、真に町民が求めるものになっているとは思えない内容で、何のための多額な財源温存か疑問を抱かざるを得ません。

ここまで触れてきたような点を総合して考えるなら、本案に対して安易に賛成することはできないということを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正については、完了もしくは完了見込みに伴う事業費の減額のほか、給与会計に伴う人件費の増額、物価高騰重点支援臨時交付金を原資とした住民非課税世帯等への給付事業、プレミアム付商品券事業、学校給食費及び保育園における材料賄い費の増額分の補てんや県営事業である農地中間管理機構事業及び急傾斜地崩壊対策事業において事業が前倒しになったことによる負担金の増額、退職手当の増額に係る委託料の増額、過疎対策事業債を活用した教職員住宅あじさい寮の改修工事を計上しております。

また、前年度繰越金や普通交付税の予算計上による基金繰入金の減額といった財源更正が主な内容となっており、必要かつ緊急性を要する補正予算にふさわしいものと認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第28号 令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第22、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、令和6年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第23 議案第29号 令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第23、議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、令和6年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第24 議案第30号 令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第24、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、令和6年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第25 議案第31号 令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第25号、議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、令和6年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第32号 令和6年度川根本町簡易水道事業会計補
正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第26、議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、令和6年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（石山貴美夫君） お諮りします。

ただいま町長から同意1件、議案6件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7として議題にしたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号追加1のとおり、追加日程第1・第2・第3・第4・第5・第6・第7として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 同意第1号 副町長の選任について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第1、同意第1号、副町長の選任についてを議題とします。町長の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、同意第1号、副町長の選任について説明をいたします。

このたび秋元副町長の県への帰任に伴い、新たな副町長を選任する議案を提案させていただきます。

まず、副町長の役割は、町長を補佐し、町の行政運営を円滑に進めていくために非常に重要です。また、現在は新町建設計画に基づく施設整備が進む中、人口減少対策や大井川鐵道の復旧等、課題が山積みしております。これら全国的・広域的な諸問題を解決していくためには、国、県等の関係機関の連携は不可欠であります。

県からの副町長招聘により県との情報共有や協力体制がスムーズに課題解決に取り組めるとともに、町職員にとりましても刺激になります。新しい視点や考え方を持った方が加わることにより、職員の意識向上や、よりよい行政サービスの提供につながると期待しております。

このような中、今回、県から推薦をいただきました渡邊誠氏を副町長に選任したいと考え、地方自治法第162条の規定により同意を求めるものであります。

渡邊氏は、現在51歳、富士市出身で、静岡市にお住まいであります。県においては合併推進室や自治行政課において地方自治、企業局事業課及び企業立地推進課においては企業誘致に取り組み、現在、経済産業部森林・林業局調整主幹という要職を務められており、町の産業振興などに大いに期待するところであります。

今後の行政運営と町の将来を考える上で、私のよき相談相手となり、さらに補佐役として協力いただけるものと確信しており、共によりよい町を推進していけるものと考えております。

以上、よろしく御審議いただき、御同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で町長の説明を終わります。



◎追加日程第2 議案第40号 川根本町消防団員等公務災害補償条例
の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第2、議案第40号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、園田靖邦君。

○町長（園田靖邦君） 議案第40号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

令和6年8月の人事院勧告を受け、令和6年12月に給与法の一部が改正され、俸給月額及び扶養手当支給額が改定されました。これにより、損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について定めている非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和7年2月21日に公布され、令和7年4月1日に施行されるため、当該条例を改正するものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第3 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第3、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これはし尿等中継槽建設工事に係るものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、園田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第41号、工事請負契約の締結について説明いたします。

本件は、令和6年度川根本町合併特例債事業（川根本町し尿等中継槽建設工事の請負契約の締結）について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月27日に建築工事に関する特定建設業許可を有する8業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社アーク東海が落札し、契約金額1億9,470万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第4、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これはし尿等中継槽建設造成工事に関わるものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議案第42号、工事請負契約の締結について説明いたします。

本件は、令和6年度川根本町合併特例債事業（川根本町し尿等中継槽建設造成工事の請負契約の締結）について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月27日に土木工事に関する特定建設業許可を有する6業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、徳山建設株式会社が落札し、契約金額5,632万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第5 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第5、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これは町道水川藤川線災害復旧工事に係るものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第43号、工事請負契約の締結について説明いたします。

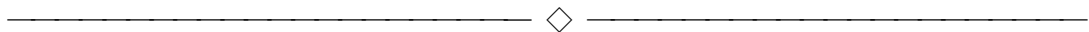
本件は、令和6年度、令和6年災、査定番号第31号、町道水川藤川線道路災害復旧工事の請負契約の締結について議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る2月27日に土木工事に関する特定建設業許可を有する6業者をもって指名競争入札を執行しました。その結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額1億2,045万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和7年3月28日を予定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第6 議案第44号 業務委託契約の締結について

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第6、議案第44号、業務委託契約の締結についてを議題とします。これはし尿等中継槽機械設備設置業務委託に係るものです。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第44号、業務委託契約の締結について説明いたします。

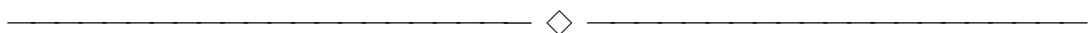
本件は、令和6年度川根本町合併特例債事業（川根本町し尿等中継槽建設工事機械設備設置業務委託の請負契約の締結）について議決を求めるものであります。

本業務委託につきましては、し尿等中継槽建設工事に伴いし尿処理機を設置するものですが、搬出するし尿等を受入先の機械条件に合わせる必要があること、非常に煩雑な手間や衛生面の配慮等の調整が生じることなどの理由から、現在当町のし尿処理を行っている株式会社クリタス東海支店と2月27日に単独随意契約を執行しました。この結果、契約金額7,188万5,000円で業務委託請負契約を締結しようとするものであります。

履行期間につきましては、議決の日の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第7 議案第45号 令和6年度一般会計補正予算（第10号）

○議長（石山貴美夫君） 追加日程第7、議案第45号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、議案第45号、令和6年度川根本町一般会計補正予算（第10号）の概要について説明いたします。

今回の補正は、当定例会の初日に上程させていただいた教職員住宅あじさい改修工事について、第1表の繰越明許費のとおり、繰越限度額をお認めいただきたいものです。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山貴美夫君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◇

◎日程第27 発議第1号 川根本町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第27、発議第1号、川根本町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 川根本町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は3月24日、午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前10時46分

令和7年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和7年3月24日（月）午前9時開議

諸般の報告

日程第 1 一般質問

出席議員（１１名）

１番	佐々木 直也 君	２番	中 野 浩 和 君
４番	中 原 緑 君	５番	澤 西 省 司 君
６番	大 竹 勝 子 君	７番	杉 山 広 充 君
８番	野 口 直 次 君	９番	中 野 暉 君
１０番	中 田 隆 幸 君	１１番	中 澤 莊 也 君
１２番	石 山 貴美夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	秋 元 伸 哉 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	大 村 妃佐良 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	澤 口 誠一郎 君
建 設 課 長	梶 山 正 幸 君	教育総務課長	平 松 敏 浩 君
社会教育課長	大 村 泰 子 君	会計管理者兼 会 計 課 長	鈴 木 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 寛 明
--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月14日と同様ですので、御了承願います。

◎諸般の報告

○議長（石山貴美夫君） 続いて、諸般の報告を行います。

3月14日の本会議散会后、全員協議会を開催し、追加議案の詳細説明を受けました。その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会の議事日程等について御協議いただきました。引き続き議会広報委員会の皆様には、議会だよりの作成を行っていただきました。

3月17日には予算特別委員会を開催し、現地調査と委員会採決を行っていただきました。また、私たち川根本町議会は、先般、三陸鉄道沿線を中心に岩手県内へ視察研修に行かせていただいたところで、研修の折には住民の皆様の地域に寄せる郷土愛に触れることができ、非常に有意義な研修でありました。

それから間もなく、岩手県大船渡市で大変大規模な林野火災が発生し、多くの方々が苦しんでいる状況を鑑み、少しでも力になればと、議員一同の総意で被災された方々に対し、3月14月付で義援金を送付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第1 一般質問

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、大竹勝子君、杉山広充君、中原緑君、中澤莊也君、野口直次君、佐々木直也君です。

質問者が6人以上となりましたので、議会運営の申合せにより、本日と明日の2日間に分

けて行います。

本日は、大竹勝子君、杉山広充君、中原緑君の一般質問を行います。

議会運営の申合せにより質問の制限時間は30分で、再質問は一問一答方式とします。的確に質問・答弁をするようお願いします。

順番に発言を許します。

6 番、大竹勝子君、発言を許します。

○6 番（大竹勝子君） 日本共産党の大竹勝子です。

今回も一般質問をさせていただきます。

今回、通告してありますのは、大きくって二つの問題です。

第1点目は、今期定例会の最大のテーマでもある来年度の当初予算案をめぐる問題です。一つは、22年の台風15号に伴う豪雨による災害で、運休状態になってからちょうど2年半になる大鐵本線の早期全面復旧をどのようにして図っていくかという問題点です。

まず、来年度の当初予算案ですが、これは既に予算特別委員会でも審査も終わり、明日の採決を待つばかりです。合わせて7本のうち、一般会計予算案は64億1,700万円と、今年度の当初予算と比べ2,800万円ほど規模が大きくなっています。今年度は少なくない事業が補正予算として計上されたという点はあるものの、幾つもの大型事業が組まれ、こういったものがほとんど姿を消した来年度予算は、普通なら相当規模が縮小してもおかしくないはずなのに、若干ながら増額されているのは注目に値するところです。規模的にはさぞかし多くの町民の切実な願いや要望などが取り入れられているのではないかと考えたいところですが、しかし、私が見た限りでは、そのようにはなっているとは思えません。

そこで、通告に従い、4点伺います。

1点目は、町長は事あるごとに「町民の命と健康を第一に考える町政、町民が安心して暮らせるまちづくり、子育てするならこの町で」と考えていると言われますが、町民が心底そう思ってもらえるような予算になっているとお考えでしょうか。例えば、育児用品の購入券を配付する事業でも、紙おむつ、粉ミルク、お尻拭きの3品目が町内6事業所で購入でき、ありがたいという声もありますが、町外の店ならもっと安く買えるといった声も聞かれます。本気で子育てしやすいまちづくりを進めたいのであれば、もっと実情に即した、血の通った仕組みや施策に改善しないと、町長のお言葉と町民の感覚とのずれは拡大するばかりということになるのではありませんか。

この分野の思い切った充実とともに、実際の子育てをしている方々の声をよく聞いて、それらの方々に本当に喜ばれる施策を展開して、子育てするならぜひ川根本町でと若い世代から注目されるようなまちづくりを必要とするお考えはありませんか。来年度予算案を幾ら調べても、目に見えてこの分野が充実させられているようには見えません。

2点目に、学校給食費についても国民の声を聞き、国でも学校給食の無償化を進めており、近隣市町でも無償化が広まっています。ところが、当町は来年度予算においても無償化では

なく、有料の自治体の中では県下で一番安くしたということで、あくまでも無償化を避けています。異常とも言える物価高の中で一生懸命子育てをされている保護者の負担を軽くして、喜んでもらいたいとは思いませんか。町長はなぜ国が進めている無償化に踏み切らないのですか。無償化しない理由を伺います。

3点目は、川根高校以外の高校生の通学費の補助についてです。これまでも何人かの議員が質問されていますが、町長は「子供は町の宝だ」と言いながら、保護者が補助してほしいという要望に全く応えていません。町内にも高校はあるじゃないかと言われるかもしれませんが、子供たちには高校を選ぶ自由が認められているはずです。川高の存続を図ることは別の問題として、子育て中の御家庭の負担を少しでも減らす対策は、それとして講じることが本当の意味での子育てしやすいまちづくりへの第一歩ではないでしょうか。ぜひ、積極的なお答えをお願いします。

4点目に、来年度予算案の中で私たちが繰り返し求めてきた補聴器購入への助成事業の経費が計上されています。この件だけ見れば、多くの町民の願いがやっと日の目を見たわけで、大いに喜ぶところですが、補助対象者は住民税非課税の者に限り、1人5万円を限度に2分の1を10名分となっています。

住民税非課税の方は多くが日々ぎりぎりの暮らしを余儀なくされている方々です。一般に医師が処方するような補聴器は、安くても10万円から2～30万程度するのが普通です。診察を受け、診断書をもらうだけで万円近い費用がかかります。住民税非課税の方自体は多くても、実際に補助金を申請する方は極めて限られてくるのではないのでしょうか。

続いて、大鐵をめぐる問題について伺います。

来年度の一般会計当初予算案には「大井川鐵道災害復旧支援事業費」という新たな目が設けられて、復旧費用の負担区分などが明らかになったら、町として必要額をここに補正計上するのだと説明されています。

しかし、その予算額には目を疑いました。何と6万円こっさりです。これではかつての水返せ運動のときのような行政、議会、町民が一丸となって早期全線復旧へ向けて機運を盛り上げるなど、夢のまた夢になるのはもとよりのこと、同線の早期全面復旧のために取り組んでいる組織や、それを切実に願っている沿線住民を大きく落胆させるのに十分な内容だと言わなければなりません。

また、率直に言って、私には町当局がこの問題に対してどういった姿勢で挑み、どんな取組をしているのか、およそ見えてきません。一昨年の9月以降、町として大鐵本線の早期全面復旧を実現するためにどんな考え方に基づいて、どんな取組をしてきたのか、残らず御説明ください。

あわせて、県に事務局が置かれている大井川鐵道沿線における公共交通のあり方検討会が1年以上も開かれていません。大鐵本線の運休が長期化していることで深刻な影響を受けているのは、事実上、当町だけです。常識的に考えて、当町が検討会の開催や早期の全面復旧

へ向けて指導的役割を果たさなければ、進展が期待できるはずはないのは明瞭です。この面についても、町当局としてどんな働きかけや発言などをしてきたのか、具体的にお答えください。

最後に、あり方検討会は冒頭のみ報道陣に公開するという形で、事実上、密室での協議が続けられてきました。この問題は多くの町民が切実に早期復旧を願うとともに、強い関心を寄せています。また、復旧を実現させる上で利用者や沿線住民が大きく声を上げていくことが重要な意味を持つと考えられます。このためには、検討会などの場でどんな議論が交わされ、何が復旧の根本的な障害で、何をどう克服しなければならないかといった点が利用者や町民、地域で広く共有されることが決定的ではないかと私は考えます。

町として、検討会の全面的な公開を求めたことがこれまでにありましたか。はっきりとお答えください。また、次回の検討会がいつ開かれるのかは今もって明らかにされていませんが、それに向けて、町として全面的な公開の形で開くよう強く求めるべきだと思いますが、そのお考えがとおりかどうかについても併せてお答えください。

まずは以上の点をお尋ねし、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの大竹勝子君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 改めまして、おはようございます。

それでは、新年度予算に対する考えについてお答えします。

令和6年度に義務教育学校がスタートし、斎場建設、し尿処理場整備等大規模事業も7年度中の完成に向け、一つ一つ着実に進めてまいりました。新町建設計画の最終年度となる7年度末にはハード整備が一段落を迎えます。これらのハード整備の完了を機に令和7年度を「ハードからハートへ」の転換期として捉え、私が今年の一字として掲げた「整」のスタートの年としたいと考えています。

令和7年度予算では、子育て関係において妊婦検診や分娩等への交通費補助を新たに設けたほか、継続ではありますが、小児科・産婦人科のオンライン相談、保育料軽減や給食費負担軽減など盛り込みました。このように、来年度からは行政サービス等の充実に取り組み、「住み続けたい、住んでみたいまち」を目指してまいります。

二つ目の学校給食の無償化にお答えします。

学校給食の無償化については、議会答弁でも申し上げたとおり、前向きに検討した結果、川根本町は県内有償化の市町において保護者負担が最も安い給食費となっております。限りある財源の中で給食費の無償化ばかりではなく、住みやすいまちづくり、子育てのために何にどう使うかを考えながら進めてまいります。

一つ目の三つ目です。高校生の通学費補助についてお答えします。

川根高校生以外の通学費補助はしておりませんが、令和6年3月までは大井川鐵道の減便による対応としてスクールバスを運行しておりましたが、電車定期購入者が対象でした。現

在は、大井川鐵道の一部運休により千頭・家山間は町営バスが運行しており、運賃も電車運行と比較すると安くなっております。また、定期券購入により割引もされます。

現在、町外へ通学している高校生は自家用車やバスを利用しているなど様々なケースがありますので、今後の大井川鐵道の状況も含め、本町の公共交通の在り方を踏まえ、検討してまいりたいと考えます。

四つ目の補聴器補助については担当課長からお答えします。

2の一つ目、大井川鐵道の復旧に向けた取組についても担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） 最初の御通告の4番目、補聴器助成事業に関する質問にお答えをいたします。

補聴器助成事業は、加齢により聴力が低下し、一定レベル以下となった高齢者に対し、耳鼻咽喉科の医師が必要と認めた場合、補聴器購入費を最大5万円まで助成するものです。議員が御指摘のように、希望者全員がこの助成制度を利用できるよう、住民税非課税者の要件を設けないことが理想かとは考えます。しかし、限られた予算の中、所得が一定の基準を下回る、より経済的な支援を必要とする方々へ優先的に助成が行えるよう設けた要件であり、これを外すことは考えておりません。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） それでは、私からは2の一つ目、大井川鐵道の復旧に向けた取組についてお答えします。

令和4年9月の台風第15号により大井川鐵道は大きな被害を受けました。町では全線復旧に向けた要望書を、大井川鐵道はもとより、静岡県知事や国土交通大臣宛てに提出しております。令和5年10月には川根温泉笹間渡駅まで開通し、令和6年3月開催の大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会では、早期の運行再開を目指した検討を継続するという方向性が示されました。

現在の課題としましては、運行再開に必要な費用の調達になります。これにつきましては、議員御承知のとおり、本町だけの問題ではなく、静岡県、島田市及び大井川鐵道と協議をしております。早期復旧に向け、引き続き関係機関と連携を進めていきます。

また、町独自の取組としましては、昨年6月から大井川鐵道全線復旧・復興に向けたまちづくり意見交換会を立ち上げ、町内の観光事業者等との意見交換・情報交換を行い、地域のにぎわいづくりとしてイベントへの参加や駅舎清掃を実施してきました。今後も地域のにぎわいづくりや全線開通後の鐵道の利活用について検討してまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 初めに、子育て支援についての育児用品の支給事業について伺います。

答弁を伺っておりますと、子育て中の保護者を支援するのが主目的なのか、それとも町内の業者を守ることが主眼に置かれているのか、率直に言ってよく分かりません。もちろん、町内の業者を守ることが重要な問題ですから、そうしたことを一切考えるなどとは言いませんが、しかし、この事業は402万円計上されていますが、昨年度より60万円減額になっています。予算科目の上でも子育て世帯を支援することを中心に据えれば、極めておかしな話になるのではありませんか。

町内業者への支援については、それにふさわしい予算科目において、実効性があると考えられる施策をそれとして組むこととして、この事業に関しては、子育て支援センターに品物を常備しておき、引換えに対応するといったこともぜひ検討してみたいと思います。災害のことを考えて、そのように品物を常備しておいたらどうかと思います。

また、取扱店に行っても品切れで買えないといったことがないように、十分な在庫を置くようにする対策も重要ではないでしょうか。また、町外でも使えるようにしてほしいという声も多く、チケットよりも現金で欲しいという方もおられます。いろいろな要望があるのが事実です。こういったことについても保護者の要望を聞いて、それに沿って改善を図る考えはありませんか。

○議長（石山貴美夫君） 健康福祉課長、森下育昭君。

○健康福祉課長（森下育昭君） それでは、大竹議員の質問にお答えをさせていただきます。

大竹議員のおっしゃるとおり、大量に仕入れることが可能な町外の事業所で購入すれば安価に購入することができることは承知しておりますが、この制度は、町内で子育てをされている世帯の経済的負担を軽減するために、町内で登録をされている事業者さんで育児用品を購入することができるように制度を構築したものでございます。町民誰もが安心して子供を産み、育てることができる環境を整備し、町として子育てを応援する制度となっておりますので、現時点においては町外で購入券を利用できるような制度への改正は考えておりません。

また、このいろいろな制度の中でも町民の皆様方からの意見を聞きながら対応しているところでございますので、その辺も含めまして、今後も対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します、どうぞ。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 次に、学校給食ですけれども、学校給食は、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することで健康の増進、体位の向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進められる、まさに「食育」と言われる教育そのものです。

給食時間は、準備から後片づけを通して計画的、継続的に指導を行うことにより、望ましい食生活を身につけることができます。2008年には学校給食法が大幅に改正され、学校給食の目標が四つから七つになり、学校給食は教育の一環として実施していくことが明確になりました。これにより、学校給食の無償化は国の施策としても避けられない課題となっていま

す。

3年に及んだコロナ禍や、それに続く異常な物価高騰の中で保護者の負担軽減を図ろうとする自治体が増える中、当町でも待ったなしの少子化対策として、国に先駆けて、一日も早く給食費の無償化を実現して、子供が多い御家庭ほど負担が重い給食費の無償化をぜひとも取り組むべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 基本的には先ほど町長がお答えしたとおり、限りある財源をどこにどのように使うか、子供たちのことを第一優先に考えてということでございます。国のほうも現在、自民党、公明、維新の3党の合意がされたということになっております。これから6月無償化に向けて、その国のほうの話合いがされるということも情報としては入っております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 給食費の無償化は、国の地方創生臨時交付金を使った期限限定の自治体を含めて、2023年8月時点の調査で482自治体で小・中ともに無償化に踏み切る自治体が増えています。当町が真に保護者に喜ばれる無償化でなく、補助でお茶を濁す理由は何ですか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 議員の質問にお答えいたします。

そういったところを含めまして、県内でも有償化のところで一番安い給食費で対応したいというのが川根本町の考えでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 我が国の子供の6人に1人が貧困と言われて久しいですけれども、困窮世帯は生活保護や就学援助制度で無償になっていると言われますが、子育て世帯の困窮は解消されているとお考えですか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 困窮世帯の対応ということで、国の制度として要保護・準要保護の世帯に対しましては給食費のほうも対応しておりますので、対応しているということで考えております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 要・準保護世帯は何件で何人くらい、何パーセントくらいありますか。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君にお願いします。

数字が入っているものについては、事前に通告をお願いしたいと思います。6番、大竹勝

子君。

○6番（大竹勝子君） 憲法で教育は無償とうたう我が国で、このような格差をつくったままでいいと考える根拠を教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） すみません、ちょっと聞きそびれてしまったので、もう一度ごめんなさい。質問のほうお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 憲法で教育は無償とうたう我が国で、このような格差をつくったままでよいと考えますか、根拠を教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 教育については基本、無償となっております。ただし、食とかそういったものに関しては憲法で無償というふうには定められていないと思っております。以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） やらないよりはましですが、補助で下げたままだけでは、子供が多い世帯ほど保護者の負担が大きい状況は解消しません。少子化対策に逆行しているとは思いませんか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） ちょっと回答が重なって申し訳ないと思うんですが、そういったところを含めて、保護者の負担がなるべく少なくなるよう、町のほうで金額にして760万ということで当初予算に計上しまして、負担を軽減するという対策を取っております。以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 学校給食運営委員会ではどのような協議がされていますでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育総務課長、平松敏浩君。

○教育総務課長（平松敏浩君） 今年1月に給食運営委員会開催しました。そのときで給食の無償化についても話題となっております。そのときでも、やはり委員の中からは食というのはどこにいてもかかるものであるということで、そういった意見を出された委員がいらっしゃいました。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 次の課題に入ります。

町外の高校に通う生徒さんに対して通学費を補助したらどうかという問題ですが、かつて私たちが高校に通っていた頃は、大井川鐵道の株を持っている人から株を貸してもらって、安く定期を買うことができたが、大鐵が2017年6月にエクリプス日高の子会社になって、

それもなくなりました。

大鐵が不通になり、町営バスが家山から当町まで半額で250円で行けるようになりましたが、それでも家山から当町への町営バスの通学定期代は6,000円もかかると聞きました。それより遠い高校の場合は大変な額を負担しなければなりません。せめて通学定期代の半額くらいを補助する考えはありませんか。

○議長（石山貴美夫君）　　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　では、議員の質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃられましたとおり、現在、高校生の運賃は半額となっております。また、定期等の定期代も半額ということで今やっておりますので、定期代の半額ということで考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　　6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君）　掛川や菊川への高校へ通っているお子さんの場合は、保護者が川口まで行って、島田のコミュニティバスに乗せて、それでも少しでも安い、運賃負担を減らそうとしていると聞きます。早朝、夜半の往復に2時間に近い送り迎えをされる保護者の負担と子供さんへの深い愛情は並大抵のものではないと思います。このような保護者の御苦勞を考えると、せめて「子供は町の宝」と述べておられる町長ですから、ぜひ通学定期の半額ぐらゐの補助を実施して、町で育つお子さんの保護者とともに守り育てる意思を示すべきではないでしょうか。町長の御決断のほどを伺います。

○議長（石山貴美夫君）　　町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君）　答弁でも申したとおり、今、こういう状況の中でやっていますけれども、また大井川鐵道が復旧になってからの今後の対応もしなければいけないと、そんなふうに思っています。

私ももともと菊川へ通っていたものですから、大分親には負担をかけた一人の生徒だと思っていますが、いずれしましても、やっぱり親というのはいろいろな意味の中に置いておいて、そこまでして育てるものだ。そんな意味からも、町でこれからどうするかはさらに検討の余地はある。今はそういう答弁にさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君）　　6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君）　次に、補聴器のことですけれども、来年度予算で新規に組まれている補聴器購入に対する助成事業ですが、特別委員会での説明では住民税非課税の方限定で医師の診断書を前提とするということでした。これではあまりにも狭き門で、本当に聴力の衰えて日常生活に支障を感じ始めている方に、一人でも多く喜んでもらえるようにしようという考えは見えません。

せっかく制度を新しくつくるのであれば、少しでも恩恵が受けられる方が多くなってこそつくる意味があるというものではないでしょうか。初めての補助事業でどれくらいの方が生

かされるか分かりませんが、予算に対して希望者が多くなったときの対応として補正予算など考えておられますか。

県内でも24年度から8自治体が生活の支援、認知症予防の観点から65歳以上の方を対象に助成し、増えてきています。島田市と袋井市は40歳以上です。袋井市では住民税の滞納がないことだけを条件にしています。町は希望者には補正予算を組んでも目こぼしのないようにすることを含め、ぜひこの場で町としての判断を下していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、お答えをいたします。

まず補正予算の件ですけれども、まだ事業も実施しておりません。予算不足は現在のところは想定をしておりません。原則として計上した予算の範囲内での対応を考えてございます。

それから、県内には様々な形でこの助成事業を行っている自治体がございます。それらを参考に、特に近隣の市町を参考としたこの制度となっております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 次に、大鐵の早期復旧に向けて、これまで町としてどのように取り組んでこられたのかという点について、ごくかいつまんだ答弁しか伺えていないような気がしますので、再質問いたします。

壇上からの質問の中でも念を押しておきましたが、これまでの取組について全てお答えいただけたのでしょうか。もし、まだあると言われるのであれば、この機会に残さずお答えをお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） これまで取り組んできた経緯ですけれども、令和4年9月23日から24日にかけて台風第15号、川根本町、大きな被害を受けました。その以降ですけれども、令和4年10月25日に全線開通の要望書を大井川鐵道宛てに町、町の商工会、まちづくり観光協会の連名で出させてもらっております。11月25日には早期復旧や運行再開の支援の要望書を県知事宛て、12月6日には同じく要望書を国土交通大臣宛てに提出しております。

令和5年1月には大井川鐵道から運営支援に関する要望書を受理しております。その後、9月11日には支援する会の署名に県知事、県議会議長宛てに同行したり、同月29日には、今度は国土交通大臣宛てということで中部運輸局のほうへ対応させてもらっています。10月に入りまして、10月、11月には県、中部地域局土木事務所、農林事務所と町による被災箇所の現地確認を行っております。12月8日には全地区に、全戸に現状のチラシを配布させてもらったりしております。

令和6年に入りまして、うちのほう、先ほど言いましたけれども、まちづくり意見交換会を発足し、そういったことでこれまで進めております。

町も何もやっていないというわけじゃなくて、全線復旧、町長の意向どおり、町の最重要課題ということで取り組んでまいっております。ただ、やはり今現状の課題、先ほども申しましたけれども、今の課題は運行再開に必要な費用の調達になりますので、その辺で、まだそれを協議している段階ですので、表に出せないというか、それが見えないと言われる部分だと思いますけれども、それに向けて、一昨日の社長の講演会においても、行政側も結論を出そうとしていると実感があるというのは議員もお聞きになったと思います。町のほうも一生懸命動いておりますので、そういったことを御理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） これから町当局として、ただいまお答えいただいた内容以上の取組はされなかったということで受け取らせてもらってよろしいでしょうか。もし、先ほどの答弁に含まれていない点があれば、改めて漏れのないようにお答え願います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 議員がどの程度細かいのを知りたいのか、ちょっとおっしゃっていただければと思います。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 内容をお知らせいただいていないので、よく分からないんですけども、取組などがちょっと私として分かっていないものですから、その辺をお知らせいただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 課長答弁にあったとおり、取組はしっかりやっています。要はもう費用の段階の中でどうするかということです。それほど、町の台風15号災害というのはほとんど地元は入札もしてしまっただけで、2月、3月の工期、そういったものです。ただ、大井川鐵道の場合は民間鉄道として絡みがありますので、その中において我々行政が、島田市もそうですけれども、静岡県もそうですけれども、その段階の中で今いろいろな話合いをしているということです。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大鐵の復旧をどう促進するかという問題ですけれども、先日の22日の鳥塚社長の講演会はどう感じられたでしょうか。費用負担が決まらなければ、検討会を開くことができないような感じの答弁でしたけれども、さらに時期が延びて、鳥塚社長も言われたように、物価高の折、さらに経費が膨れ上がるのではないかという心配もありますが、どのように進めるお考えですか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 鳥塚社長の講演でもおっしゃってございました。今、けがをして出血している状況だと。まだ血は流れている。いつまで血が流れているか、それはもたな

いよというようなこと、議員も聞いたかと思います。沿線市町も県もそれは十分承知しております。そのために、今、協議を進めております。くどいようですけれども、行政側も結論を出そうとしているというのは、社長の言葉からもあったように前に進んでおります。そういったことで御理解願いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） また鳥塚社長も述べておられた、長島ダムに堆積する土砂への搬出に活用したいということについては、私たちもかねてから県などへ要望していることで、2023年9月には国交省にも出向いて、同じような趣旨の申入れをした際に、国交省の担当者から、関係者が一丸となって要望するなら検討する旨の回答を得たということについても、議会でも何回も述べてきています。町長は、何度も東京に足を運んでいると言われますが、そのようなことを国へ伝えたという報告を受けた覚えはありませんが、どうなのでしょう。国へ伝えなかったであれば、どうしてですか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 通告に入っていることかどうか、ちょっと私も分からないんですけれども、この後、中原議員の質問も入っているんですよ。貨車で砂利を運ぶとかなんとか、国にそんなこと私も言ったことがないんですけれども、鳥塚社長もそんなこと言って、新聞で読ませていただきましたけれども、逆にそれが可能かどうかということもあるんだろうし、だからそういったことを国に、国交省のほうに言ったことはないんですけれども。

いずれにしても、今後の展開の中でどういう方向性が見いだされるか、それは大事なことだと思いますので、一つのそれは案だと思っていますし、私も。そういった意味で考えていただければいいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 長島ダムの堆積土砂の搬出に大鐵も使うようになれば、何よりもまず大鐵の経営基盤を安定させる上で大きな効果が期待できると思います。2番目に堆積土砂の排除を効率的に、しかも道路交通への負荷がなく進められるということで、3番目にダンプカーを使って土砂の搬出を行うよりも、温室効果ガスである二酸化炭素の排出を大幅に減らすことができる。4番目にあってはほしくはないのですが、万一、大鐵が将来において再度、災害に遭うようなことがあっても、早期の復旧へ向けて国や県の認識をよりスムーズに得られるようになると考えられます。数え切れないくらいの効果が期待できると思います。

川根本町としても、この実現に向けて強力な推進姿勢を明らかにすべきではありませんか。町長のお考えをお聞かせください。

（「質問がおかしくない」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 大竹勝子君に申し上げます。通告にない質問になっておりますので、質問をちょっと変えていただきますようお願いいたします。

○6番（大竹勝子君） じゃ、別の質問にします。

○議長（石山貴美夫君） 大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 減便になったことで島田の高校へ行っているお子さんなど、中間テストなどで早く終わったときなど、バスのダイヤが合わずに家山駅でかなり待たされるというようなことも聞いています。また、通院される方からもとても不便で、年を取ったらこの町では暮らせないというような声が聞かれます。長期の療養では、外出支援タクシーを定期的に使っておられる方などはそういうことはないと思うんですけども、急に島田の総合医療センターなどへ、紹介状をかかりつけ医からもらった場合など電話しても1か月先まで予約が入っていて予約が取れないということを聞きます。また、救急車で出た場合、同乗者が帰りにバスを利用したことがなくて、どうやって帰ろうかと困り果てたということも聞いています。

通学や受診に不便を感じておられる方がいることに対してどのように感じておられますか。鳥塚社長は観光に力を入れていますが、日常的に大鐵を使わなくてはならない方の対策も町としては考えていかななくてはならないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 暮らし環境課長、風間一章君。

○暮らし環境課長（風間一章君） それでは、議員の質問にお答えいたします。

現在、バスの運行は昨年同様、6本で行っております。その中で運転時間が空いているところなんですが、このところは運行事業者と常に協議をしております。ただ、事業者も運転手不足等により現在の運行がぎりぎりということで伺っております。

今後とも運転事業者とは協議をして、いい時間帯になるような形で協議をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 私たちが毎年行っている予算要求でも繰り返し取り上げていますが、大鐵乗車補助を町営バス料金に連動した利用しやすい額で、金谷まで補助を行う考えはありますか、金谷まで。

○議長（石山貴美夫君） 暮らし環境課長、風間一章君。

○暮らし環境課長（風間一章君） 今、バスは千頭駅から大井川鐵道が運休している箇所までを運行しております。その間の運行をしている運賃補助等を行っておりますので、それ以降の補助等は現在のところは考えておりません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、戻りますけれども、川根高校の対策ということで、地域になくはない高校として地域住民を含め、近隣地域入学生の希望者を増やしたいといった点で考えれば、いかに多くの子供たちから選んでもらえる高校にするかという点にあるのではないかと思います。この点にめどがつけば、町外の高校に進学して学ぼうとする町内

の生徒さんにも温かく、通学への便宜を図ることができるようになるのではないのでしょうか。

川根高校の存続を確かなものにするためには、何より川高自体がこの地域にどうしてもなくてはならない高校だという共通認識を大多数の町民に共有していただけることが肝心だと思います。私はこのために、この地域で非常に切実な課題となっている交通弱者対策としてライドシェアの取組ですが、移動を希望する方と助手席などにそうした方を同乗させてもよいという方の都合を合わせるアプリケーション、いわゆるアプリですが、その開発を川高生に担っていただくようにしたらどうかと考えます。

アプリケーションというのは、作って引き渡したら終わりというものではありません。少し使い勝手のよいものにするために利用者やシステムを管理する側からの情報を常に集めて磨きをかけ続けなければなりません。こうした実際の運用段階まで続く、ちょっと古い言い方ですと、アフターサービスをするには、この地域に立地している川高にお願いすることが最適ではないかと思います。町長のお考えを伺います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） ちゃんと、アプリケーション出していただいて、ライドシェア、そういったことも考えながら川高生にやらせることも一理あるかとは思いますが。

○議長（石山貴美夫君） 大竹勝子君、質問の制限時間が近づいていますので、簡潔にお願いいたします。

○6番（大竹勝子君） さらに言うなら、最近大きな注目を浴びているライドシェアにも力を入れており、高齢化が進み、僻地の集落を多く抱える当町では当然同じで、実用化を図る必要がある施策と思われますが、そのために一番必要なのは利用を希望する高齢者などの声を聞いて……

○議長（石山貴美夫君） 大竹勝子君に申し上げます。制限時間を過ぎております。おまとめいただくか、ここまでにいたしたいと思います。

○6番（大竹勝子君） 磨きをかけていく町のアプリの開発で、これを高校生の有志の皆さんに担っていただければ、様々な実務の中で、本当の意味で優秀なソフトウェア技術者を育てる上で極めて効果的な取組と思います。この作業を担って鍛えられた生徒さんは、必ずや社会に出て、貴重な人材として歓迎されるはずですし、地域住民が川根高校生を見る目にも大きな変化が起こるはずです。

○議長（石山貴美夫君） 大竹勝子君に申し上げます。制限時間を過ぎてしまっておりますので、ここまでにいたしたいと思います。よろしいですか。

○6番（大竹勝子君） すみません。

○議長（石山貴美夫君） これで大竹勝子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時10分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時10分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、杉山広充君、発言を許します。7番、杉山広充君。

○7番（杉山広充君） おはようございます。

7番、杉山広充です。通告に従い、一般質問をいたします。

現在、教育界では、小学校においては令和2年、中学校においては令和3年、高等学校においては令和4年から支援学習指導要領が全面実施されています。学習指導要領は、各学校が教育課程、いわゆる教育計画を編成、実施するに当たっての大綱的な基準と言えると思います。学習指導要領は文部大臣から公示されます。これは、日本国憲法、そしてこの憲法に基づいて制定される教育基本法を踏まえていることは言うまでもありません。

小学校3、4年生には従前の教科書に加え、年間35時間の外国語活動、5、6年生には年間70時間の授業が実施されてきています。また、令和4年度から5年生、6年生の理科、算数、英語の授業に教科担任制が導入されています。

さて、本町においては、昨年4月より三ツ星学園、光の森学園、義務教育学校が開校しました。各学園の教職員の皆さんは、安定した、適切なる学校運営を目指し、年間教育課程の完全実施に向け、大きな努力をされてきていると推察をいたします。私たち住民は、今後、各学園が作成する教育課程、それを最大限に尊重し、できるだけの協力をしていくことが大切だと思っています。このことが教育の基本である学校、家庭、地域の連携だと考えます。今後も行政、議会は保護者、町民の皆さんの思い、考え等に謙虚に耳を傾けていかなければならないと強く思っています。そして、このことは私たちの責務だと考えます。

最近、地域の皆さん、子育てをしているお父さん、お母さん、そしておじいさん、おばあさんからそれぞれの立場から行政のこと、教育のこと、その他生活に関していろいろな思い、意見等をいただくことが多くあります。私は、町民の皆さんがこの川根本町を今以上に住みやすい町、将来にわたって安心して生活できる町、地域にしていこうというあかしだと思っています。大変うれしく、感謝をしております。直接、私に話をしてくれた地域の人たちの声を幾つか述べてみたいと思います。

一つ目、今年、三ツ星学園と光の森学園の卒業生は合わせて27人と聞く。そして、来年の入学生は16人程度と聞く。今よりも子供たちの人数が減ってしまう。残念だ。入学生全員を2つの学校に分けず、一緒の学校で楽しく勉強させたいですね。

二つ目、川根高校生の生徒数がだんだん減少している。町内の生徒も町外の生徒も減少している。私も子供も川根高校にお世話になった。存続を願う。

三つ目、徳山の盆踊りが令和4年に世界無形文化遺産としてユネスコに登録されたことが

影響しているのか。浅間神社で愛知県の人に出会った。この方は写真家でありました。

4番目、最近、茶の木を抜く人、また茶葉を取らず刈り落として終わりという人が増えてきた。何とかしたい。以前と比べてお茶作りをする人が減少している。残念である。

五つ目、上長尾に新しい火葬場ができる。どんな火葬場ができるのかな。

以上、五つのことを紹介いたしました。これらは全て地域の人たちの声です。生の声です。行政も議会も真摯に受け止めていかなければならないと思います。

今日は一般質問の機会をいただきましたので、通告済みの事項について申し上げます。

大きな一つ目です。教育行政に関してです。

本町の公営塾は平成30年に開始し、Birth47さんに委託しております。しかし、学園生は夏休み、冬休みに限定され、通常利用ができていません。向学心に燃える学園生にも通常利用をさせたいと思っています。いかがですか。

二つ目、川高生も学園生も減少をしている現状であります。この際、業者と協議をし、希望者全員の受講をぜひ達成させたいと思いますが、見解を伺います。

二つ目です。義務教育学校に関してです。

各学園は学習指導要領の総則に明示されている思考力、判断力、表現力等の育成を最大限として教育課程を編成し、学校運営がされていると思います。

一つ目です。各学園の教員数を伺います。

二つ目、小学校、中学校両方の免許状を取得している教員数を伺います。

三つ目、保持していない免許状取得のために努力している教員に対し、どのような配慮、支援をしているかを伺います。

大きな三つ目です。川根高校に関してです。

静岡県は教育の質の維持・充実に向けて県立高校の在り方を見直すため、県内を10地区に分けて地域協議会を設置し、検討する方針を示しました。2月28日の新聞にも出ておりました。志太・榛原地区は3月26日に開催されると聞きます。出席者は町長、教育長、同窓会長、校長はオブザーバーとして出席と聞いております。

川根高校は、昭和38年4月に藤枝東高校の分校として設置、41年に独立して現在に至っております。地域協議会にどのような思いで、どのような考えを持って臨むのか伺います。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの杉山広充君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、杉山議員の質問にお答えさせていただきます。

一つ目の教育行政についてお答えします。

公営塾を開始した経緯については過去の一般質問で何度もお答えしたとおり、川根高校の魅力化の一環として平成30年度に開始しております。その成果として、国公立や私立大学をはじめ、短期大学や就職にもその成果は表れております。詳細については教育長よりお答え

します。

二つ目の義務教育学校についてお答えします。

昨年4月に二つの義務教育学校がスタートして1年が経過しようとしています。私も何度も学校に足を運び、子供たちが元気に活躍する様子を拝見しております。11月に開催した子ども議会では、子供たちが町の課題に様々な視点から考え、提案をしていただき、本当に成長している姿を見て、教育大綱で示す成果は今後さらに出てくると思っております。

二つ目の1番、各校の教員数、小・中両方の免許を持っている教員数、小・中片方の免許を持つ教職員への配慮、支援については教育長からお答えします。

三つ目の川根高校に関する質問にお答えします。

川根高校は、町の教育大綱で示しているとおり、これからの川根本町のゼロ歳から18歳までの教育の中で、地域とともにある学校として必要不可欠な存在であり、私のその思いはこれからも変わるものではありません。

地域協議会に関して、先日、静岡県の高校教育課から事前レクチャーを受けたところです。今回の地域協議会の趣旨は、各市町に設置されている県立高校の必要性を訴える場ではなく、少子化の中で県立高校が志太榛原地区でどのような役割を果たし、今後の在り方について地域ごとに意見をいただくものです。

参加者は、議員言っておりましたが、首長、教育長、高校の後援会長、PTA会長で、令和7年度末をめどに数回の協議を開催すると聞いております。また、協議結果につきましては議会の皆様に報告させていただきます。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 1の（1）（2）公営塾の利用についてお答えします。

本町公営塾は、義務教育学校9年生以上の生徒が対象になっております。7年生と8年生については、春・夏・冬の特別講習に参加可能となっています。以前にもお答えしていますが、7年生、8年生の特別講習の参加者希望者も全生徒の今のところは半分以下の状況です。今後、その数が増えてくることを私どもも願っているんですが、子供たちや保護者の希望を踏まえて予算と併せ、委託事業者と協議して対応を考えていきたいと思います。

2の（1）（2）（3）についてです。各学園の教員数及び免許関係の質問についてお答えさせていただきます。

教職員の数は児童・生徒の人数・学級数によって法律で定数が定められており、そこに加配された教員数が追加されます。三ツ星学園の県費の教職員は27名、光の森学園は21名となっております。小学校、中学校の両方の免許を持っている教諭は、三ツ星学園で15名、光の森学園8名です。

三つ目の質問にお答えしますが、中学校の免許を持っている教諭で小学校の免許を持っていない場合でも、中学校の免許が上位免許として優先されます。そのため、中学校の免許を受け持っている教科を前期課程で教えることが可能です。このことにより専門性を生かした指

導ができ、5、6年生の子供たちの学びに大きく貢献をさせていただいております。

新たな免許の取得に関してですが、制度としては臨時免許という制度があります。これも本人の希望によりますので、希望があった場合は県と協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。7番、杉山広充君。

○7番（杉山広充君） 私の質問に対しての答弁ありがとうございます。

最初に、川根本町公営塾について再度伺います。

現在、塾を利用している生徒は全部で73人、高校生が59人、そして学園後期課程の生徒、昔でいう中学生ですね。旧中学生が14人ということを知っております。学力を伸ばすために学習塾へ通うことが全てではない、このことは言うまでもありません。73人の生徒が塾を利用して意欲的に学習していること、大変私はいいことだと思っております。

しかし、7年生と8年生、まだ夏休み、冬休みに限定されているということで、通常利用は今できていないということです。私は、この受講希望者が7年生から利用できるようになれば、素晴らしいと思っています。この時期は義務教育期間において、特に学習意欲が高まる時期と私は考えるからです。つまり、児童心理から青年心理への移行期と言えると思います。向学心に燃える生徒、学習意欲がみなぎる生徒が学園7年生から高校3年生まで継続して公営塾で学ぶ。そして、学力を伸ばして自分の目指す道に力強く進んでいく、本当に素晴らしいことだと私は思っています。

ちなみに、公営塾が開始された平成30年、川根高校の全生徒は140人、川根本町全中学生は186人でした。現在は川根高校生は84人、学園後期課程の学生まで、旧の中学生ですね。101人です。公営塾が開始された頃と比べると川根高校生は約60人、中学生は約80人減少しています。

今までも答弁等でありましたが、学習するスペースのことを伺いましたが、奥流も2階、1階の多目的室の有効利用も考えればどうかなと思っています。現在、受講生は週2回、週2日と聞いております。いま一度、7年生から9年生の受講希望者の通常利用、週2回ですね。が、できるよう再度Birth47さんと話し合いをし、よい方策を目指していただきたと強く思います。再度、答弁をお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 先日、私も見させていただきましたが、Birth47の公営塾の募集要項、そこにも今、杉山議員がおっしゃったようなことは書かれていますが、そこでぜひ皆さん、読んでいただきたいのは、Birth47が掲げている理念なんですね。それは単に受験のためだけでなく、やっぱり、ふだん子供たちが学校で学んでいることの学びを補完することだったり、あとは地域と連携しながら地域の子供として育ていく、そのお手伝いをさせていただきたいことが理念として掲げられてあります。

私は、その理念にとっても感激しまして、ですから議員のおっしゃるとおり、全ての子供

たちがそこで自分の夢を実現させるための学びをやればよいという考えは自分もあります。

ただ、一番大事なのは本人たちの主体性というか、私たちが全部用意したので、はい、じゃみんな、必ず公営塾に行くんだよというものではなく、やはりまず第一に考えなければいけないのが、保護者の皆さん、あとは子供たちのこれから将来どうなりたいのかという自分の在り方を含めて、主体性をまずは持ってもらいたいなと思っています。そして、楽しく公営塾で学びを膨らせることができれば、それは本当に私たちが望むところです。御参考にさせていただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 7番、杉山広充君。

○7番（杉山広充君） ありがとうございます。

今、教育長さんがお話しされたこと、そのとおりだと思います。私は、塾へ行って勉強したいという、そういう子供さんが全部、通常利用できると常に願っております。私は、教員の現職のとき、先輩教師から、問題あるときはできない理由を探すのをやめよ、できる方法を見つけよう、よく言われました。そのことが頭に入っております。今、私がお願いしていることについて、ぜひこの精神で対応することを切にお願いいたします。

次に、義務教育学校に関して再度伺います。

先ほどの説明によりますと、三ツ星学園の生徒数が、私、調べたのは180人ですね、来年度、大体180人になると。それで、教職員は今の教育長の説明ですと27人ですね。また、光の森の児童・生徒約60人。そして、教職員の数は県費負担21人、数字ですね、となるということです。

私は、先ほど申し上げましたが、学習指導要領総則にも示されている思考力、判断力、表現力等の育成、これを最重点に学校運営がされることを強く願っています。このことは、令和4年の義務教育学校に向けての説明会資料にも明示されています。先ほどの答弁において、教員の免許状についても伺いました。小学校、中学校、両方の免許状を取得している教員、三ツ星学園では15人、光の森では8人、これは教職員の約50%くらいになるんじゃないかなと私、思います。

義務教育学校の指導、特に教科指導において、小学校の教師が中学校で、中学校の教師が小学校で自由に指導はできません。ある程度決まりがあります。教員免許状の関係があるからです。特に、児童心理学、青年心理学の実習が大きく関わっていると私は思っています。既に答弁で、保持していない免許状取得のために努めている教員に対しての配慮、支援を伺いました。ありがとうございます。これからもよろしくお願ひしたいと思っています。

ここで、再度、具体的にお聞きしたいと思います。

まず一つ目ですが、免許状取得のために通信教育等で受講するように先生方に勧めると、そういうことはございませんか。私はいいじゃないかなと思っておりますが、このことについて伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） ありがとうございます。

やはり免許を持っているということは、その教科に対する専門性を磨くということでも大事なことだと思っています。議員御指摘のとおり、例えば、やはりもっと専門性を磨きたいので中学校の教科の免許を取りたいとか、そういうふうな向学心に燃える職員がいたときは、やはり学校のいろいろな教育課程とも関連ができますので、学校長の判断になると思いますが、そういうような教員に対しては進んで取得できるような、そういう投げかけ方はしていきたいと思っています。

ただ、必ず免許がなければ教えられないという考え方ではないわけで、本当に義務教育学校になったことによって、専門性を持った上位免許の中学校の免許を持っている教員からそういう専門性を学んで、小学校免許の教員たちがより高い授業を構築させていただいているというのが、今、1年目においても既に見られますので、そういう形で少しずつ補っていこうと思います。

いずれにしても、本町の教職員は非常に向学心に燃えております。子供のために一生懸命教育をしていきたいという考えがありますので、そういうような教員を私たちも応援していきたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 7番、杉山広充君。

○7番（杉山広充君） 答弁ありがとうございます。

次に、もう一点だけ伺いたいと思います。

免許状取得のために努力しようというそういう教員に対して、学校における校務分掌の軽減を図るよう各校長に勧めていただけるといいなと思いますが、この点いかがでしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 義務教育学校になりまして、そして一つの懸念としては、やはり小学校の教員には今まで経験しなかった中学校の教育の部分も入ってくるし、中学校の教員には小学校の部分も入ってくる。そういうことを考えると、校務分掌もやはりちょっと複雑になってきているのは現状です。

でも、そういうことを踏まえつつも、やはりもっと学びたい、子供たちのためにこういう免許を取得したいとか、そういうような思いを持った教員がおりましたら、先ほども申し上げたとおり、各学校がそういう教員のために、例えば校務分掌があったとしても、それをみんなで補うような体制を取っていききたいなというふうに考えております。そういうことが事例が発生しましたら、子供たちのためになる教員の取組として、きっとそういうふうな形になるように努力させていただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 7番、杉山広充君。

○7番（杉山広充君） 答弁ありがとうございます。

私もそういうふうには思っております。今後も温かな支援をお願いいたします。

次に、再度、川根高校に関して伺います。

静岡県は教育の質の維持・充実に向けて県立高校の在り方を見直すと、そういうことで地域協議会を設置する方針を示しました。県内10地区に設置するということです。志太榛原地区、5市2町だと思いますが、3月26日に開催されると聞いております。先ほども町長からお話がありました。

そこで、先ほど町長から審議協議会に臨む思いを聞かせていただきました。町長はどうしても地域にある高校として必要なんだと、そういうことを強く言われたと思います。私もそのことは賛同いたします。多くの町民の皆さんも同じだと思います。同じ考えだと思います。私は、この質問をするに当たって、生徒数が減少している近隣の県立高校について少し調べてみました。少し紹介をさせていただきます。

浜松市の天竜区、天竜区に昭和26年、約70年前に開校した静岡県立天竜林業高等学校は平成26年に静岡県立天竜高等学校となり現在に至っています。春野町にありました昭和55年に開校した静岡県立春野高等学校は、平成26年に静岡県立天竜高等学校春野校舎となって現在に至っています。そして、二俣町にありました高校ですが、昭和23年に開校した静岡県立二俣高等学校は、平成26年に静岡県立天竜高等学校二俣校舎となって現在に至っています。これ全部、天竜高等学校があって、三つが支えているという感じですね。

また、佐久間町にもありましたね。昭和34年に開校した静岡県立佐久間高等学校、これ佐久間ダムの近くにありますが、平成29年に静岡県立浜松湖北高等学校、湖の北ですね。湖北高等学校佐久間分校として現在に至っています。

今、紹介した高等学校ですが、開校当時は在籍する生徒は定員を大きく上回っていました。しかし、地域住民の人口減少により、入学生40人の定員を満たすことができなくなり、学校の再編が検討され、統合や分校に至ったと聞いております。

川根高校の入学生はどうでしょうか。令和3年度までは40人を超えていました。しかし、令和4年度、5年度が32人、令和6年度は25人でした。来年度、令和7年度は26人と聞いております。今月、開会される志太榛原地域協議会においては、最近の入学生の減少が課題の一つとなると私は推察しています。

川根高校は学校ができてから約60年、そして7,200人以上の卒業生を世に送り出しています。この間、特に地域の人たちに多大な影響を与え、喜びを与えてきたと私は思っています。部活動のサッカー、野球、カヌー、そしてまた大学進学等において地域の人たちみんなに感動を与えたことが数多くあります。この地に川根高校が存在することにより、この地域に生まれ育った子供たち、特に小・中学生に、中学校卒業したら高校へ行って勉強するんだ。勉強することができるんだという希望と喜びを持たせてきていることを忘れることはできないと思います。

卒業生は、町内はもちろん県内、県外、日本各地で産業の発展、地方自治体における確か

な行政の推進等で大活躍をしていることも耳にしております。現在、川根高校では学校経営の中で自立性、人間性、探求心、これを備えた人材の育成を目指すことを重点としています。このことは、安心を与え、安定した生活ができるまちづくりを目指す川根本町にとっては必須のことと私は思います。

以上、川根高校に関して述べましたが、川根高校が開校以来、この地に果たしてきた功績を忘れることなく、今後のことを考えていかなければならないと痛感しております。

終わりに、再度、町長の強い思いをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、菌田靖邦君。

○町長（菌田靖邦君） 川根高校に関する思いを語っていただきました。私もそのとおりだと思っていますし、本当に卒業生多いし、そういった方々が日本社会で活躍して、七千何人ですか、卒業生がおられるということは、そういった方々も今後川根高校に関しては非常にいろんな思い、感じていることと思います。

先ほども申しましたが、ゼロ歳から18歳までの教育の中で地域にとっては欠かせないものであるということ。ただ、少子化によってどの高校もそうですけれども、私の高校もそうですけれども、1クラス減ったんですかね。それで、そういったことは中に置いておいて、やはり少子化によっていろんな問題が出てきたということ。ただ、今回、地域協議会でお話しすることは、先ほども話もしましたが、人数が減ったからどうするかという問題ではなく、先ほど私が言ったゼロ歳から、それは強く言っているつもりでいますけれども、地域の魅力化もあるし、川根高存続に関しては議員の皆さんの中には知っている方も、一緒に同期でやった方もおられるんですけれども、まちづくりとセットなんだよという、そういった思いの中で始めた川根高校。先ほど申した奥流もそう、そういったことの中でどうやって魅力化を出していくということ。

現在、ほんと今年は1クラスになってしまいましたけれども、そういった魅力化の中で、今後も取り組んで私はまいりたいし、今度の地域協議会でも、今言ったゼロ歳から18歳、この教育をどうしながら、日本へ、世界へ、旅立っていく子をつくるか。そういった思いの中で、また教育長ともいろんな話をしながら努めてまいりたいし、子供のためにどうするかということは、基本、大人の責任だということは重々承知しておりますので、今後とも私の精神というか、あの当時、議員時代からそうですけれども、変わりはありません。これからも進めていきたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 7番、杉山広充君。

○7番（杉山広充君） 力強い答弁ありがとうございます。今後よろしくお願いいたします。

結びになりますが、私の質問に対し丁寧に答弁をしてくださいました関係者の方々に感謝を申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで杉山広充君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時55分といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、中原緑君、発言を許します。4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 改めまして、こんにちは。4番、中原緑です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今、あちこちで桜が咲き始めております。美しく咲く桜を眺め、日本に住んでいてよかった、日本人でよかったと誇りと幸せを感じます。そして、日本が平和であることに感謝し、世界で起きている戦争の早期終結を心から祈らせていただきます。

今日は大きく2つ、大井川鐵道関連と地域おこし協力隊について、質問を進めさせていただきます。

一つ目は大井川鐵道のことになりますけれども、大井川鐵道は過去において長島ダム建設によって井川線廃止が計画されていました。

しかし、井川線を残そうとする当時の町の強い姿勢と、大井川鐵道の白井昭氏がアプト式鐵道に付け替えを提案し、関係機関に交渉したこと、そして町民が存続のための署名活動運動など粘り強く続けたことで存続が決まりました。

井川線は廃線問題から50年が過ぎ、今や世界が認める観光スポットを有する鐵道となりました。まさに、先人たちの知恵と努力と粘りにより現在があり、私たちはその恩恵を受けているわけです。今、大井川鐵道全線復旧という大きな問題がありますが、その難局を乗り越えた先には、必ず明るい未来が来ると信じます。それはどのタイミングかは分かりませんが、きっと来ます。菌田町長は町のために尽力された町長として、後世に語り継がれるでしょう。

県は令和5年3月に、大井川鐵道本線沿線における公共交通におけるあり方検討会を結成し、令和6年3月に全線復旧を目指す方向性などは決定したものの、復旧費用の分担や復旧工事のめどはいまだ立っていません。不通による経済損失は年間12億と試算され、早急に事態打開が必要ですが、川根本町として全線復旧に向けて、あり方検討会へどのような具体的な行動をもって対応をしているのか伺います。

次に、大井川鐵道の株主は平成27年からエクリプス日高と沿線市町ほかに、平成29年からはエクリプス日高が100%になり、現在に至ります。

一方、音戲の郷は平成10年にオープンし、年間7万5,000人の集客を見込みとしたものの、入館者数は見込みの半分で3万8,000人でした。その後、減少は続き、令和元年には1万

4,800人となり、運営は4,000万から5,000万の赤字を続けています。町の公の施設の見直しとして、音戯の郷はかなり前から執行部が方策を検討していて、千頭駅に隣接する立地から、大井川鐵道へ売却する計画案はあって当然と考えます。

町は令和6年度には対策方針を作成し、令和7年度は音戯の郷の在り方が決定する計画です。そんな中で、大井川鐵道に売却することも検討してはいかがか伺います。

次に、蒸気機関車運行、いわゆるSL運行を目的とした大井川鐵道及び静岡県、沿線市町参加による、仮称大井川鐵道運行協議会創設について伺います。

次は、大井川鐵道による、長島ダムから発生する堆積土砂の一部を貨物輸送することについて考えを伺います。

次は、新副町長にどのような形で全線復旧に向けての引継ぎをしていくのかを伺います。大きな2番目です。

町は毎年地域おこし協力隊を募集・採用しています。主に、観光に関連した業務内容であります。どのような目的、位置づけで募集・採用をしているのか伺います。また、採用後の結果と成果も伺います。

令和6年度から就業中の隊員と令和7年度採用予定の隊員の採用目的と期間、業務内容も伺います。

本年度は地域おこし協力隊が全体で6名と過去最大になる予定です。彼らへ求め、期待することは何か伺います。

壇上からは以上です。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中原緑君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、
蘭田靖邦君。

○町長（蘭田靖邦君） それでは、中原議員の質問にお答えさせていただきます。

まず一つ目の、大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会についてお答えします。

議員御指摘のとおり、あり方検討会は令和6年3月以降開催されていません。大井川鐵道の不通による経済損失が大きいことも承知しています。町としては一日も早い復旧を望んでいることは当初から変わっておりません。

大竹議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、現在、県や沿線市町である島田市、大井川鐵道の4者で復旧費用の支援方法や負担割合等について協議をしているところであります。

二つ目の音戯の郷についてお答えします。音戯の郷の在り方については、本年度、今後の方向性について検討しております。その中で、議員おっしゃるとおり、方向性の活用としては大井川鐵道が事業者の候補の一つとして考えられます。

三つ目です。蒸気機関車の運行を目的とした協議会の創設、四つ目の堆積土砂の運搬について、五つ目の新しく着任する副町長への引継ぎについては、担当課長からお答えをさせて

いただきます。

二つ目の地域おこし協力隊についてお答えいたします。

議員御承知のとおり、地域おこし協力隊制度は、都市部から過疎地域に住民票を異動し、地域ブランドやPR等の地域おこし支援や農林業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図るものであります。

ポイントとしては、自分の経験や能力を生かした地域活性化の仕事に就きながら、理想とする暮らしや生きがいを見つけることができます。地元で長く住んでいると、その魅力になかなか気づくことができないと感じます。これまで我々になかった視点でこの町の地域おこしをしていくために、観光だけではなく林業や教育など、様々な分野において地域おこし協力隊を活用し、定住・移住に結びつけていきたいと考えております。

2の1から地域おこし協力隊の詳細については、担当課長からお答えをさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） それでは、私から何点かお答えをさせていただきます。

まず、蒸気機関車の運行を目的とした協議会の創設についてです。

議員は山口県にある山口線SL運行対策協議会をイメージし、この大井川鐵道でも創設したらどうかという提案だと思います。

大井川鐵道は、金谷から井川まで走っておりますので、島田市や静岡市、静岡県を巻き込んで大井川鐵道を盛り上げていくことは重要だと思います。大井川鐵道の重要性につきましては、今回の台風災害において、沿線市町も再認識していただいたと思っております。まずは、全線復旧に向けて取り組んでまいります。

次に、堆積土砂の運搬についてお答えをさせていただきます。

長島ダムの堆積物の運搬につきましては、令和7年3月5日の中日新聞に掲載されました鳥塚社長のインタビューにもありました。

堆積物の運搬につきましては、町に何らかの協力要請があり、それが大井川鐵道の経営安定化につながるのであれば、町としてできる限り協力をしていきたいと思っております。

次に、新しく着任される副町長への引継ぎについてお答えします。

新旧副町長への引継ぎは、業務や町の課題について行います。その中でも、大井川鐵道の全線復旧は町の最重要課題でありますので、これまでの経緯をしっかりと説明し、取り組んでまいります。

続きまして、地域おこし協力隊に係る観光関連の業務内容についてお答えします。

観光業は町の主産業の一つであり、南アルプスアプトラインや夢の吊り橋、奥大井湖上駅など世界に誇る観光名所が多数ありますが、繁忙期と閑散期の入込数の差が大きいため、年間を通した魅力ある観光地となるような新たな観光コンテンツの造成や情報発信により、年間を通じた誘客を目的としています。

また、観光事業者の高齢化や人手不足なども問題となっておりますので、担い手づくりも必要と考えております。

次に、これまで取り組んできた業務内容と実績についてお答えをさせていただきます。

観光コンシェルジュの隊員につきましては、SNSやホームページを使った観光情報や地域情報の発信、観光業と商工業との連携、誘客プロモーションへの参加などを行ったほか、イベントチラシの作成やふるさと納税の写真撮影代行、デザイン教室などを行い、自走できる地域活動为目标に活動を行っていただきました。

体験型・滞在型プログラムの構築の隊員につきましては、寸又峡や接岨峡における登山のガイドや、ジョギングをしながらごみ拾いを行うプロギング事業を実施し、アウトドアを通して楽しむプログラムの構築を行いました。また、にぎわい創出のため、小長井地区でマルシェを計画し、開催しました。

エコツーリズムの推進の隊員につきましては、今年度より就任したため、まだ活動は短いですが、エコティかわねにてカヤックガイド、寸又峡プロムナードコースのガイド等を行っております。

ロケーションツーリズムの推進につきましては、本年1月より活動を開始したため、現在は川根本町まちづくり観光協会にて観光業務に従事しております。

教育委員会関連では、令和2年から5年度にかけて川根高校の魅力化に取り組みました。地域の川根高校生のつなぎ役として活躍され、その成果は毎年2月に開催される小・中連携発表会に生かされております。また、親元を離れ、寮で生活する生徒のサポートや悩み相談など、多岐にわたり活躍されました。

次に、採用後の町の事業目的に対する結果と成果についてお答えします。

各隊員は与えられたミッションの実現に向け活動しております。様々な活動を行う中で、SNSなどで情報発信を行ったことにより、川根本町の認知度が向上しております。また町内においても、にぎわいの場の創出や各事業所等が自走できるような取組を行っており、地域への貢献度は高く、協力隊の活動は大きな成果を上げております。

先日開催された地域おこし協力隊の活動報告会へ議員も参加いただきましたけれども、そこでも地域の方から感謝の言葉がたくさん出たのをお聞きになったと思います。今後、町としまでも引き続き、地域おこし協力隊員と一緒に地域を盛り上げていきたいと考えております。

最後に、地域おこし協力隊の採用、期待することについてお答えします。

地域おこし協力隊員の任期は最長3年間となっておりますので、令和6年度採用では令和8年度まで、令和7年度採用では令和9年度までとなります。先ほど、令和6年度の観光に関しましては採用目的は述べましたが、令和7年度におきましては、町の魅力である星空、温泉・サウナをコンテンツとした情報発信、ツアー企画等、町内だけでなく広域的な展開による交流人口の増加を期待しております。

教育関係では、川根高校の魅力化を掲げ、川根高校の活動の情報発信や地政学等の特色ある教育の推進により、地域と一体となった学習環境の構築を期待するものです。また、親元を離れて寮生活を行う生徒の相談役なども期待するところです。

林業関係につきましては、森林管理の次世代への引継ぎが課題であり、林業施業の体験や魅力を情報発信することで、将来の担い手としての活躍と多くの人材確保への取組を期待しております。

各分野での地域おこし協力隊員を採用しますが、隊員同士が連携し、町全体が盛り上がっていくことを期待するところです。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 令和6年3月22日に定例会、最終日ですね、中原緑の一般質問で、大井川鐵道全線復旧について、島田市、静岡市に協力、提携・連携をいつ申し入れるのかに対し、経営戦略課長の答弁より、「あり方検討会において協議の方向性が示されてからになる」でした。3月26日に開かれたあり方検討会では、沿線地域における大井川鐵道の観光資源としての重要性や地元住民からの熱い期待、そして大井川鐵道の運行継続への強い意気込み等を踏まえ、早期の運行再開を目指した検討を継続すると、今後の方向性が示されました。このことから、両市への申入れは、つまりアプローチは当然されていると思いますが、経過及び現状について説明をお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 静岡市、島田市に協力、連携に対する具体的な行動ということなんですけれども、島田市につきましては、現在も一緒に川根本町沿線市町として取り組んでおるのは、もう議員御承知だと思います。静岡市なんですけれども、静岡市議会のほうでも意見書を提出していただいております。そういったことで、静岡市のほうの議会も意見書を提出していただき、一緒になって取り組んでいるというふうなことです。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 同じときに、またあり方検討会の見通し等を町として望ましい方向へどうリードしていくのかに対して、町長答弁は、「必要な経費の負担について国や県などと議論していく」でありました。この1年間に国・県のどこどどのように議論し、リードをしたのかを伺います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 国や県との議論なんですけれども、今の課題、議員おっしゃるように、先ほど申しましたが、運行再開に必要な経費の調達になっております。

これにつきましては、県や島田市、大井川鐵道と協議中と同じ回答になりますけれども、これについて現在協議中です。ただ、確実に前に進んでいると感じております。

そういったことで、御理解を願いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ありがとうございます。

では、手応えがあるということで、確認させていただきました。

国・県、自治体の経費負担割合から、22億円の内訳は、国6億8,000万、地方自治体が6億8,000万、大井川鐵道8億4,000万となっています。

川根本町負担分は県や島田市、大井川鐵道との協議、調整は進んでいますか。今、進んでいるよということだったものですから、すみません、もう一度、どのように進んでいるのかというところをちょっと教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 皆さん、気になるところがそのことだというのは認識しております。先ほどもお答えしましたけれども、運行再開に必要な費用の調達という部分で、今、負担割合につきましても、県及び島田市、大井川鐵道と協議中でございます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 聞くとところによりますと、大井川鐵道の負担分8億4,000万があって、実際負担分はもう決まって、準備したよというのをうわさで聞いているんですけども、あと大井川鐵道の負担分が、川根本町が出せる額を提示しているところなんですねということでは伺っていいでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 災害復旧につきまして、それぞれ基本の枠組みというのがございまして、県がどのくらい、国がどのくらい、沿線市町がどのくらい、大井川鐵道がどのくらいというような、基本的には決まっております。

議員おっしゃるように、そこの大井川鐵道部分につきまして、それを解決しないとという部分で今、協議をしておりますので、それにつきましても今現在、協議をしているというような状況でございます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ありがとうございます。

協議しているということは、金額なしでは前に進まないのではないのですかということで、金額は提示したが、4者で合意ができていないということなのかなと思うんですけども。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） うちの町が全て、じゃ、出せますよというふうなことが言えればいいんですけども、そういうわけにもいかず、そういったことで、今、本当に協議を詰めているところですので、その辺はちょっと御理解いただきたいなと思っております。

○4番（中原 緑君） はい、分かりました。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 先ほども、大竹議員とちよつかぶるかもしれないんですけども、私は問題を整理しますと、あり方検討会の開催が、今年度予定されていましたが、前回に全線復旧を目指すという方向性が決まりました。次の開催までに費用、体制等の確保の調整となっておりましたが、まだ調整ができていないため、今年度は開催されていない、できないということですか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 昨日の社長の発言も、先ほども言いましたけれども、行政側も結論を出そうとしている、当然でございます。それにつきましては、大井川鐵道、県、島田市との協議を進めており、前に進んでいるということは実感しております。

ただ、今の時点でいつ開催というのはまだ申し上げられないというか、まだそういったことは具体的な日付はありませんけれども、とにかく今年度中か来年度かという話はまだできませんけれども、できませんという分かりませんが、着実に前に進んでいるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 先ほど、まだ合意というか協議中ですという答弁がありました。大井川鐵道の負担分を4者で割合を決めるためには、川根本町は幾らだったら用意できるのかを提示しても合意が得られないという、そこは答弁できないということのようなんですけれども、ということのなのかなと。

私が質問してきたこと、聞いていきたいことは、町は負担割合決定のための金額提示をもっているのですかということ伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 具体的な金額というよりも、今、それこそ、その金額を決めているというか、何か歯切れ悪い言い方で申し訳ないですけども、例えば、うちが先ほども言ったように、全額負担することができれば特に問題がないんですけども、そういうわけにも当然いかないのですので、そういった部分を今、調整です。

市と金額の部分ですので、詳しく今どのくらいという話では、当然できる話ではございません。そういったものが決まれば、あり方検討会も開催されると思っております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ありがとうございます。丁寧なお答えで、ありがとうございます。

ちょっと、とても言いづらいんですけども、川根本町の負担金額が全部出せるわけじゃないものですから、これくらいかなということを検討しているんだと思うんですけども、そのところについてはどれくらいの期間を考えているんですかね。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 今、課長がお答えしているとおり、今いろいろ規模の中でやっておりますので、当然ハードルは高い、当然皆さんもいますし、皆さんにも賛成していただかなけ

ればならん。そういったこともすごくありますので、ただ着実に前に進んでいることは間違いありませんので、私も了解したこともありますし、その辺で答弁とさせていただきます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） くどいかもしれないんですけれども、もう列車が止まってから2年半です。1年前から事態は表の部分では進んでいなく見えているんですよ。合意形成を図るために、あらゆる方策に奔走していただいているのはすごく分かるんですけれども、なおまた一層奔走していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それで。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 一生懸命やらさせていただきます。

いずれにしても、これだけ2年延びたということは、相手がやはり民間鉄道という、町営鉄道ならよかったんですけども。そうしたら、例えば特別交付税とか、いろんなことの補助が出たんですけれども、相手が民間鉄道ということで、その中においておいて我々がどうするか、地域沿線がそういう中において、ずっといろんな考え方の中で今まで進んできている、先ほども課長が述べましたが、進み方は以前よりは増しているということです。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 町長の丁寧な、真摯なお答え、ありがとうございます。

次の議会ではもっとよいお返事が聞けるのかなと楽しみにしております。

次に、音戯の郷のことなんですけれども、エクリプス日高のオーナーは多くの企業を立て直してきた実績があり、何より全線復旧後の沿線のにぎわい創出の拠点に活用していただくことがよいのではないかなと感じております。

例えば、大井川鐵道の歴史はもちろん、鉄道の歴史について学べる場所、また大井川に関連する近代史を伝える場、いわゆる鉄道博物館ですね。また、大井川の未来をテーマとして自由に考える場の提供、カフェやショップを幅広い年齢層ができるとよいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、中原議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、検討会のほうでは、町の持ち出しを少なくするというのを大前提として考えております。その中で売却とか譲渡、譲渡の中に入るんですけれども、あとは貸付けというようなところで、そういうような提案をいただいております。今後、それに向けて7年度の上半期くらいに方向性を示すということでございます。

また、議員言われるように、音戯の郷の隣接する千頭駅、大井川鐵道というのは、かなり有力な候補、今言われたように、音戯の郷をそういうような鉄道博物館というのも考えられることなんですけれども、これにつきましては譲渡先とか、その方たちのお考えがあるものですから、今後について一つの方策だというふうには思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4 番、中原緑君。

○4 番（中原 緑君） ぜひそこのところ、うまく、コミュニケーションが大事だと思いますので、よろしくお願いいたします。コンサルの方も入って、本当に方向性もきちっと決まっていこうと思うんですけども、よろしくお願いいたします。

協議会関連のことなんですけれども、先週の土曜日にチャリムで、大井川鐵道、鳥塚社長の講演会がありました。

アンケートからは、地域の人たちと協力して大井川鐵道を盛り上げていきたい、地元の人をもっと動いていかないといけないですね、鉄道の不通は仕事に影響があり、社長の講演に勇気づけられた、いろいろなアイデアもある、できることから始めたい、と皆さん積極的に大井川鐵道に関わりたい意思が伝わってきました。

今こそ、周辺市町、県など行政、地域住民、大井川鐵道が一体となって、観光地としてのブランド力を上げていくときと考えますが、これについてどう考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 昨年度、開催された大井川鐵道本線沿線における公共交通のあり方検討会におきましても、取組内容の一つとしまして、今後の事業継続の在り方を検討するというものが一つ入っております。

まず今は、全線復旧を目指すことが最優先なんですけれども、復旧後につきましても金谷から井川まで、島田市、静岡市、大井川鐵道を活用した町のにぎわいづくり事業につきましては、連携して進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4 番、中原緑君。

○4 番（中原 緑君） 最優先は全線復旧なんですけれども、先々を計画したことを伺っていききたいと思います。

町は、大井川鐵道を軸とした観光対策をどのように考えていますか。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 当然ながら、災害前も貴重な資源として考えております。

全線復旧後につきましても、やはりこれからは、先ほど経営戦略課長も言いましたように、今度は乗る、利用していただくような方向性とか、今現在、家山で止まっておりますけれども、この止まっている中でも千頭駅のにぎわいを創出していく、いざ通ったときにはちゃんとしたお出迎えができるというようなところで考えております。

継続的に、島田市とは大井川流域連携協議会ですか、トーマスの、ありましたけれども、引き続き連絡をして、また井川線のほうも、地域おこし協力隊も星空とかということをやりますので、もうつながってはおりませんけれども、いざつながったときにちゃんとした対応ができるような施策を進めてまいりたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 4 番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 連携していくということで伺ったんですけれども、くどいようなんですが、それらは地域住民ですとか大井川鐵道自体、本体と話し合っ、協力し合っ、連携していくということでよろしいですね。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 島田市から静岡市まで、金谷から井川まで結んでいるのは大井川鐵道です。ですので、当然、大井川鐵道を含めた形でこのにぎわいづくりをやっていかないとけないという認識であります。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 全国でS Lが走っている鐵道は、県が中心となり、主に地元市町、鐵道会社で構成された一般的にS L運行対策協議会、先ほどの山口県のは、名前が「山口線S L運行対策協議会」という名前でした。または、これは越後のほうは「活性化推進協議会」などの名前で、共助の関係構築を目的とした協議会が発足されています。

大井川鐵道では平成29年6月に、自治体や沿線企業、個人が所有していた株は、大井川鐵道を実質上保有するエクリップス日高へ移りました。そのため、自治体による経営参画の機会は失われましたが、協議会をつくり、出資することで、一定の意思反映が可能になると思います。言い換えれば、株に代わる経営参画でもあり、鐵道、S L運行の安定化以外にも大きなメリットを生み出すと考えます。

協議会については、ぜひ検討していただきたいですが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 先ほども申しましたけれども、取組内容あり方検討会の中でも、今後の事業継続の在り方についても検討していくという部分があります。答弁、何回も同じになりますけれども、とにかく、うちの町も大井川鐵道、今は全線復旧です。でも、復旧したらそれで終わりじゃなくて、復旧後、今度は継続していただくとことは当然、沿線市町として考えていくことだと思いますので、そういったものも進めていきたいと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 先ほど、ちょっとかぶるかもしれないんですけれども、なるべくかぶらないように説明します、ダムの対策のことですけれども。

ダムの堆積土砂は国土交通省の管理の長島ダムと、中部電力管理のダムといった分け隔てなく、大井川の治水目的では死活問題です。

大井川流域のダム堆砂問題については、2024年4月14日に静岡新聞で掲載されていますように、河川流域に住む住民の命を守るために、堆積土砂除去と搬出に公費の投入は不可欠と考えます。全量を鐵道輸送に振り向けることは難しいですが、一部を大井川鐵道で輸送することで全体的輸送量の増加が図れます。これは、環境保全や低炭素社会に向けた活動にも合致しており、内外へのアピール度も大きいと考えます。何より、大井川の河川堆積土砂の輸

送にも適用できます。

堆積土砂運送は大井川鐵道の観光目的以外の存在意義を高めることにつながり、鉄道経営の安定化が図れます。また、堆積土砂輸送とともに木材チップ輸送を並行して行うことで、川根本町内や沿線流域に新たな産業基盤を確立、雇用創出によって、過疎化に歯止めがかけられ、にぎわいを取り戻すことが可能になります。

堆積土砂輸送のプロジェクトは大井川鐵道本体では難しく、国・県、鉄道以外に関連組織や地元の建設業者との理解と協力、連携が必要となります。町の将来を見据え、ダムの堆積土砂輸送を前向きに捉え、国、県、地元、関係団体へ提案していただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員おっしゃるとおり、堆積土砂の問題というのは、国土強靱化においておいて、長島ダムは今年7万㎡だったかな、そういったことを繰り返しやるということ。あと中部電力さんは民間だから、それも大分たまっているから、そういったことはもうずっと前からの問題になっていて、そこはやはり国が捻出するのか、当然、民間だから民間でやらなければいけない。それは事実でして、貨物で土砂運ぶ、これはあと鉄道インフラの問題もあると思います。100年鉄道がどれぐらいの状態の中で土砂を運べるか、そういったことも関連してくると思います。

そういったことの中においておいて、後の展開でいろんな状況が出てくる。事実、うんと土砂を貨物で運べばだが、鳥塚社長も言うておりましたけれども、以前にもそういったことを私も聞いておりますけれども、そういったことの中において、今後の展開が鉄道インフラの問題もありますし、その中においておいて答えが出てくるんじゃないかなと、そんなふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

今、町長の熱い思いを伺ったんですけれども、本当に町長の熱い思いと郷土への愛が必要です。町長は50年前の井川線廃止計画があった時代と今と重ねてみて、どのような思いでいるかお尋ねします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 当時、本川根町の皆さんというのは熱い思いがあったと思います。その中においておいて、井川線がまた復活できるようになっている。

私自身も大井川鐵道に関しては原風景をまた求めるんだと、そういった思いの中で職員にもそうした話の中で財源低減もしていますし、そういったことの中でこれから先もそういった思いがあれば。ただ、沿線というのはいろいろ熱い熱と冷めた熱というのがあるとは思いますが、もう一度、原風景を取り戻すということは私の頭の中にありましたので、当時の本川根町の皆さんというのは熱い思いありますから、私もそれ以上の熱い思いでやら

なければいけないなど、そんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 本当に台風10号による災害復旧は、町長が陣頭指揮を取って進みました。本当に、あとは大井川鐵道ですよ。日本中が大井川鐵道の復旧を固唾をのんで見ているというんですか、すごく関心も高く見ているので、本当に少しずつ進んでいってくれることがありがたいなと思います。

何か社長は次は地名駅に通したいという話もしていましたけれども、鐵道が目の前を走るのを売りに、キャンプ場を始めた若者とこの間お話しをしましたら、この間トロッコ電車が走って本当にうれしかったよと。SLが走るのを、今か今かと待っているよと言っていました。本当に町長が今、熱く語ってくれたので、町長の熱い心意気に、もう本当に期待しました。

そんなことで今、大鉄のほうはそれで次の質問、6月のときには、またいい回答がいただけるように進んでいることを期待いたします。

次は、地域おこし協力隊のほうなんですけれども、地域おこし協力隊の制度により、これまで多くの優秀な人材が町の問題解決に一役買ってくれていると考えますけれども、実際は採用した際に、それぞれの採用した側とされた側でミスマッチというのは起きているんじゃないか。起きていたら事例を教えてもらえたらと思います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 平成28年度から本町におきましても、地域おこし協力隊制度を活用させていただいております。

その当初は町も不慣れだったため、協力隊とのコミュニケーション不足もあり、協力隊が長く続かなかったということもありました。ただ、同じ失敗を繰り返さないよう、それ以降隊員としっかりとコミュニケーションを取っておりますので、現在、特に問題はないと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 人材というか、人対人なので、なかなか神経使うこともあると思うんですけれども、星空と温泉とロケターとエコティという、すごくメニューがたっぷりなんですけれども、その中でロケターのところで、この方が精通している方のようなんですけれども、仕事の的には何かロケーションツーリズムのスケジュールというのは、もう今年度から始まっていますよね。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 先ほどの町長の答弁にもありましたように、着任間もないというところで、まずは町の観光業の内部を知っていただくということで、今現在は観光協会のほうに従事させていただいております。

それをもちまして、今後のロケターのスケジュールとか、隊員のスケジュールができてま

いますので、今現在は内部の川根本町をよく知ってもらって、今後の業務に生かしていただきたいということに、今業務しております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 私が申し上げているのは、予算の中にロケーションツーリズムの委託料が入っていたものですから、そのことと、地域おこし協力隊の方とどんなふうにつながっていくのかなと思ったんですけれども。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 今、議員おっしゃるのは、ロケツーリズムで、うちのほうは加盟したというところでございます。これも観光交流化をしっかりとやっていく中で、当然ながらロケツターの地域おこし協力隊を採用していておりますので、そこは中で一緒にやって絡んでいくということでございます。

詳細については、ロケツターのほうも来年度から委託とかやっていきますので、今現在はしっかり地域おこし協力隊を含めて対応していくということでございます。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 期間は3年が限度であるということなんですけれども、それが長いかわいかなということもあるんですが、それが終わってからその方たちの次のステップとして、理想としてはここ、川根本町に定住していただきたいということが目標ですけれども、ほかにどんな着地点を考えますか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 当然町としても、地域おこし協力隊というのは都会からこの町に住民票を移して来てくれている方です。そうした方たちを大事に、その任期は3年ですけれども、それ以降も定着してこの町内にいてほしいという思いは持っております。

そうした中で、協力隊のサポート体制としましては、任期は議員おっしゃるように3年なんですけれども、任期2年目以降から3年終了して、その1年以内であれば、地元で起業した場合、補助金等がございますので、そういったものを活用していただいて、自分で、その3年間の中で自分がここでやってみたいというようなものを見つけていただいて、ここにいてもらえるようであれば、そういったものの面でサポートはする体制は整っております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） いろんな隊員もバリエーションが大勢なんですけれども、隊員からの提案というのは、自分はここでこういう活動をして、こういう成果を上げるんだと。多分、面接みたいなときに言うんでしょうけれども、例えば、私聞きたかったのは、この温泉とサウナの人たちはどんな、寸又峡ですよ、寸又峡ばかりじゃないのか、全部ありますものね、温泉が、各地。でも、温泉についてどのようなプログラムを持って来ているのかなと思ったんですけど。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 今、議員おっしゃるように、温泉とサウナツーリズムですね、まだご本人、いろんな意欲を持ってやりますけれども、うちのほうの狙いとしては、温泉とサウナ、これは公立的な、当然、寸又峡と、今サウナがあるのが寸又峡とりの泉、温泉は町内4か所、5か所ですか、あるんですけれども、それ以外にも広域的に中部地域、エリアというところで広域的な交流を図っていただきたいというのも町の狙いでもあります。

また、温泉と組んで、あとは例えば寸又峡、そこまで来るところを結んだツーリズムというようなところを狙っているところです。ご本人はまだ若い方ですので、これからその辺を見ていただきながら、企画をしていただきたいというふうに期待をしているところです。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 川根本町の問題解決を推進してくれるんだとちょっと期待してしまうんですけれども、温泉といいますと、今ちょっと温泉のお湯が余っているというか、旅館も閉めていく、廃業していくところも増えているんですけれども、そういったところの手助けみたいなこともあるんですかね。温泉というと。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 今おっしゃっている、温泉が余っているとかというのは、当然行政として考えていかななくてはならないと。地域おこし協力隊につきましても、利活用とかそういう面を提案をしていただくと。その中で余っている温泉があれば、どうやって使うかというのは地域おこし協力隊もそうですし、町のほうもそうですし、あとは温泉事業者というような方と一緒にあって議論して、利活用を図っていきたいということです。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） 6名、今度全員そろろうと、まだ決まっていない方もいるんですけれども、彼らの業務や活動場所もそれぞれなんですけれども、情報などを共有して、共通した事業に連携して取り組むなどの一度に6名の隊員が活動する強みを生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 分野は違えど、地域おこし協力隊という同じ思いでこの町に来ていただいた方の連携というのは、非常に重要だと町のほうでも考えております。

ですので、今現在におきましても、月1回の地域おこし協力隊、行政も入ってですけれども、打合せ等を行っております。これが、この件につきましては今後も継続して、分野が違えど、町としてこの地域おこし協力隊の意見を聞いていくという思いは続けていきたいと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 4番、中原緑君。

○4番（中原 緑君） ちょっと話が重なるかもしれないですけれども、人材をこうしてここをいい町だなと思って選んでくれた、何かやっぱり地域おこし協力隊の方たちも、幾つかあ

る中で選ぶんだそうですね。だから、ここの町、選ばれたということで、その方々を大切に
して、有効にその能力を生かして、お互いにウィン・ウィンがいいのかなと思うので、だけ
ど失敗をおそれずチャレンジしてほしいという、そこ難しいですけども、チャレンジとい
う言葉がこの地域おこし協力隊には必須キーワードかなと思うんですけども、どう思いま
すか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） 結構昔で言うと、チャレンジ、失敗は許されないというよう
なときもあったんですけども、今、議員から失敗をおそれるなというような言葉もいただ
きましたので、地域おこし協力隊にはそういったものをお伝えして、失敗してもいいと言
わないですけども、それにおそれず、いろいろチャレンジしてもらいたいというようなこ
とで進めていきたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 4 番、中原緑君。

○4 番（中原 緑君） 以上で私の質問は全部終了いたしました。

ちょっとまだ2分あるんですけども、すみません、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで中原緑君の一般質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は、明日3月25日午前9時に開会し、3名の一般質問を行います。また、予
算特別委員会に付託した議案の委員長報告、質疑、討論、採決、14日に上程された追加議案
の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午前11時53分

令和7年第1回川根本町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和7年3月25日（火）午前9時開議

- | | | |
|--------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 同意第 1 号 | 副町長の選任について |
| 日程第 3 | 議案第 4 0 号 | 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 4 1 号 | 工事請負契約の締結について
(し尿等中継槽建設工事) |
| 日程第 5 | 議案第 4 2 号 | 工事請負契約の締結について
(し尿等中継槽建設造成工事) |
| 日程第 6 | 議案第 4 3 号 | 工事請負契約の締結について
(町道水川藤川線災害復旧工事) |
| 日程第 7 | 議案第 4 4 号 | 業務委託契約の締結について
(し尿等中継槽機械設備設置業務委託) |
| 日程第 8 | 議案第 4 5 号 | 令和6年度一般会計補正予算（第10号） |
| 日程第 9 | 議案第 3 3 号 | 令和7年度川根本町一般会計予算 |
| 日程第 10 | 議案第 3 4 号 | 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 11 | 議案第 3 5 号 | 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第 12 | 議案第 3 6 号 | 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 13 | 議案第 3 7 号 | 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算 |
| 日程第 14 | 議案第 3 8 号 | 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算 |
| 日程第 15 | 議案第 3 9 号 | 令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算 |
| 日程第 16 | 発議第 2 号 | 川根本町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 発議第 3 号 | 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書について |
| 日程第 18 | 発議第 4 号 | 川根本町管内における警察力の維持・確保に関する意見書について |

出席議員（１１名）

１番	佐々木 直也 君	２番	中 野 浩 和 君
４番	中 原 緑 君	５番	澤 西 省 司 君
６番	大 竹 勝 子 君	７番	杉 山 広 充 君
８番	野 口 直 次 君	９番	中 野 暉 君
１０番	中 田 隆 幸 君	１１番	中 澤 莊 也 君
１２番	石 山 貴美夫 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	藺 田 靖 邦 君	副 町 長	秋 元 伸 哉 君
教 育 長	石 原 一 則 君	総 務 課 長	大 村 妃佐良 君
経営戦略課長	坂 下 誠 君	危機管理課長	中 村 裕 好 君
デジタル推進課長	服 部 了 士 君	税務住民課長	北 村 浩 二 君
くらし環境課長	風 間 一 章 君	健康福祉課長	森 下 育 昭 君
高齢者福祉課長	竹 野 克 彦 君	産業振興課長	澤 口 誠一郎 君
建 設 課 長	梶 山 正 幸 君	教育総務課長	平 松 敏 浩 君
社会教育課長	大 村 泰 子 君	会計管理者兼 会 計 課 長	鈴 木 浩 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 寛 明
--------	---------

開議 午前 9時00分

◎開 議

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月24日と同様ですので、ご了承願います。

◎一般質問

○議長（石山貴美夫君） 日程第1、一般質問を行います。

本日は、中澤莊也君、野口直次君、佐々木直也君の一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番、中澤莊也君、発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 皆さん、改めまして、おはようございます。11番、中澤莊也です。
一般質問通告書に従って質問を行います。

その前に、感謝の言葉を述べさせていただきたいと思います。

3月31日をもって県に帰任される秋元副町長、長い間、町長の右腕として、補佐役として川根本町の行政の推進に御尽力いただきまして、ありがとうございます。

3年間という期間でありまして、非常に慣れない環境の下で大変だったと思いますが、この経験を生かされて、県に帰られても、今度は県の発展のため、県行政のため、御尽力をいただきたいと思います。

また、3月31日をもって、定年退職を迎えられます大村総務課長、梶山建設課長、平松教育総務課長、大村泰子社会教育課長におかれましては、長い間お疲れさまでした。引き続き、行政に携わっていただけるということですので、今まで培われた知識と経験を持って、これからも頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項は、町の将来像・ありたい姿について、森林経営管理制度の推進について、在宅高齢者等配食サービスについて、町長、行政の考え方を伺うものです。

最初に、町の将来像・ありたい姿について、質問の要旨に基づいて2点の質問を行います。

町長は、今年度の予算編成に当たり、町の将来像・ありたい姿として「シビックプライドを抱けるまち」～住み続けたい、住んでみたい～としています。

シビックプライドの語源は、19世紀のイギリスの産業革命時代に、商工業の発展に伴い都市が生まれ、厳しい都市間競争が起きた。市民階級が力をつけ始めた時代であり、市民自らが住んでいる都市を誇りあるものにしようとする動きが活発になったということです。ビートルズでおなじみのリバプールやリーズなどの都市は、自分たちの手で、よりよいまちをつくっていかうとするシビックプライドの機運が高まったと書かれています。町長がまちづくりに欠かせないものとしてよく口にされる地域愛、郷土愛とは少し違っているように思われます。

1点目の質問は、町長が描く町の将来像、シビックプライドを抱けるまちとはどのようなものであるのか。

2点目の質問は、令和7年度予算において、シビックプライドという言葉の持つ地域社会への貢献意識を町民に抱かせる事業として、どのようなものを考えられているのかを伺います。

次に、森林経営管理制度の推進について、3点の質問を行います。

森林経営管理制度は、森林の有する多様な機能を維持・活用するために、森林を適切に管理・経営することを目的として創設されております。この制度創設の背景には、森林所有者の特定が困難な森林が増加している。森林所有者の森林への関心が薄れ、手入れが不足するなどの森林の管理が適切に行われていない事態が背景にあります。

温室効果ガスの削減、土砂崩れ災害の防止等の多様な機能を有する森林の適切な管理をするために設けられたこの制度を森林所有者に周知し、推進していく必要があると考えます。

3点、質問を行います。

1点目の質問は、森林所有者の意向を確認するための説明会等を地区ごとに開催する考えはあるか。

2点目の質問は、森林法第10条の7の2第1項、これは新たに森林の土地の所有者となった者については、農林水産省令で定める手続に従って、市町村の長にその旨を届けなければならない義務になっております。そうした届出をされた森林の所有者に対して経営管理の意向を確認しているかどうか。

3点目は、小規模な山林1ha未満のそういうものを間伐、倒木除去等にする場合の補助制度を創設する考えはないかを伺うものです。

最後に、在宅高齢者等配食サービスについてであります。

この事業は、高齢者等の食生活の改善や安否確認に大きな役割を果たしている事業であり、高齢者等の生活の質の向上等に大きく帰依しているものと考えられますが、家にいて1人で食事を続けることが孤食を助長し、人とのコミュニケーションを狭めているのではないかと

いうふうにも考えられます。

配食サービスの現況、孤食を防ぐ取組等を含め、次のことを伺います。

配食された弁当をコミュニティセンターなどにまとめて届け、近くの方が集まって一緒に会食するような、そんな機会が設けられないかというふうに思います。その辺についての御意見を伺わせていただきたいと思います。

行政側からの明確かつ前向きな答弁を期待し、私の最初の質問といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの中澤莊也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 皆さん、おはようございます。

冒頭、中澤議員が秋元副町長以下職員にも慰労をしていただき、ありがとうございました。

本当、秋元にはずっと私の右腕として、中澤議員が言うように、大変な苦勞をかけたなど私も思っております。

それでは、町の将来像、令和7年度予算についてお答えをします。

昨日の大竹議員とかぶるところもあるかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

令和6年度において新町建設計画による大規模な事業が発注でき、7年度中には施設整備が整う予定です。

私は、本年合併20周年を迎えるに当たり、令和7年度予算編成ではハードからハートへ、いわゆる行政サービス等のソフト事業の充実を掲げました。これは、今後、30年、40年と続く町を目指していくものです。

そのためには、この町に住む人が住み続けたい、住んでみたい町でなければなりません。地域への誇りと愛着、まさにシビックプライドの醸成は重要であり、様々な観点から取り組んでいく必要があると考えます。そこに住む人は、来訪者に自分の町のよいところを語られる町でありたいと考えております。

令和7年度予算においては、人づくりとして、地域を愛する心を育み、住民が輝き、活躍できる土壌づくり、サービスとして、安心と幸せを感じられるサービスの提供を目指します。

具体的には、まちづくりリーダー養成講座、未来のまちづくり人材育成事業等、町の将来の担い手やまちづくりへの参画を図っていきます。サービスの充実としては、妊婦健診や分娩等への交通費助成や小児科・産婦人科のオンライン相談体制の継続等により、定住環境の整備を図っていきます。

このように、まちづくりへの住民の参画機会の創出やサービスの充実を進めていくことで、住民が町への関心を高めていければと考えます。

二つ目の1と2です。

森林所有者への説明会の開催、経営管理の意向確認についてお答えします。

現在、当町は川根本町森林整備計画において、森林経営管理制度に基づき公共性の高さを考慮し、水源林整備を行っております。水源林所有者へは個別意向調査を実施しているため、現状では地区ごとに説明会を開催する予定はありません。また、経営管理の意向については、現在、確認を行っておりませんが、森林所有者自身で森林を管理することが難しいなど、申出があった場合は意向調査を行います。

今後、後継者不足や高齢化のための整備の行き届かない森林がさらに多くなることが予想されますので、森林経営管理制度について町民に幅広く周知し、林業関係団体と連携しながら進めていきたいと考えております。

二つ目の三つ目です。

小規模森林整備に対する補助金制度についてお答えします。

現状では小規模森林整備に対する補助について予定はございませんが、森林整備の目的など内容を精査し、ほかの自治体の取組を参考に、川根本町の制度について研究してまいりたいと考えます。

三つ目の在宅高齢者等配食サービスについては、担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） それでは、最後の御質問の在宅高齢者配食サービスについてお答えをいたします。

配食サービスは、調理済みの食事を高齢者等の自宅に配達することで、食生活の改善と、併せて見守り活動を行うものです。

このサービスに孤食を助長することがないような取組が必要との御指摘ですが、現行の高齢者向けサービスで配食が伴うものにケアラズカフェ、おじさんキッチン、ちょっくらランチなどがあります。そのため、これらのサービスへのさらなる参加の促進によりまして、高齢者同士の交流の機会を増やすことで今回の御指摘には対応してまいります。

また、配食サービスにおいては、食事の自宅配達というニーズに的確に応えることが、利用者にとって満足度の高いサービスにつながると考えます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

今、町長のほうから、丁寧なシビックプライドについての考え方等の御説明がありました。まず、シビックプライドのことについて再質問をさせていただきます。

シビックプライドの効果とメリット、いろいろあるかと思います。今、言われたように、町民がこの町を愛し、それと、誇りに思うことによって世間に、外に、この町のよさというのを発信していける。それによって、人も呼び込むというような効果があるというふうに思いますが、行政のほうでは、そのことについてどのように考えているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、中澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員、先ほど言われましたように、シビックプライドとは、地域や自治体に対する住民の誇りや愛着、そして地域社会に貢献する意識を示す言葉であります。また、大切なのは、やはりその地域に住む一住民として、地域の発展に貢献しようとしている意識の醸成だと思います。これ、前から住んでいる方と併せまして、今、移住・定住で来られている移住者の皆様も同じようにシビックプライドを持っていただきたいという思いでございます。

効果ということで、今、議員が言われましたように、地域、誇り、愛着を持つということは、やはり地域に自信があるということで、地域の認識度をPRすることによって上げていく、また住民参加するということで、やはり自分ごとのようにまちづくりに参画していくというようなことを期待しているところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） このシビックプライド、地域に誇りを持つ、まちづくりに参加しているという意識というのは、なかなかすぐには育たないものだというふうに思います。

シビックプライドの醸成・形成方法ということで、どのようにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 今、議員おっしゃるように、なかなかシビックプライドの醸成ということは一朝一夕にできるものではございません。

来年度の新規事業として、やはり住民参画ということで、まちづくりリーダー養成講座とか、未来のまちづくり人材育成というところで、高校生等の人材育成も図っていきたいと考えております。また、引き続いて、千年のふるさとづくりとか、住民主導のイベントでの助成、これは一層の広報も必要でございます。また、教育の面からも、やはり社会教育とか、ゼロ歳から18歳という新たな特色ある教育の中でも、やはり地域の歴史とか、そういうものを学んでいくことによって地域に、こういう地域なんだというような愛着と誇りを持てるような仕掛けが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） まさにそのとおりだというふうに思いますが、やはり長いスパンをかけて、そういう精神、気持ちというか、そういうものを育てていく必要がある。

今、総務課長が言われたように、社会教育の中で、教育の中で地域学習をしていく中で、子供たちにこの町のよさ、すばらしさというものが多分育っていくのではないかというふうに考えられますが、義務教育も各校における地域学習のことについて、教育委員会のお考えを伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） 先ほど町長のお話もありましたけれども、来年度、本町は町制20周年を迎えますが、その20周年のロゴを作るときに、まず、子供たちに、じゃ、この町の誇れること、何だろうというようなことを三ツ星学園と光の森学園の子供たちに聞きました。そうすると、第一は、やはり自然が多かったです。我々もびっくりしたんですが、子供たちがこの町で誇れることの第2位は人でした。この町に住んでいる人たちがすばらしいというのを、今、既に子供たちは認識しております。

本年度令和4年度、学校にたくさんの地域の方たちが入っていただく学習をやったところ、222人の地域の方たちが入ってやっていただきました。

そういう活動を通して、子供たちは、この地域に住んでいる皆さんのすばらしさ、または本物、そういうものを実際に体験する中から学んでいきます。これからもそういう活動をどんどん続けていきたいなというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） ありがとうございます。

町長がよく言われるゼロ歳から18歳、切れ目のない教育ということと、この町に誇りを持つということは、この町のすばらしさを町内外に発信していくということにかかってくると思いますが、やはり町の魅力を定期的に発信する必要があるということであると思いますが、その情報の発信ということで、少し行政側の考え方を伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） 質問にお答えします。

情報の発信ということで、当然、うちのほうのデジタル推進課による広報とかありますけれども、来年度におきましても、様々な地域おこし協力隊の採用もございます。その中で一つずつですね、温泉とか、星空とかというような情報発信を連携を取っていくということで、来年度予算の編成をさせていただきました。

通常ある広報はもとより、いろんな方に協力をしていただいて、情報発信をしていくということが大事だというふうに思っております。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 基本構想とか、総合計画の中にもありますように、人は人財、単なる「材」ではなくて財産の「財」使っておりますけれども、地域を変えていく核であるというのが人ということで、この町のまちづくりの方針として、人づくりというものが前面に出しておりますし、そこを基本に考えていらっしゃるようですので、やはり今年度の予算の中でも若い人たちが町政に参加する、自分のこのまちづくり会議の思いを話し合う、そういうようなリーダー養成に今後も力を入れていっていただきたいというふうに思います。

それでは、2番目の森林経営管理制度の推進について伺いたいと思います。

森林管理制度に対する、まず、町の基本的な考え方と取組について伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

町の基本的考え方と取組についてでございますけれども、森林所有者から申出や相談があった場合ですけれども、意向調査を行い、管理が必要と判断した場合は、森林所有者から経営管理権を取得して整備を行っていききたいと思います。

現在は、公共性の高さ、水源の安定、災害に強い山林づくりを考慮し、水源林の所有者への趣旨を説明し、整備を行っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 先ほど町長の答弁の中で、2番目の質問に対して意向は確認されていない。申出があった場合については、意向の調査をするということですが、この制度、例えば財産の国庫の帰属制度というのはできたんですが、それが一般の人たちに周知されているかどうか。すばらしい制度ができているんですが、それが知られなくて、うまく利用されなかったその制度というのは絵に描いた餅に終わってしまうおそれがあります。ですので、私がここに、最初に質問をさせていただいたとおり、地区ごとの説明、これはぜひ進めていただきたいということであります。

森林所有者からの管理の申出があった場合について伺いたいと思いますが、まず、申出があった場合の森林について、林業経営に適した森林であった場合の対応、林業経営に適さない飛び地にあるとか極小な場合の山林の対応、その二つに分けてお答えをお願いします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

繰り返しになりますけれども、林業経営に適した森林につきましては、制度を有効活用し、森林が持つ多面的な機能を発揮させるために森林づくりを行うこととなります。

なお、森林経営に適さない極小や、飛び地の森林の場合につきましては、所有者個々では森林整備を行うことは難しいと考えますが、森林の所有者の意向を確認して、併せて森林整備を行うことも可能かと考えます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 森林の適さないことについて、もう一度説明をりたいと思います。適さない森林について、小規模の。具体的にどのように考えられているのか。

やはりそういう制度ができたということは、そういう人たちの意向も反映して、町が管理することができるというふうになったわけですね。ですので、そういうものが、今、災害も毎年起こるような状態であるし、荒れている森林、山の機能として土砂災害を防止するとか、二酸化炭素の吸収をするとか、そういう効用がある、多様な機能を有しているわけです。そういうものを発揮するために、里山というんですか、そういうものの整備というのは、こ

れから絶対に必要になってくると思います。

先ほど考えていただけるということですが、小規模山林の整備、倒木の除去、間伐等に対しても、補助制度をいろいろ勘案しながら、他町の様子を聞きながら、町独自の制度を創設していくこともやぶさかではないという御答弁もありました。その辺について、もう一度行政側の考えを伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員御指摘のとおりでありまして、いろんな意味で、災害も絡んでくる、山が。里山整備といったって、ただ、間伐すればいいということでもないし、その点においては、いつも森林組合の総代会前に会議を開くから、その時点の中において、我々も森林組合さんに対して、いろんな問題を仮定しながら、お話をしていくことが大事だと私も思っていますし、今までちょっと私も林業に関して、なかなか行くときがないものですから、そういった意味において、議員のこの質問というのは大変いい質問だと思いますので、大事なことは水源涵養。要するに危ない場所って幾つもあるから、この山は。そこをどういう対応しながら、これから森林整備も行っていかなきゃならないし、あと一つ、大事なことは、もう高齢者になってきて、自分の境も分からない人たちが多し。山も行かないから、そうなってくると、余計山って荒れちゃうので、その辺もいろんな意味、森林環境譲与税も今年は6,000万円から9,000万円に増えました。そういった意味の中において、どういう対応が取れるかということをしつかり森林組合さん、一番ここがパートナーですので、そこを話しながら、今後、こういった問題、いろんな問題を全て取り組んでやっていきたい。

まず、一番大事なのは災害に、そこが一番、私、この頃思っていました、これだけ密植で植えて、どこの山を見ても、これ将来大変ですよ、やっぱり。いろんな意味において、その辺も間伐もしなきゃいけないし、そういったことがこれから先できるのかなという、やらなきゃいかん。このため人工林増やしちゃっている、ふやしちゃっているといったら、怒られちゃうけれども、そういう制度が国に昔あったから、それで、この時期になって、やっぱり伐採する人もいなくなって、そういったことも含めて、いろんな森林計画はしっかり立てていかなきゃいけない重要な課題だと思っています。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） まさに町長が言われたように、森林の多様な機能、こういうものを発揮するためには森林の管理、そういう計画的な管理、これは農地にも言えることですが、所有者の高齢化、行方不明土地等が増えている、そういう現状を考えても対策はえらい急務だというふうに考えます。

最後に、高齢者配食サービスについて、先ほど竹野課長が御答弁いただいたとおり、いろんな孤食を防ぐための取組、おじさんキッチンとかケアラズカフェ、地名においても地名カフェとかということをやっている、多くの高齢者がそこに集い、いろいろな話合いをし、食事をしながら楽しむ、それによってコミュニケーションも生まれるし、よくいうひきこも

りとか鬱、そういうような症状が改善されているというふうに考えていいかと思いますけれども、そういうカフェとかへ参加する人たちというのは、やはり固定化しているのではないかというふうに思うんですけれども、そういう面から考えて、家庭にお弁当を届ける、それがサービスの根幹であるということは分かりますけれども、月に1回ぐらい集会所等へそういうものを配食されて、地域の人たちを何らかの方法で呼んでいただいて、そこは行政の負担になるかと思いますが、そういうことも考えていただけたほうがいいのではないかというふうにと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

○議長（石山貴美夫君） 高齢者福祉課長、竹野克彦君。

○高齢者福祉課長（竹野克彦君） では、お答えをいたします。

配食サービスにつきまして、御通告のありましたとおり、会食形式ということでございますけれども、地区のそれぞれの事情があろうかと思います。

人口密集エリアもあるでしょうし、そうでないエリアもありますので、そのあたりについては、先ほど答弁をさせていただいたような対応がよりよい対応かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 地域的な状況で、なかなかその人たちを一つの場所に集めるというのは、なかなか大変で、どなたかが、ボランティアの人たちがその人たちを連れていく、そういうことはあるかと思いますが、できるだけ高齢者の生きがい対策というんですか、高齢者の生活の質の向上という面から考えて、そういう福祉のサービスというのは、今後とも続けていく必要があるのではないかというふうに思います。

以上であります。時間を少しというか、残しましたけれども、中澤の質問は以上であります。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで中澤莊也君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は9時45分といたします。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時45分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、野口直次君、発言を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） こんにちは。8番、野口直次です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

暑さ寒さも彼岸まで、よく言ったものです。長い冬も終わり、桜の季節になります。春は

出会いと別れの季節でもあります。3月18日光の森学園、19日は三ツ星学園の卒業式に参加させていただきました。両校で27名の9年生が元気よく巣立っていきました。二つのそれぞれ特色ある義務教育学校が町内にあります。今後、子供たち、保護者が自由に学校を選択できる環境が整えば、町にさらなる情景が見えてくるかもしれません。移住者の人たちにも、教育の門戸が広がる可能性を含め、みんなで検討も必要になってくるかもしれません。そんなことを思っております。

今回は、町民が困っていること、心配しているというか、私事を含めて、大きくは三つのテーマで質問をいたします。

本題に入る前に、柚子出荷の際の段ボールを議長の許可を得て説明に使用させていただきます。それがこれですので、よろしくお願いします。

県内はもちろん、関東・中京方面に出荷していますこの段ボールの中には、普通こういう柚子が二つあるいは三つ入りのパックを30パック、この中に詰めることができます。表年、裏年で相場の違いがありますが、1パック約60円から120円になります。1箱約1,800円から3,600円程度で、市場で販売されております。それから、市場手数料、運賃、パック、シール、段ボール等、資材等が差し引かれます。当然、生産費もかかります。あらゆるものの値上げにより農家の手取りが目減りしていて、経営が圧迫されている中で、配送車の突然の休業には、ふじのくに川根本町ゆず協同組合の会員、生しいたけの出荷者等の方が大変困っております。また、生産者も高齢にもなっております。

茶を通販されている方は金額に関係なく、送料を頂けるシステムになっていると思います。非常に、これは生ではありませんのでコンパクトですが、これでもうグラム1,000円なら200グラムですと2,000円です。としますと、大体これとこれを比較することはできませんが、そのような違いがあることも皆さん御存じだと思います。先ほど言いましたように、比較して青果物は市場のセリ場に品物が届いて初めて価格が決まります。

藤枝には、全国の市場に直接荷物を納入できる運送会社があります。当町から藤枝まで安価で荷物を持って行っていただいた業者がなくなったこと、その支援対策について、今日の質問の一つのテーマです。今まで当たり前届けられていた商品が、市場に決められた時間までに青果物を届けることができなくなりました。また、藤枝の運送会社の集荷も最終時間が繰り上げられました。トラック運転手さんの働き方改革があり、午後1時30分までに持参しないと、明日の朝、セリ場に乘れなくなった厳しい状況の中で、先ほども述べたが、さらに追い打ち的に地元の川根本町の配送業者さんの休業でした。個人の零細農家には、町内から藤枝まで往復約3時間かかり、配送、持込み、とても余裕がありません。また、シーズン中はなおさら無理です。

毎日セリに青果が上がるのが前提で、長い間の積み重ねから、市場から信用・評価され、価格も維持されているのが実態です。また、郵便局含め、宅配利用者が運賃が高く、残念ながら、青果出荷にはハードルが高く、実際、なかなか採算ラインにも乗らないのが現実です。

価格の上乗せができない状況で、どうしても支援・援助をお願いするしかないのです。今の現状を知ってほしいので説明をいたしました。説明が長くなり、申し訳ございませんでした。本題に入ります。

最初に、1として、農産物の出荷者の流通面の支援対策を伺います。

(1) 農産物を藤枝に運ぶ地元業者が突然、昨年12月に休業し、生産農家は途方に暮れている。町としても関係団体と協議し早急の解決に知恵をかしてほしいが、町の考えをお伺いいたします。

(2) 農家経営が安定し、継続していけるためにも、流通の方法と地元の配送者が成り立つ支援・助成等を検討してほしいが、町の考えをお伺いいたします。

3番といたしまして、移住者、後継者（若者）が当町において職業選択の一つとして、新規就農ができるためにも上記の課題解決には協力してほしいと思っております。考えを伺います。

2番目といたしまして、国道362号線・473号線の併行区間の瀬沢一久保尾間の通行止めについてお伺いいたします。

(1) 現時点での復旧復興工事の見通しをお伺いいたします。

2番目として、迂回路の町道・林道の整備を通勤・通学等の安全面からも、さらに改良できないかをお伺いいたします。

(3) 台風・大雨のシーズンを迎え、迂回路を含め、集落の孤立を防ぐための対策を住民説明会等を含め、検討されているのかをお伺いいたします。

3番目といたしまして、令和4年9月台風15号の教訓から、当町においてライフライン強化はどのように進められているのかをお伺いいたします。

(1) 水道施設の水源が1か所のみ集落地域は長期断水が心配されます。その対策をお伺いいたします。

2番、地震・台風等災害規模にもよるが、東海道沿線につながる主要道路の復旧工事は最短何日を想定しているのか、お伺いいたします。

(3) 災害時における電気・ガス・ガソリン供給に関するライフライン各種協定締結は既に行っているのかも伺いいたします。

また、前後しましたが、ちょっと訂正をお願いいたします。

2番目の国道のところの質問の中で、国道362号線・473号線の「併行」が、利用というか、用いるほうがよかったと思いますので、すみませんが、訂正をお願いしたいと思います。

以上で、壇上から終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、野口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、一つ目の1、農産物の運搬に関すること、2、支援に関すること、3、移住者等へ

の対応については、関連しますので一括でお答えさせていただきます。

現在、運営委託者である川根清涼野菜出荷協議会は、12月に農産物販売施設への配送を休止していますが、ＪＡおおいがわが独自に運営する集配システムにて、従来の目的は、おおむね達成できるものと認識しています。

しかし、このＪＡシステムは配送先や配送日数が限定されていることや、売れ残り品の引上げが行われないなど、課題も指摘されております。

町としては、利用者が引き続き円滑に農産物を出荷できるようＪＡに対し、より利用しやすい環境の整備について働きかけを行ってまいります。

また、生産者にとって流通と配送の支援は、既存の集荷、流通ネットワークを活用できること、そして出荷規格や品質管理のノウハウを持つ事業者がその役割を担うことが最善であると認識しております。引き続き、移住者や後継者が新規就農できる環境整備に努めるとともに、ＪＡや農産物の出荷実績が豊富な農業法人などと協議を進めてまいりたいと思います。

２番目の瀬沢から久保尾間の通行止めについては、担当課長からお答えします。

三つ目のライフラインの強化についてお答えします。

令和４年台風１５号による災害対応については、令和６年度において、主要な箇所についておおむね発注し、工事完了に向け進んでおります。

災害は、毎年、大小の被害を受けており、ライフライン強化の重要性は誰よりも感じているところです。

ライフライン強化については、町単独では限界があり、国・県等の支援や連携が不可欠であります。このためにも、国・県への要望活動により財源の確保に努めてまいります。

詳細につきましては、担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） それでは、瀬沢―久保尾間の復旧工事の見通しについてお答えをいたします。

道路を管理する島田土木事務所川根支所に確認したところ、災害箇所は地滑りに起因して発生したものであり、調査観測の結果、地滑りの範囲は幅６０ｍ、長さ１００ｍ、深さ４．７ｍから８．８ｍと比較的大きなものであったようです。昨年１２月に、この地滑りの範囲を特定した後、現在は複数の復興・復旧工法について学識経験者の意見を聞き、比較検討を行うなど、国との協議を進めているとのことです。復旧工法により必要な工事期間が定まることから、現段階では具体的な復旧工事のスケジュール等をお示しすることは困難ですが、工事完了には数年を要する見通しであると伺っております。

二つ目の迂回路についてお答えをいたします。

迂回路として利用する中で、地区要望に基づき島田土木事務所川根支所と連携し、側溝へのグレーチング設置や区画線、路肩部分ヘ德里ネーター、反射板等を設置をするなどの安全対策を行っております。

今後も長期にわたり、町道二本松線及び町道下長尾向井線を迂回路として利用していく必要が見込まれることから、待避所の整備と安全対策について検討してまいりたいと考えてございます。

三つ目の雨期対策及び住民説明会等についてお答えをいたします。

台風・大雨シーズン前には、側溝等の清掃を実施し、排水機能の向上を図るとともに、必要により、事前避難等の対応についても関係機関と連携した対応を進めていきたいと考えております。

住民説明会につきましては、地元と調整の上、島田土木事務所川根支所と連携し、対応していきたいと考えております。

それから、3番目の大きな質問のほうの台風15号の関係のライフラインの関連の二つ目の主要道路の復旧工事についての回答でございます。

災害規模の大きさにより復旧日数は異なります。例えば沢からの土砂の押し出し等の撤去であれば、数日から1週間程度で復旧可能でございますが、路肩決壊や、のり面崩壊などの災害になると、小規模なものであっても復旧工事の設計に約2か月、その後、工事期間には半年から1年程度要する見込みであると同っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　それでは、大きな質問の3のライフライン関係の1番、長期断水の対応についてお答えいたします。

当町には11の簡易水道施設があり、そのうち水源が1か所の施設は7施設ございます。現状では、施設間の距離が離れており、各施設を接続するには高額な費用がかかることから、施設間の水の供給は難しいと考えます。

令和7年度当初予算にて、簡易水道施設耐震化事業計画策定業務を計上しております。この計画を作成することで、国の交付金を活用して給水施設の耐震工事ができます。この計画により排水管等の耐震化工事を行い、災害に強い施設を構築してまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　　危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君）　それでは続きまして、電気・ガス・ガソリン供給に関する協定についてお答えいたします。

まず、ガスについては、災害援助に必要なLPガスの供給等に関する協定を一般社団法人静岡県LPガス協会と平成30年1月19日に締結、また災害援助に必要なLPガスの供給等に関する覚書書を一般社団法人静岡県LPガス協会北榛原地区と令和5年5月16日に締結しております。

次に、ガソリンを含む燃料の協定ですが、緊急輸送に必要な燃料の供給に関する協定、庁舎棟自家発電装置に必要な燃料の供給に関する協定を静岡県石油商業組合島田支部中川根地

区と平成18年4月1日に締結、庁舎棟必要な燃料の供給に関する協定を静岡県石油商業組合島田地区中川根地区と平成19年4月1日に締結をしております。

最後に、電気ですが、災害等における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定を中電パワーグリッド株式会社島田営業所と令和3年12月10日に締結をしております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） どうもいろいろありがとうございました。

最初に再質問で、農産物出荷の流通のところで再度お聞きいたします。

私のやはり説明というのは、非常に下手だなということ、改めて分かりました。というのは、私は、町長答弁もあったんですが、JAさんがやっていたいているのは、ああいう稼働ですとか、まんさいかんに出荷する方をある程度やっていたいたのを、私が先ほどの説明で市場にというのは、JAさんがやっていたいていないのも事実でございますので、その辺の詳細等は、またお調べ願いたいと思います。

じゃ、質問に入ります。

繰り返しになるかもしれないが、野菜、果樹、畑わさび等、町がお茶の転換作物、また補完作物として位置づけするのであれば、煎茶、碾茶はもちろんですが、あらゆる農業分野において生産指導・出口対策はもちろん、流通にも、もっと目を向けていただきたいと考えております。その辺をお伺いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

農産物の生産指導、それから流通対策につきましては、先ほど町長の答弁のとおり、その役割が誰が担うのが最善であるかを適切に判断して、その推進母体が実施する事業運営に対して行政としても必要な支援をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 長年の答弁だと私は今思っております。やはり、本当に確かに行政というのは関与すべきところはないと思うんですが、今、私たちが非常に困っている。それで、それは当然各種団体、JAがやるというのは分かりますが、はっきり言って、本来はJAと農家が解決すべき課題というのは理解しているんですが、非常に事が進まないわけです。卵が先か鶏が先でなく、とにかく私たちは、明日からも何とかしてくれよということをお願いしているわけです。その辺はある程度関与しない、できないよということはあるんでしょうけれども、私はある程度、牧之原市とか、あるいは吉田町、確かに中山間地とは状態は違いますが、一度JAさんも連れていっていただいても結構ですが、視察をお願いしたいと思います。どんな感じでやっているか。特に遠州夢咲なんかは、やはりこちらと同じようにお茶が大変厳しい。また、JAハイナンもそうですが、非常に転作に対してはですね、一例を

挙げますと、牧之原の杉本市長が「百丁歩のレモンをやりたいよ」というのは、私も現実、もうやっとな進めていることも事実でございますので、やっぱり、くどくなりますが、真摯にまた一生懸命見てきて、それを小さな町ですから、やれるやれないは別として、やはり現場を見ていただくことをお願いしたいと思います。

続きまして、私が12月に困って指摘してから、この3月の予算特別委員会の答弁では、先ほども答弁いただいたJAと各種団体と相談している話でしたが、農家の立場から、市場出荷に対して早急に、先ほども言いましたが、結論を求めています。町も介入したと思われる川根清涼野菜出荷協議会の存続を求めるが、場合によっては、これに代わる組織の育成、実情を調査して、今後も何らかの形で速やかに再開を願っています。町が潤滑剤の意味も含めて、従来の枠にとらわれない考えで、関与・指導をしてほしいと思います。

当町において少しでも多くの野菜出荷農家が今後も増え、農家所得向上につながるためにも、農業従事者を助けてほしいと思っています。再度、繰り返しますが、その答弁をお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長（澤口誠一郎君） それでは、お答えします。

繰り返しになりますけれども、行政としましては、利用者が引き続き円滑に農産物を出荷できるようにJA等に対しまして、より利用しやすい環境の整備について働きかけを行ってまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 行政面は今後関与はできないが、相談はしてみるということで、残念ながらありますが、次の質問にさせていただきます。

ですけれども、やはり困ったということに対して真摯に、先ほど言いましたが、どうか農家のために、再度お考えをくださるよう重ねてお願いいたします。

続きまして、瀬沢一久保尾間の通行止めについての再質問をいたします。

長期にわたる通行止めは、観光面、産業面等の影響をお聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

現時点におきましては、影響があるという声は聞いておりませんが、地域の皆様に対しましては、迂回路通行ということで御不便を来している現状であることを申し上げます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 取り方によっていろいろありますが、確かに今建設課長さんが言ったように、大体、私がちょっと知る限りでは久保尾地区の人はおとなしいけれども、実際、困っているというのは事実であります。それで、やはり大規模な地滑りなものですから、見

通しもなかなか厳しい中、やはり国道ですので、町もなかなか働きかけができないとは思いますが、やはり生活道路ということで、もう少し、大変ですが、頑張っていたきたいと思います。

続きまして、現在、ライフライン電気通信設備には支障がないのか、お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 今現在、電気設備等のライフラインについては、支障がないという状況を聞いてございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） また、災害はいつ起こるか分かりませんので、その災害が起きたときに、やっぱり先ほども危機管理課長が言ったんですが、やはり修繕、何でしたっけ、何と言いましたっけ。

（「パワーグリッド」の声あり）

○8番（野口直次君） パワーグリッド、すみません、その人たちとまた緊急の際は御検討というか、できるだけ早く、長期停電にならないようにお願いしたいと思います。

続きまして、迂回路の改良工事等は、私は、やはり先ほども質問いたしましたが、満足ではない気がいたします。待避所、側溝の蓋、カーブミラー、案内板の設置等、地元の要望を含め、緊急車両の安全な通行面からも、さらなる努力をすべきと考えております。その点のお考えを再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 先ほども答弁させていただきましたが、迂回路を利用する中で地区要望を聞き、島田土木事務所川根支所と連携しながら安全対策を行っている状況でございます。

今後につきましても、地区要望を聞きながら、追加の安全対策につきましても、実施していきたいと考えてございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

皆さん、ほとんどの方が迂回路を回っていると思うんですが、本当にこれで何年もあれでいいのかなという実態だと思います。

それで、あそこを利用している方に聞くと、島田のほうに行く場合は、あの峠から下長尾に下りて、町役場とか旧本川根に用をする人たちは梅高を回っていくそうです。それで、やはりグレーチングとか、いろんなことを課長がおっしゃったようにやっていただくとするんですが、非常に待避所も非常に長くて、距離感が。非常に、観光客とかがもう大変バックしようと、できないと思いますので、地元の人たちが目に見えないところで協力はしているんじゃないかなということは、また二、三の方にも聞いております。

だけど、先ほども何回も言ったんですが、人間というのは、ある程度やっぱり限度も来る

と思います、いろいろな意味で。また、特に緊急車両はなかなか大変だということも聞いておりますので、その辺も含めて、今日やれというわけではないですが、できるだけ協力して、土木事務所とはできるだけ。

確かに国道の迂回路が、私、一部林道だと思ったら、両方町道だということで、ちょっと私の認識も甘かったんですが、やはり私も旧春野町のほう、田河内地区から回ってきましたら、ちょっと町と政令都市の浜松の境のところに来ると、大型車は家山のほうのあれを回ってくるよという、あれもありますし、また、逆に、私も瀬沢の現場を見ると、もうこれ、土木事務所か何か分かりませんが、非常にマジックで、大分日がたっておるものですから、案内とか何やかが非常にちょっと見えにくくなっている点もありますのでその辺も、町の立場もあるでしょうが、土木事務所にこんなふうな状況は、今後どうなっているかということを再度指摘しながら、お聞きしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今、上記にまた関連して、くどくなりますが、対策の要望に対して、国道の災害緊急工事における町道の迂回路工事の発注先は、土木事務所で直轄にできるのか、町が施工し、県の補助金等で町が改良工事されるのか、その辺をお聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 迂回路の改良工事につきましては、やはり大がかりな工事となりますと、片側通行止めや時間帯通行止めなどの通行規制が必要となり、逆に迂回路としての機能を果たせなくなってしまうことから、通行規制がかからない範囲内での小規模修繕による整備を進めてまいりたいと考えております。

小規模修繕の発注につきましては、状況に応じまして、土木事務所川根支所との調整の中で、土木事務所が直接実施するものと町で実施するものを協議しながら、それぞれの予算の中で発注対応をしていく計画で考えてございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） 内容はよく分かりました。よろしくお願いいたします。

続きまして、国道473号線は、御前崎市から愛知県の蒲郡市の路線と聞いております。今月29日には金谷相良道路第2工区の開通式が行われると聞いております。島田市旧金谷町菊川地区の数本の橋台の高さ、橋脚の長さを含め、規模は、現場を見ております。ただ、これが本当にあれかな、2級国道かなというぐらい、それだけ産業道路として新東名、東名に利用するという必要なんだろうけれども、私、専門のことは分かりませんが、高規格道路なのか分かりませんが、非常に皆さん、言ってみれば、驚くほど、あんなに金をかけなければいけないかなと思うんですが、やはり高低差もあるでしょうから必要なんだろう。

質問に入ります。

初歩的なことですが、並列している久保尾地区には2路線分の予算確保は難しいのか。国道473号線側の緊急災害予算等の利用の上乗せはできるか。片方しか重複国道の場合は、道路予算は使えないのか駄目なのか。また、このような現場周辺の改良工事が長年進まないの

は、俗に言う、優先順位等があるのか、単なる予算が下りないのか。近年の人手・資材不足等による何らかの別の要因があるのか、それを含めて一度お聞きいたします。お願いします。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） 予算の関係につきましては、やはり国の予算、それから県の予算という形で、土木事務所さんのほうでそれぞれ予算要望をしていただいて、対応をいただいている状況でございます。

そういう中でも、やはりなかなか予算がつかない部分もあるかと思いますので、町のほうとしましても、先ほど野口議員ありましたように、御前崎から金谷については、国道が新しく誕生し、バイパス化されてきている状況でございます。

さらに、そこから川根本町に向かっても、473の整備につきましては、やはり国・県にそれぞれ要望を出しながら、早急に急峻なところの道路拡幅、そういうものについて改良工事をお願いしたいという要望を進めているところでございますけれども、また、その辺につきましては、今後も併せて、議員の皆様と一緒に要望活動をしながら、よりよい整備が図れるように進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

やはり精いっぱいのことをやっていただきながら、一步でも、少しでも生活道路がよくなるようにお願いいたします。

続きまして、ライフラインの強化について。

先ほどの答弁で、大方、皆さんの答弁はありがたく思っておりますが、やはりもうちょっと聞きたいもので、よろしくをお願いいたします。

安心安全な生活基盤のためにも、水道・飲料水供給施設としても井戸も水源の一つとして掘って利用してもらいたい。旧中川根地区に広域的施設整備の一環にも取り入れてほしいと思います。大筋の町の考え方を再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君） それでは、まず、井戸を水源にという質問からお答えいたします。

表流水の水源は、特に大雨や土砂災害の影響を受けやすく、取水が困難になることがあるため、地域の水供給体制においては重要な課題となっております。

井戸を水源とすることで、こうした被害を回避することは確かですが、地域ごとの地質や水質、水量の確保が必ずしも保障されるものでもありません。そのため、各施設ごと調査を行う必要がありますが、高額な費用がかかります。簡易水道事業経営戦略に基づき検討を進めていきたいと考えます。

次に、広域的施設整備についての御質問です。

旧中川根地区においては、各施設間の距離が離れている上に高低差も存在するために、多大な費用が必要になることが考えられます。このため、現時点では、広域的な整備は考えておりません。

しかしながら、各施設ごとの耐震化や老朽化対策は非常に重要であることから、災害に強い施設を構築するための取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

国からも新しい事業ができたこと。それを利用して、やはり安全安心な中のお水は大切なので、今後もよろしく願いいたしたいと思います。

続きましては、あつてはならないが、近年、想定外の大規模災害が起こり得る可能性があります。当町において東海道沿線につながる各主要道路が長期にわたり不通も考えられます。

先ほども説明を受けましたが、その場合には孤立集落を越えた川根本町、町全体が陸の孤島にもなり得ることも想定されます。その点の町の対応・対策についてを再度お聞きいたします。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） それでは、質問にお答えいたします。

風水害については、気候変動に伴い降雨強度、降雨時間ともに従前の例とは異なる激甚化が顕著であると認識しております。

また、地震災害については、令和6年8月、令和7年1月の2回、南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、こちらも、これまでとは異なる大きな地震災害を予想させる状況であります。

この状況を踏まえ、現在できる限りの想定等に基づき対策を検討・変更しており、東海道沿線から災害により町が孤立することも想定に入れ、対応の検討・変更を進めております。

まず、通信については、衛星携帯電話を本町に3台、総合支所2台、孤立の小集落の中でも特に孤立の危惧される接岨区、大間区、久保尾区、壱町河内地区に配備をしております。

また、県との通信ですが、静岡県のおふじのくに防災情報共有システム、呼称がF U J I S A Nとありますが、F U J I S A Nでつながっており、支援要請等を連絡できるようになっております。

取組の一例を挙げれば、できる限り町外の企業・団体との災害時の協定締結を強化しており、物資、医薬品等の提供を速やかに受けられる体制を整えております。輸送についても、ドローンなど空路を主として、様々な方法で孤立状態でも命をつないでいけるよう多重的に仕組みを構築しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） どうもありがとうございます。

やはり、こうやって力強い課長のお話を聞きますと大変ありがたいというのか、緊張感もありますが、どうか災害に備えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、はっきりとは言えませんが、近々に南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しがされるそうです。15号台風以降、町も防災マニュアルを強化された。今のお話もありがたく思っております。

また、危機管理課も創立された。さらに、防災・減災意識が町民自身も向上されてきていると感じております。15号災害復旧工事も関係者の皆様のおかげで一息ついたかなとは思っております。

合併20周年を迎えるこの時期に、さらなる生活インフラ整備に町長も尽力を尽くしてほしいと思っております。町長の思いが7年度予算に随所反映されているが、町職員220人余の人たちのそれぞれの得意とする分野で知恵をこれからもかりて、笑顔で職員に接して、アドバイスを受けながら、一緒に考えながら前に進んでほしいと、ひいては町民の幸せにもつながると私は思っております。町長のこれからのまちづくりの展望と決意をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 野口議員、ありがとうございました。

私自身も議員と長いお付き合いの中で、こうして町長になって、この3年間、今度の質問にもあるライフライン、災害、いろんなことの状況の中において、これまでできました。

そういった意味の中では安心安全、これは第一に考えることでした。当然、町の産業振興、こちらに関してもそうだし、流通、先ほど議員がおっしゃった牧之原、向こうへ行っていよいよ、JAおおいがわ、私も役員やっていたんですが、長い、広いの。だから、夢咲とかハイナン、そこはもう設けやすい思う。そういった意味で、JA出身の方も幹事もいるみたいだけれども、いろんな方々おられるんだけど、もうキタハイと向こうで一緒になっちゃった。その時点でさえ、いろんな考えの方がおられて、なかなかこっちの山のほうまで来ちゃくれん。そんなことの中において、そういった御指摘いただいたから一つ一つ答えますけれども、最初のところから。

やはり、これはJAと連携しながらやっていかなきゃいけないことだし、そういった意味においても、こういった運ぶ業者、移住者の方は、またこういう業者つくっていただければ、それはありがたいことなんですけれども、取りあえずは、そういったことはああいふふうになっちゃっているんで、やはりJAさんとの連携、これはちょっと希薄になっていることは確かなものですから、JA関係者がいないから言うんだけど、JAおおいがわとちょっと希薄になっちゃっていることは確かで、その中において、品評会等、確かに助けていただいているし、そういった流通業においても、もっともっと私自らも組合長にも言いますし、そういった中でも進めてまいりたいと思っております。

あと、ハードの部門ですけれども、二本松を使ってやっているわけですから、取りあえずそこがあったから、よかったなと思っています。なかったら、どうしようと。最初、林道から町道に格上げたのかな、二本松は。下長尾向井線もそうなんですけれども、いろいろ測量も関わり合っていますけれども、その中において、あの二本松って割合強い町道で、なかなか崩れない町道でありがたかったなと。下長尾向井線は勾配がきついから、いろいろ改良しているんだけど、そういったいろいろな整備のところもきちんと土木事務所と連携を取りながら進めていかなきゃいけない問題だと思っています。

あとは、全てのインフラにおいて、安心安全を守るために、今年予算の中では、ハード事業を大きいのを二つ、3年間で学校、し尿、斎場と。大きいのは合併特例債を使いながら、時間と財源の世界で私もやってきたものですから、皆さんに失礼なところもあったかもしれない、斎場に関しては委員会も持たず。それほど急いだということ、私自身が。それも何とか求められてきたということで、今年は本当にハートの部分、もっともっとしっかり町民の皆さんのことを考えられるような、やっとな落ち着いた考えられるような町政でありたいと思っています。

この3年間、本当に皆さんにもいろいろ御迷惑をおかけして、いろんなことがあったわけですから、それほどせっぱ詰まったことが私自身に多かった。これからは、しっかりハートの面を大事にしながら、町民の皆さんがどう安心して暮らせるか、そういったことも含めて、これから町政づくりに、さらに取り組んでまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 8番、野口直次君。

○8番（野口直次君） ありがとうございます。

私もちょっといつものように皮肉った辛口な質問だったかもしれませんが、やはり町長も私も町民のためというのは組織は大きくて、私は小さいんですが、そういう微力ながらも私ども、協力できるところは協力はしていきたいと思います。

また、長い間、課長職をやって4人の退職の方、御苦労さまでしたというか、ありがとうございました。でも、それぞれ皆さん残っていただくので、先ほど言ったように220人余の人たちにアドバイスというのは、町長に大変失礼だかもしれないが、やっぱり得意分野というのはそれぞれありますので、指導を受けながら、また町長の特色あるまちづくりをお願いしたいと思います。

ありがとうございました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（石山貴美夫君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、佐々木直也君、発言を許します。1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 1番、佐々木です。

昨日から引き続けている先輩方の一般質問、そして、この行政側からの答弁をお聞きしながら、目指しているものはいつだって似ているなど感じております。

私、一般質問、最後の出番となりましたので、それらを踏まえて質問させていただければと思います。

本日3月25日は、語呂合わせで「みんなにっこり みんなで健康長寿の日」です。これは健康食品等販売している福岡の会社が制定したとのことです。同社は健康寿命について考え、ただ長生きするのではなく、いつになっても明るく元気に、生き生きと美しく幸せな時間を過ごしてほしいとの思いから「100歳まで楽しく歩こうプロジェクト」を展開していて、健康長寿には運動・食事・交流が重要としています。2月25日の「ひざ関節」の日、これは運動です。2月の2がニー、膝ですね。ということで、運動を推奨する日。本日が3月25日。4月25日の「しあわせにっこり 食で健康長寿の日」を併せてこの会社が制定しており、今日は「みんなにっこり みんなで健康長寿の日」として交流を推進する日ということです。

健康長寿には交流は大切。交流やそれに伴う思い出づくりというものが、町への愛着の醸成につながると私も考えます。デジタルの便利さの一方で、アナログな地に足の着いた考え方が必要な時代だとも思います。

今日の私の質問は、この町に住んでいらっしゃる方の町への一層の愛着につながるような何げない風景をつくること、そして、そこで事業を行う事業者が気持ちよく伸び伸びと事業を行う空気をつくること、そして、そんな町に訪れた人々が「この町、何だかすてきだね」思っただけで忘れられない町になること。そんな未来を想像して考えました。

町長のおっしゃる「ハードからハートへ」このスローガンは、菌田町長らしさあふれる愛のあるスローガンだと思います。

暮らしの充実感・満足感は、大層な行政サービスや都会のような便利さによって得られるものではなく、川根本町に既にあるもののような気がしています。

「もっともっと」の世の中から少し外れたじっくりとした町になっていくことをイメージしまして、通告に基づき質問をさせていただきます。

大きな一つ目、川根本町の観光及び町民の町への愛着の醸成への施策について。

川根本町の風景には、植林や茶畑が多く、季節感を感じる要素が少ないように思います。季節感を感じる風景があることは、観光的な観点、町民の町への愛着の醸成という観点からも重要なことだと思います。

一つ目、大井川鐵道全線復旧・復興に向けた意見交換会において、会の参加者から、活動

の一環として駅周辺に花を植えるというアイデアが出ていました。すぐにでも実現可能だと考えますが、この件いかがでしょうか。

二つ目、幹線道路沿いに季節の花や桜などを植えることを地区と連携しながら進めていくことは、いかがでしょうか。

3番目、朝7時と夕方5時の時報がこの町には流れています。この音楽を季節ごとに変えるというのはいかがでしょうか。

大きな二つ目、地域おこし協力隊の連携について。

一つ目、来年は地域おこし協力隊が最大で6名になります。地域おこし協力隊は、役場担当課との密な情報共有、連携は大切なことでありますが、一方で、隊員独自の創造的な動きを期待するものであるかと思います。そのためには、隊員同士が集まり、話す場が必要だと考えます。

地域おこし協力隊専用の事務所を設ける考えはないか、伺います。

2番目、当町における移住コーディネーターの役割の一つに地域おこし協力隊の統括があると伺いました。

今後についてもその役割について継続していく考えはありますか、伺います。

大きな3番目、町の発行物の専属デザイナーについて伺います。

現在企画を周知するに当たって、チラシやポスターについては、各課で製作していると思います。川根本町として発行物の専属のデザイナーを設けることは、情報の発信力、集客力、職員の業務効率などの様々な観点からメリットが大きいと考えます。いかがでしょうか。

壇上からの質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまの佐々木直也君の質問に対し、町長の答弁を求めます。

町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の町への愛情醸成への施策についてお答えします。

町への愛着の醸成は、私が重点施策である定住・移住に不可欠なものです。本年は合併20周年を迎え、今後30年、40年と続く町を目指していくには、地域への誇りと愛着が持てる町であることが重要です。

中澤議員へ答弁させていただきましたが、令和7年度予算編成に当たり、将来像として、「シビックプライドを抱けるまち、住み続けたい、住んでみたいまち」を掲げました。町への愛着、まさにシビックプライドの醸成は重要であり、様々な観点から取り組んでいく必要があると考えます。

1の（1）の駅周辺の花植えの取組から1の（3）時報については担当課長からお答えします。

二つ目の地域おこし協力隊についてお答えします。

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域において、地域の課題に取

り組み、地域活性化を図るとともに、定住、定着を促進するものです。

本町においても平成28年度から取り組んでおりますが、少数の採用でありました。

今後は各分野において制度を活用し、取り組んでまいりたいと考えております。その中で隊員同士が連携し、各分野での活動において相乗効果を生んでいくことが重要であります。

2の(1)事務所の確保、(2)の移住コーディネーターの役割については、担当課長からお答えします。

3の町の発行物の専属デザイナーについても担当課長からお答えします。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） それでは、私のほうから何点かお答えをさせていただきます。

まず、1の(1)まちづくり意見交換会で出されたアイデアの実現につきまして、1の(2)幹線沿いの季節の花や桜などの植栽につきましては、関連がありますので、併せてお答えをさせていただきます。

当町を訪れる方たちへのおもてなしの一つとして、駅舎周辺や幹線道路沿いに花を植えるということは、素晴らしいことだと思います。

これまでも道路沿線の景観整備や耕作放棄地等の花の植栽への御提案をいただいておりますけれども、やはり一番は、植栽後の管理面が課題となっているのが現状でございます。

まちづくり意見交換会を含め、自治会や各種団体と課題を共有して検討してまいりたいと思います。

次に、2の(1)地域おこし協力隊専用の事務所確保についてお答えします。

地域おこし協力隊員と行政との意見交換は、定期的を実施しておりますが、隊員同士が集まれる場所につきましては、協力隊員のニーズに合わせ、場所の提供等をしていきたいと考えています。

続いて、2の(2)移住コーディネーターの役割についてお答えをさせていただきます。

移住コーディネーターが地域おこし協力隊を統括するという明確な役割はありません。現在の移住コーディネーターは、本町の緑のふるさと協力隊出身ということもあり、移住の先輩として相談を受け、アドバイスをしてきました。

今後も隊員が活動しやすい環境を整えていくため、この体制を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 私のほうから朝夕の時報についてお答えいたします。

現在7時に「牧場の朝」、17時が「にんげんっていいな」という曲を放送しております。

御質問の趣旨が町民の町への愛着の醸成ということかと思えます。現在放送中の曲につきましても、親しみやすい曲を選んでいるつもりであります。

今後季節感に合わせ変えていくことは可能ですので、柔軟に対応してまいりたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） デジタル推進課長、服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） それでは、3番の町の発行物の専属デザイナーについてお答えいたします。

現在町の事業を周知するチラシの大半は、各担当課の職員が作成しております。その方法は、経費削減を図るその一方で、デザインの統一感やクオリティーに課題が見られます。

事業の成果を上げるためには、情報発信は重要でございます。議員が提案される専属デザイナーの設置は、情報発信力を高めるために有効な手段の一つと考えられます。

町の発行物について費用対効果を十分に考慮しながら、デザイン業務の外注や職員のスキルアップなど多様な選択肢を検討し、最適な方法を模索してまいります。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 再質問を許します。

1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） 今答弁いただきまして、状況について、現状について承知しました。

新しいことをする際には、人手、財源の心配は常につきものなんですけれども、まずは、花のほうから、今ちょっと御提案をさせていただきたいと思います。

第一段階、花を植える。その後、管理をしていくということなんですけれども、まず、花を植えるというところ、大鐵全線復旧・復興に向けた意見交換会で出た花を植えるというところ、こちらは、県のグリーンバンクという制度を利用すると、町からの持ち出しは最小限になる。花を植える、それで解決かと思います。

当初植える人、人員ですね。最初に植える人については、大井川鐵道全線復旧・復興に向けた意見交換会で、以前徳山駅の清掃活動をしたようなこと、そして、この先も続く会の活動の継続・発展という形で実施すればよろしいかと思いますが、まず、植えるということの趣旨や花自体の心配事、それから、誰が植えるのかということの心配については、これでいいかと思います。

それで、グリーンバンクというその中では、花の種子の配布だけではなく、ボランティアの育成研修も行っています。管理する人材の育成もこの制度に頼ることができるかと思います。

それらの内容について、まずは町民がやる気になるということが一つ大事なことから思います。町からの仕掛けも大事なんですけれども。

町が町民に特に花を植えた地域については、そのグリーンバンクなどの制度について重点的に案内・説明していただくことについて可能でしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） グリーンバンクの活用について、苗木とかの提供のほうは承

知しておりましたけれども、このボランティアの育成という部分につきましては、すみません、私ちょっと勉強不足で認識しておりませんでしたので、今ここでそれがどうかということとはできませんけれども、そのボランティア育成の内容を踏まえた上で、活用できることであれば、活用することは可能だと考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） やる気になっていただいた町民の方が、その植えた花について継続して管理していく上で、前回の議会で提案させていただいた集落支援員の制度を利用すれば、花の管理を専属で仕事として就く方の人件費については賄えると思います。

この集落支援員の登用について、町の施策として考えていただかないと、なかなか進まないと思いますし、この集落支援員、当然国庫補助があるものですから、町の負担がない状態で、そうやって花を保てる。花に限らずいろんなことを保っていけるということが出来ますので、まずは、みんなで花を植える。それを保つためにこれをどうしようということ町民と話し合って、その先で集落支援員の制度を利用してこれを管理していただだけませんかという話につながるのが、一番保っていける。人員も確保できるし、町の持ち出しもないということになるかと思います。

いずれは、町全体に花などでいっぱい風景が広がるとよいと思いますが、まずは、どこか1 か所モデル地域としてつくり込み、それをロールモデルとして各地区に広まっていくのが現実的ではないかと思います。

そのモデル地域について、花を植えること、管理すること、それに伴う管理人さんの運用など、全体の流れを地域と一緒に組み立てることができればそのロールモデルとして横展開は難しくないと思います。まずは、モデル地域をつくること。例えば青部マルシェ等のイベントがあり、今あそこを平らにしてイベントとかで使えそうな青部駅周辺でありますとか、前回徳山駅駅舎周辺清掃しましたけれども、あのような道沿い非常に目立つところをモデル特として重点的にまず、つくり込む。その後管理する流れも一緒に組み立てるということが、非常に有効かと思うんですけれども、これ、実現は難しくないと思いますけれども、町として考えは、いかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） いろんな提案、ありがとうございます。

確かに集落支援員という制度がございます。集落支援員の役割という中に、実情に応じた集落維持や活性化対策の実施というものがあります。そうしたものを踏まえると、確かに地区内の花壇や樹木管理を業務として可能なかなというような思いはしますけれども、その集落支援員の役割なんですけれども、そもそも地域住民が主体的に動けるように、集落支援員がサポートとして、集落の暮らしを支えるため、持続的な体制を整えていく。それはもう議員も御存じだと思いますけれども、まずは、3 点ございまして、集落の点検、これは何かというと、住民自身が集落の現状と問題を自らの課題として捉える中で、例えば医療福祉サ

ービスの利用状況や生活環境、集落内での支え合いの状況をまずは、集落支援員が調査する業務があります。そして、そのその点検の結果を踏まえまして、住民同士、または住民と行政の間で現状や課題、あるべき姿について話し合い、いろんな意見を集約していく。その中の一つとして、実情応じた集落維持や活性化対策の実施ということで、それを踏まえて、じゃ、結果的にその一つとして、花壇の整備とか樹木の管理といったものは可能かと思うんですけれども、まずは、その集落の点検、集落の在り方についての話し合いというものがございまして、ただ単に樹木の管理というだけでは、ちょっとその制度は、活用は厳しいのかなというふうに考えております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 決まりというか規則だったりとか、それに適用するための文章みたいなもので考えると、なかなか複雑な感じがするんですけれども、日々住民、区の方がやっていらっしゃるということのが、そのまま当てはまることだと思いますし、先ほど総務課長の答弁の中に、地域に貢献とするという住民意識、自分事として捉えるというようなお話がありましたけれども、その町民の主体性というものを本当にこういうきっかけでつくっていただいて、僕はよく使う言葉で「緩やかな公への参加」という言葉をよく使うんですけれども、皆さん自分事としてこの町のことを捉えるということには、何か政治というものはちょっと遠いものの感じがするんですけれども、そういうものの参加自体がまさに政治への参加であり、まちづくりということだと思いますので、せっかく意見交換会でそういうお話が出て、きっかけとしてはあるかと思いますので、何かそういう動きというものをつくっていただく。これはどうしても行政の仕事といいますか、頼る、寄りかかる部分ではあるんですけれども、1 か所でできれば、広がっていくことは可能だと思いますし、また、その町の風景だったりとか、雇用の創出だったりとか、いろんな面で有効かと思いますので、引き続き前向きにそれを検討していただければと思いますが、改めていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 先ほど議員が言った集落支援員と、いろんな約款があって、課長そういう話をするんですけれども、自らが立ち上げるシビックプライド、要するに地域貢献、そういったことの中に置いておいて、立ち上げてやっていただけるならば、またそこは検討の余地があると、私はそんなふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ありがとうございます。

意見交換会の今後の活動の継続と発展という意味、それから、これから続くまちづくりという意味でもこういういろんな制度、グリーンバンクだったり集落支援員の話をしていただきましたけれども、何か外の力を利用して、町の中で生かしていくということはぜひやっていただきたいなと思います。

この流れで、学校のほうでもちょっと利用できると思いますか、制度があったものですか

ら、御紹介、御提案させていただきたいんですけれども、グリーンバンクのほかに静岡県では、「ふじのくに花の都しずおか」づくりという事業があります。県が認定した花壇のアドバイザーの派遣などを行っているんですが、この事業の中に「学校枠」という枠があります。新しく花育に取り組む学校には、花のアドバイザーの講師料、交通費、さらには花材費まで、花代ですね。まで県が負担してくれるそうです。

とはいえ、この制度があるからといって、花を植えましょうというだけでは、教育的な意義も、子供たちの花に対する興味、関心への種まきについても少し理由としては足りないように思います。

そこで、川根本町は今年、合併20周年、先ほど話にありましたけれども、ロゴも決まって20周年に対する機運が高まってきています。町をみんなで盛り上げるという観点でも、学校に花を植えることに意味を持たせて花壇の整備をするのはありかと思うんですが、いかかでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 教育長、石原一則君。

○教育長（石原一則君） いい御提案をいただきました。

そういうような制度を利用するということもそうなんですが、20周年とかそういうことを子供たちに意識づける。あとは、そこで主体的に動いていける子供を育てるという面でもいいなと思います。

一回、私が住んでいる町に移住してきた方がいらっしゃって、今も住んでいらっしゃるんですけども。その方は、S Lの横で咲いている菜の花、その黒と黄色のコントラストに魅了されて、そして、こちらのほうにS Lがあるこの町に移住してきた方です。今大井川鐵道がこういうことになってしまった。その方がぜひこの将来近いうちにまたS Lが走る町になったときに、花いっぱいところでS Lを見たいという思いを持った。その思いに共感した子供たちが一緒に沿線の菜の花植えを手伝ったり、あと、昨年度は、小さいヒマワリと一緒に植えたという。何を申し上げたいかということ、やはり子供たちもそこに物語、何のためにこれをやるんだといったときに、心揺さぶられる思いが、子供たちの中にも芽生えれば、やはりそういうような活動は入ってくると思います。

ですから、佐々木議員がおっしゃるような例えば20周年というのが契機になるというお言葉、まさにそのとおりで、この20周年が子供たちにとって心残る、そこに一緒に花があるということが、子供たちの中に主体的な活動として落とし込めるならば、これはぜひ利用していきたいなというふうに思っています。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ぜひ何か物語をそこにつくっていただいて、それが実現することを楽しみにしております。

あわせて、この話というのは、既に花を植えていらっしゃる方というのはたくさんいらして、獣害だったりそういう問題が同時にあることですので、何かこういう活動を広めていく

ということに当たっては、獣害対策なども併せてやっていただくということが必要になりますし、教育的観点からいうと、さて、それをどうしようという切り口もありますし、町としてそれを推進していく等であれば、その獣害についての補助といいますか、ちょっと助けていただくということも必要になるかもしれないので、本当、町が一丸となって進めて、すばらしい風景をつくっていくということになるといいなと思ひましてこの御提案をさせていただきました。

今の提案の中で、町から持ち出すものというのは、ほとんどありませんので、その景色を思い描いてやると決めるとなると、それが実現に近づくんではないかと思ひますので、ぜひ町長の「ハードからハート」という部分のそのハートの具現化したような花というものを大切にこの町で皆さんで地域と連携してやっていければと思ひますので、ぜひお願いいたします。

町長、今のところこの件についていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 町長、藺田靖邦君。

○町長（藺田靖邦君） 議員も皆さん御承知のとおり、塩郷のところがやめちゃったんだよね、あれ。昔はツツジが咲いていたりいろいろあったんだけど、それっていうのは、管理が問題だったということで、駅舎の周辺の花壇とか塩郷は塩郷で松井測量の社長一人でやってくれるんだけど、そういった意味の中に置いておいて、先ほど言っている集落支援とかそんな環境の中で、常時管理していただけるような方がおられるなら、それはそれでまた検討の余地もあるだろうし、さっき石原教育長の言った学校のこともそうです。我々はアサガオを作って、いろんなものを作ってやっていたんだけど、あれは作られたという感じがしているんだけど、そういった醸成というのは、やはり「自ら」と教育長が言っているように、その中に置いておいて、支援する会の方々もそういうことをおっしゃっていると言うなら、それはそれでまた行政も行政でいろんな協力のことをしていかなきゃいけないと思ひますし、現実問題として、あの塩郷をやめちゃったというのは、管理が大変だったということ。そこに鹿が来て、あそこ鹿が多いんだ、あそこは。

だから、いろんな意味で置いておいて、そういった管理不足が大変だったからできなかったということなものですからね。いろんな意味で、花壇を造って、またそこに自分が来るといふんなら、いろんな手だてをしなきゃいけないし、ああいうものを植えるの大変なんだよ、本当。野菜も大変だし、皆さん転作やったり、いろいろやったり、いろんなことの中で置いておいて、現実問題として考えて捉えるなら、うちのおやじもいろいろやっているんだけど、いろんな野菜も作って、花もといったら、それは育てるのに大変だから、現実をしっかり見定めながら、今後の検討とさせていただきたいと思ひております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） ありがとうございます。

いろいろ心配事はもちろんあるんですけども、グリーンバンクで花の検証を行い、その

後やる気になったところで集落支援員の制度を利用して、管理をしていただくと。できる話だとは思いますが、ぜひお願いいたします。

引き続き7時と5時の時報について。音楽についてちょっと再質問させていただきますけれども、あの音楽、毎日何げなく流れているわけで、もちろん親しみやすい音楽なんですけれども、恐らく町としてあそこのあの音楽について、これはこういう意味を持って流しているという強い思いがあるという性質のものではないんですよ。ただ毎日毎日1日2回流れるというものは、何か町のエネルギー、町長のエネルギーなのか、行政としての全体の思いみたいなのをちょっと乗せるには、非常に重要だし、やれることのひとつだと思います。

川根本町の毎日の何げない当たり前のことは、違うまちへ行けば、何もかも当たり前でなくなります。この何げないをつくるべくしてつくるのは、難しいんですけれども、毎日の時間を知らせる音楽が季節ごとになるとすると、それはつくれる何げなさだと思います。

暦ごとに区切るのもすてきなんですけれども、川根本町の動きに沿った動きというのが、もしあるとすると、それはより一層地域の愛着の醸成に寄与すると考えます。

ぜひこの7時と17時の時報について、何か町としてエネルギーを込められるようなことがあれば、ぜひ変えていただいて、あるいはこういう理由で変えているんだよということをお話するようなネタになるといいなと思います。

私、川根本町由来の何か曲がないかなと思って探したんですけれども、それがなくて、川根本町だからこの曲が流れているということには、なかなかできないんですけれども、季節ごとに変えて、町のあちらこちらに花がある風景の中を通勤通学する、そんな暮らしがあり、その中で季節を知らせるいろんな匂いがしたり、鳥のさえずりが聞こえる、そこにいつも流れる季節の音楽があると。風景づくりの一環としてぜひその音楽というものにも、ぜひ積極的に活用していただきたいんですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 危機管理課長、中村裕好君。

○危機管理課長（中村裕好君） 今ございましたとおり、川根本町に由来する曲というのがあまりないので、現在流している「牧場の朝」と「にんげんっていいな」という、これは既存の曲でございます。特に思い入れがあってというよりは、聞きやすく、邪魔にならない感じというんですかね。そんな感じで流れていると思うんですけれども。

今議員おっしゃられたとおり、今後そういったことも検討、当然まちづくりと併せて連動する形で決めていくのがふさわしいと思いますので、そういったことで参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1番、佐々木直也君。

○1番（佐々木直也君） では、次、地域おこし協力隊のことについて伺います。

地域おこし協力隊は、中澤議員が一般質問でしてくださいました。その答弁の中で、経営戦略課長から隊員同士の連携、町全体が盛り上がっていくことを期待ということ、連携や盛

り上がっていくことを期待ということは、総務課長、経営戦略課長からありました。それは私もそう思います。具体的なミッションは違えど、地域おこし協力隊の皆さんが目指すべき共通のゴールというのは、あるかと思います。チームとして動くこと、その方が代わる、代替わりしたりとか、また別のミッションを持った隊員が増えたときに、それらを引き継いで発展させていくということのためにも、地域おこし協力隊専用の場所を準備するということは、非常に効果的だと思います。

町のほうでそういうことを促すためにも、先に場所を、要望があってからというよりは、そういう場所がありますよということをまず、つくっていただきたいんですけども、改めていかがでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 経営戦略課長、坂下誠君。

○経営戦略課長（坂下 誠君） これまで地域おこし協力隊、主に観光がメインでございました。観光、しかも少数でしたので、打合せもすぐできるというような、定期的にも行っていたわけですが、来年度以降、本当に今年度もそうなんですけれども、地域おこし協力隊は増えていきます。そうした中、議員がおっしゃるように、行政抜きにして、隊員同士でこの町を、目的が違えど、いろいろやっていくというのは、すごく大事なことだと思います。

そうした中で、今、現状で言いますと、桑野山にあるエコティかわねの事務所さん、そこに今、藤田さんという協力隊の方がいらっしゃるんですけども、その事務所と管理者ともお話をする必要もあるんですけども、そういったことで、場所の提供は可能かと思います。当然行政、聞かれない話はないでしょうけれども、行政抜きの協力隊員同士のいつでも集まれる場所というのは、確かに必要だと思います。それにつきましては、もう早急にも場所のほうにつきまして、確保に向けて進みたいと思っております。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 非常に前向きなお答えでうれしく思います。

今僕、発言しましたが、本当独自に動くということが非常に期待されているポジションだと思いますので、その方たちがたまには束になって、チームとして動いたりとか、またその方たちが代わったり増えたりしたときでも、その方たちがやっていた思いだったりとか、事業だったというものを引き継いで発展させていくということ、これが非常に重要かと思いますので、ぜひそういう場所の準備、お願いいたします。

では、次は、最後のところですね。大きな3 番目のチラシなどの製作なんですけれども、現状、チラシ、各課で製作しているというお話がありましたけれども、実際のところ、この仕事内容につきまして、職員の負担についてどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○議長（石山貴美夫君） デジタル推進課長、服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） それでは、お答えします。

各事業に関しましては、各担当課で実施しておりまして、広報の部分も各担当課で、各職員が広報までやるという考えの下に、広報自体も行っております。ですから、そのチラシ作

成とかは、当然ある程度時間を要するわけですがけれども、現在そのチラシの作成の研修を行ったりですか、そういった便利なソフトもございます。あとは、そういったテンプレートも活用しながら、なるべく負担がかからないように実施している現状でございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 先ほど各職員のスキルアップでしたりとか、そういうことのお話がありましたけれども、その中でやはり統一性のないデザイン等がどうしても出てしまう。町としての発信力はちょっと至らないかもしれないというようなお話がありましたけれども、まさにその発信力の部分で、発信の仕方、発信力が物を言うこの時代ですので、コンテンツそのものよりも、よりということもないんですけれども、同じ内容のコンテンツでも、写真の撮り方、切り取り方、キャッチコピーだけでもかなり効果は変わってきますし、また、それらを総合的に生かすデザインというのは、やはりプロの仕事です。

先ほど課長がおっしゃった今 C a n v a などの豊富なテンプレートの下で、素材を当てはめるだけでそれなりに仕上がるアプリケーションなどもありますが、それはやはりプロの仕事の訴求力にはかないません。

なので、川根本町の魅力を町外に発信するに当たってのポスターや冊子のデザイン、町内でのイベントの告知のチラシなど、プロに依頼すれば、集客等にもかなり効果が出ると思います。そして、また職員の負担も減ります。結構個人的には、デザインとかあまり得意ではないので、これを自分の仕事としてやるということとストレスかなと思うので、この職員の負担というのは、ぜひ減らしていったほうがいいのではないかと僕は思っております。

とはいえ、先ほどからありますが、新しいこの提案をすると、つきまとうのが常に費用面、または人材面なんですけれども、この部分について、来年度観光交流課で行われるミズベリング事業、これが開始するに伴って、地域活性化企業人制度という総務省の枠組みがあります。この枠組みは専門知識、ノウハウのある人材を派遣いただくわけなんですけれども、この地域活性化企業人制度は、地方の地域課題を解決するために、専門的な人材のマッチングということだけではなく、派遣期間中の給与等を全額国が特別交付税措置をしてくれます。まさにこの地域活性化企業人制度を利用してのデザイン専門の人材派遣というのは、他市町村で前例のあることですので、利用しない手はないと思います。

すぐには言いませんが、来年度リサーチやマッチングを進めていただいて、再来年度ぐらいから川根本町の発行物のデザイナーを起用していただければと思いますが、どうでしょうか。お考えを伺います。

○議長（石山貴美夫君） デジタル推進課長、服部了士君。

○デジタル推進課長（服部了士君） 御提案ありがとうございます。

来年度、観光交流課のほうでこの制度を活用するということで、私もどんな制度かということで調べた記憶がございます。

議員おっしゃるとおり、地域活性化企業人制度は、国による支援が一人当たり年間560万円という上限で、首都圏とかの企業から人材派遣していただいて、町の業務を担っていただくという事業でございまして、特別交付税の措置が講じられるということで、費用面でも有効な制度であると考えます。

今各課で全員が広報マンということで広報に関して実施しているところでございますが、各課の意見を聞いて本町における広報に関する課題というのをいま一度洗い出し、整理しまして、この地域活性化企業人制度を活用するに当たりまして、問題解決のたびに企業人材に何をしていただくのかというのを十分に検討したいと思います。その上で、業務内容に対応できる、さつきマッチングとおっしゃられていましたけれども、人材を有する企業がいらっしゃるのかどうかというのを調査しまして、この制度を活用の有無を協議したいと思います。以上です。

○議長（石山貴美夫君） 1 番、佐々木直也君。

○1 番（佐々木直也君） 先ほどお伝えしましたけれども、プロのやっぱりデザインというのは、ブランディング等でも、各大手の会社なんかは、有名なデザイナーに一つ一つのデザインをすごく高額な値段で発注をかけるわけですけども、それぐらい効果があると。デザインというものの力というのは、すごく強烈なものがあって、大事なものであります。

以前移住フェアというものに視察で行ったときに、各市町のプレゼンを聞いたんですね。そのパンフレット等を見ながら、プレゼンを聞いたんですけども、やはりどこも魅力的だし、遜色のない、言ったらどこもあまの変わらないというか、どこもやっぱり魅力的なので、その中でパンフレットを取るきっかけになるというのが、そのデザインの訴求力だったりとかすると思います。そのきっかけという部分は、やはりデザインの力が非常に強いですし、その先でデザインの力でこの町に観光客などが来ていただいたときに町の雰囲気の前段で言ったような豊かな自然と共に季節の花等が植えてあるという世界が広がっているというは、すごくイメージの湧くことかと思しますので、あらゆることを同時にやんなきゃいけない、考えていかなきゃいけないということだと思んですけども、そんなように外から入ってくる人に対してのアプローチと同時に町内にいる人たちの暮らしの満足度というのを上げていくということをまた引き続きお願いしたいと思います。

今日の話というのは、本当お答えいただいた課の課長だけでなく、その課だけではなく、各課本当に関係してくることかと思しますので、何かそういう話というのを生かせないかなとか、うちの課ではどうかなということを考えていただく。あるいは町としてこういうことをやろうということで執行部のほうにおまとめいただいて進んでいくという町の一体感というのをも引き続きお願いしたいなと思います。

終わりになります。

本日 3 月 25 日の花というのは、アルストロメリアという花みたいです。この花言葉「未来への憧れ」「持続」という花言葉がございます。未来への優しいビジョンを持ち、それに向

かつて持続的に事業を継続、思いを積み上げていくことこそが政治の役割だと考えます。

今回提案させていただいたことは、即効性のあることではないと思いますが、緩やかに元気で豊かな町に育っていくことに寄与するのではないかと想像します。

冒頭にも言いましたが、「もっともっと」の世の中に対抗しようとせず、今ある豊かさを大切に磨いていくことが、この町の魅力、町民の暮らしの満足度につながるのだと思います。

「不易流行」変わらないものと、変えていくもの。

先ほど中澤議員の御発言の中にもありましたが、今年度いっぱい現在職を退任なさる秋元副町長、各課長の方々、大変お疲れさまでした。皆様がこの町のために積み上げてくださった思いを引き継ぎ、発展させていくように私も私なりに尽力していきます。

これからもそれぞれの役割の中で、一体感を持って進めていければと思います。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石山貴美夫君） これで佐々木直也君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。それでは、再開は13時といたします。

休憩 午前 11時28分

再開 午後 1時00分

○議長（石山貴美夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第2 同意第1号 副町長の選任について

○議長（石山貴美夫君） 日程第2、同意第1号、副町長の選任についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

本案は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第1号、副町長の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第1号、副町長の選任については原案のとおり同意することに決定しま

した。

◇

◎日程第 3 議案第 40 号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第 3、議案第 40 号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第 40 号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 4 議案第 41 号 工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第 4、議案第 41 号、工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設工事）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6 番、大竹勝子君。

○6 番（大竹勝子君） 6 番、大竹勝子です。

落札率が 95.6%ということでしたけれども、建設工事は敷地の造成が完了して初めて着手できるのではないかと考えるのですが、なぜ一括で提出されたのですか。また、工事は、採

決の翌日から来年の２月28日までだということですが、資材の運搬などをはじめ、実際に現地で作業を行うのはいつからいつまでですか、伺います。

○議長（石山貴美夫君）　　くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君）　それでは、お答えさせていただきます。

議員が言いましたように、今回のこの中継槽の工事は、この全体の建屋の建築工事と、あと造成工事、この２本ございます。これは造成は、大井川鐵道から敷地を広げて路肩に構造物を施工し、そこからだんだん積み上げて造成していくものでございます。また、この中継槽の建築のほうは、それより県道側のほうから工事をしていくものでございまして、また、今の現時点の盤から５mほど地中の中に構造物が入るものですから、そちらはまだ造成にはかからない、同時進行で工期を早くして、８年の３月から運用開始という形を見込んで同時発注としております。

着手は、議会の翌日からということで、工期８年２月27日を予定しております。着手の日でございますが、これから今回この議決をいただきましたら、このし尿中継槽の事業を行う四つの事業がございます。そちらで集まって、行程会議を行い、それから速やかに工事を準備をし、着工するものでございます。４月の中旬ぐらいの予定じゃないかとは思っております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君）　　ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君）　　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。６番、大竹勝子君。

○６番（大竹勝子君）　　６番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている議案第41号、工事請負契約について（し尿等中継槽建設工事）に対して、反対の立場から討論いたします。

本案については、現在、三津間地区のクリンピュア川根において処理が行われているし尿等について、静岡市への委託処理に切り替えるのに伴って、当町内で収集されたし尿等を一旦この施設に貯留し、粉碎等若干の処理を行った上で静岡市へ向けて運搬する際の中継槽を建設するというものです。

私は、かねてからこの種の事務については、外部委託にするというのは大規模災害などのときのことを考えると、決定的に不適切ではないかということを指摘してきました。いよいよその外部委託へ切り替えに向けての、言わば最終段階の事業が本議案において提案されているわけですが、この意味においては、私はこれまでし尿処理の外部委託への切り替えに関連して提出されたもろもろの議案と同様、本案についても賛成することができないということを変更して明らかにしておきたいと思います。

なお、国内においても、また世界的にも資源循環型社会の構築が叫ばれています。加えて農業にも必要な肥料の輸入が、これからはこれまでと同様には期待できなくなるとも言われています。少なくとも調達コストの上昇は避けられないということが関係者のほぼ一致した見方になっています。

この点、江戸時代の循環型社会の例を引くまでもなく、し尿は、本来的には貴重な資源と見るべきです。私たちがかねてから提案してきているように、生ごみや剪定枝、落ち葉などとし尿を使って有機質肥料を作って、当町の農業を資源循環型農業の先進事例とするくらいの意気込みで、外部委託によってし尿の処理をしてもらうのが当たり前といった考え方を今こそ改めるべきだと思います。

最後に、議案自体の問題にも触れておかなければなりません。事前に入札結果表を閲覧したところ、本件の落札率は95.6%と、この種の議案については比べれば若干低くなっていますが、一般的には談合と疑うべき水準を超える数字となっていることは明らかなです。少なくとも情報の漏えいを含む、一般的には不適切とされる問題などがなかったのか否か、厳正な調査をすべきです。

しかし、町長は、調査自体はもとより、その必要性すら認めない姿勢に終始しています。こうした姿勢を不問に付することは到底できません。

以上の点を率直に指摘して、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） ただいまは原案に反対の者の発言でありました。

次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第41号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論をいたします。

この工事の請負契約に係る予算については、1月31日に行われた臨時議会でまず承認をされていることをまず申し上げておきます。2月27日に、土木に関する特定建設業者8者、これは指名委員会で示された業者だと思いますが、全て見させていただきますと、非常に実績もあり、この業者にどの業者が落札しても問題なく事業は遂行できるというふうに考えます。

この入札は落札率は高いものの、適正に行われているということを認め、私は賛成をいたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立多数です。

したがって、議案第41号、工事請負契約の締結について(し尿等中継槽建設工事)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第42号 工事請負契約の締結について(し尿等中継槽建設造成工事)

○議長(石山貴美夫君) 日程第5、議案第42号、工事請負契約の締結について(し尿等中継槽建設造成工事)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

これも落札率が99.48%となっておりますが、この工期はあしたから来年の2月28日だと説明されていますが、実際に行われる工事はいつからいつまでですか。

○議長(石山貴美夫君) くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長(風間一章君) お答えいたします。

先ほどの中継槽の建設工事と同様で、同じ一体の事業の工事となっております。そうした中で、業者間でこれから打合せを行い、そこから工程を組んで進めていきます。ですので、早くても4月の中旬くらいから準備を始めて、着工、着手をしていくと思われます。

以上です。

○議長(石山貴美夫君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている議案第42号、工事請負契約の締結について(し尿等中継槽建設造成工事)に対して、反対の立場から討論をいたします。

本案については、先ほどの建設工事の請負契約が可決されたし尿等中継槽を建設するための敷地を造成する工事の請負契約の締結について、議会の承認を求めるというものです。

し尿の処理を長距離の運搬を必要とする外部の自治体への委託に切り替えることそのものに対する考え方は、先ほどの件と同様ですから繰り返しますが、本件については落札率が

99.4%と、先ほどの件よりもさらに高いものとなっています。これについても町長は何ら問題はなく、調査の必要性すら認めない姿勢です。先ほどの件に増して不適切な程度は重いと云わざるを得ません。

今申し上げた点と、先ほどの議案第41号についてのそれとの重複を避けるために割愛した問題も併せて、本件についても賛成しかねるということを申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

議案第42号、工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

この入札についても指名競争入札、適正な業者が6業者指名されていて、4月27日に適正に執行されているということで、反対者は落札率ですか、その高さ95%を超えると談合というようなことを言われますが、私はそうではないというふうに考えます。

こういう考え方があります。公共事業における落札率の高さは、必要な原価と利益を見込めば、予定価格に近いものが出ると。どの会社が受注しても落札率が高くなることは考えられていることでありますし、今の技術からすると、県の示された建設単価というのが出ております。そういうものを適切に利用して、設計の中で自分たちが利益を勘案して落札することとは可能であるというふうに考えます。

この指名競争入札は、適正に行われているものと認め、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第42号、工事請負契約の締結について（し尿等中継槽建設造成工事）は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎日程第6 議案第43号 工事請負契約の締結について（町道水川藤
川線災害復旧工事）

○議長（石山貴美夫君） 日程第6、議案第43号、工事請負契約の締結について（町道水川藤

川線災害復旧工事）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

この工事の落札率が99.76%ということでしたけれども、工事期間中に新たな災害に見舞われる可能性といったものはないのでしょうか。横断している沢や上流の山林などに対して、治山事業が実施される見通しはあるのでしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、梶山正幸君。

○建設課長（梶山正幸君） ただいまの質問についてお答えいたします。

今御質問いただいた点につきましては、前回も御回答させていただいているとおりでございます。災害につきましては、工事期間中に災害があるかどうかというのは、その年の気象状況によって大幅に変化があるものと考えられます。災害があるのを見込んで工事発注するということは、通常的にあり得ないものと考えますので、災害に対応できるような内容の工事施工を実施するものであります。

また、治山工事等につきましては、県のほうの担当になりますので、そちらについては県のほうにも協議をしながら、実施をしていただくよう、対応を進めてまいるところでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

私は、ただいま議題となっている議案第43号、工事請負契約について（町道水川藤川線災害復旧工事）に対して、反対の立場から討論いたします。

本件について、2022年9月の台風15号によって路盤などが崩落して通行不能になり、災害復旧工事だった町道水川－藤川線が、昨年8月の降雨で再び災害に遭い、それを復旧するための工事請負契約を結ぼうとするものです。

この災害箇所は短い間に2度も災害に遭っており、二度あることは三度あると言われるとおり、この復旧工事中を含めて近い将来にまた災害に遭う可能性が決して小さくないことが考えられます。もし、そのようなことになれば、利用者などの納得は到底得られないものだと考えられるだけでなく、貴重な財源を投じて実施する事業として、納税者の理解も得られないだろうと思います。

もちろんこのように言ったからといって、一般論として災害箇所はできるだけ早期に復旧させてほしいというのが沿線住民や利用者などの切実な願いだというのは改めて強調するまでもないところです。

しかし、災害箇所を復旧させるについては、原状復旧が原則だとはいえ、やはり同様の災害を簡単には再び被らないような構造や工法を採用すべきだということを考えます。

なお、この箇所については、2度とも町道を横断している沢が増水して災害を発生させていることを考えると、その沢やさらに上流部の山林に係る治山事業が、最低でもある程度効果を上げ始めるのを待って、本格的な復旧に着手するようにすべきではないかと思います。

治山工事などが、最低でもある程度の効果を上げるまでには、この路線の復旧を図るとしても、最小限の通行を確保するための仮の通行レーンの設置する程度にとどめるべきです。あるいは、横断する沢が近年盛んに警鐘が鳴らされている過去に経験のないような異常な降雨などで増水したとしても、路盤やのり面、路肩の構造物などが影響を受けないような構造や工法によって復旧を図るべきです。

ところが、補正予算の審議の中では、事もあろうに横切る沢の増水などに対しては弱いとされている軽量盛土を用いた工法が取られているということです。このままでは1億を超える巨額の工事費を2度も投じて、復旧が実現しても同じ箇所が再度災害を被る可能性が決して小さくはないのではないのでしょうか。

あわせて、この種の議案審議に際しては、ほぼ恒例のように指摘されているところですが、落札率が99.7%と異常とも言うべき高い比率となっています。こうした数字を目の当たりにして、正常な競争入札が行われたと考えることは、極めて困難と言わなければなりません。

言うまでもなく地方自治法では、自治体が事業者と契約を交わす際には、一般競争入札によることを原則としており、指名競争入札はある意味で原則から外れたという位置づけです。ここから明らかになる自治法の目指す本来の在り方は、正常な競争入札をいかにして確保するかという点にあると考えます。

それなりの当町においては、神技とも形容されるような極めて高い落札率での契約がほぼ例外なく続いています。こうした実態は地方自治が目指している在り方とは、根本的に相入れないと言わざるを得ません。この点についても率直に言っておきたいと思います。

最後に繰り返しになりますが、一般論として災害箇所の1日も早い復旧を図ることは、町民や利用者が切実に願っているところであり、私の考え方としてもこの点は変わらないわけですが、本件に関しては単に早く元どおりにするのが当たり前というだけでは済まない点を含んでいるということを改めて申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第43号、工事請負契約の締結について、令和6年度、令和6年災査定番号第31号、町道水川藤川線道路災害復旧工事の請負契約の締結について、賛成の立場から討論いた

します。

先ほどの工事もそうありますが、2月22日に土木工事に関する特定建設業者、特定建設業の許可を有する町外2業者、町内4業者をもって指名競争入札が行われております。

この業者の実績等を勘案して指名競争入札が行われたものと考えられます。指名競争入札は、適正に行われていることを認め、また、落札した株式会社梶山組の町内における実績等を勘案しても、この工事は工期内に適正に施工されるというふうに考えられますので、この請負契約の締結には賛成をいたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、工事請負契約の締結について（町道水川藤川線災害復旧工事）は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第44号 業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）

○議長（石山貴美夫君） 日程第7、議案第44号、業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子です。

通常の指名競争入札でなく随意契約によって契約の相手方を選定した理由は何でしょうか。落札率も95.0%となっていますが、やっぱり工事の工期はいつからいつまででしょうか。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、大村妃佐良君。

○総務課長（大村妃佐良君） それでは、大竹議員の御質問にお答えします。

まず、総務課として、指名委員会を所管している立場で説明をさせていただきます。

本業務委託につきましては、し尿等の中継槽を建設工事に伴いし尿処理機を設置するもの

でございますが、搬出するし尿を受入先の機械条件に合わせる必要があること、非常に煩雑な手間や衛生面の配慮等に調整が生じること、このような対応を円滑に行うことができるのは、現在、当町のし尿処理を行っているこの事業者、クリタスですか、しかないという理由の基に単独随契ということで選定をいたしました。

工期については、くらし環境課長から説明させていただきます。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、風間一章君。

○くらし環境課長（風間一章君） 工期に関しましては、議決の翌日から令和8年2月27日を予定しております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている議案第44号、業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）に対して、反対の立場から討論いたします。

本件も議案第41号及び第42号と同じく、し尿の処理を静岡市に委託する形に変えるのに伴って整備する中継槽に、機械設備を設置するための委託契約を結ぼうとするものです。

この業務については、中継槽を整備する事業の一部をなすもので、さきに可決された2件と反対する理由は共通しています。落札率に相当する数字についても、議案第41号とほぼ同様ですから繰り返しは避け、2件と同様の理由により、本件についても賛成できないということをお願いし、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は議案第44号、業務委託の締結について、令和6年度川根本町合併特例債事業、川根本町し尿等中継槽建設工事機械設備設置業務委託の請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど、大村総務課長からの単独随契の質問に対するお答えがあったとおり、今回の事業については単独随契することが町にとって非常にプラスになる、今までいろんなことを受け持っていた株式会社クリタス東海と契約することが有利な契約ができるという判断の下で、単独随契が行われたことと推察いたします。

本業務委託については、し尿等中継槽建設工事に伴い、し尿処理機を設置するものですが、

搬出するし尿等の受入先の機械条件に合わせる必要があると、これは先ほど大村課長が述べられていたとおりであります。非常に煩雑な手間や衛生面の配慮等の調整が生ずることなどの理由から現在当町のし尿処理を行っている株式会社クリタス東海支店と単独随契をするというものでありますので、有利な契約ができ、委託契約に基づいた適切な処理ができるというふうに考えます。

そして、最後に付け加えておきたいことがあります。反対者はし尿処理を外部に委託することに対して反対の立場で討論されておりましたが、これについては、今あるクリーンピュアの設置されている三津間地区との話合いの下で、3年間延長をしていただいて、現在クリーンピュアが運営をしているわけです。し尿処理の建設委員会においても、前鈴木町長の答申に基づいていろんな角度から検討してまいりまして、外部に委託するというのが一番これからのランニングコストが安く済む、新しくし尿処理を建設する場合には幾らか、そこに同じものを建て替えたなら幾らかということも詳細に検討した結果、受入先が静岡市しかないということで、静岡市と外部委託を締結するものでありますので、答申に基づいた建設計画であるということを認め、その点についても私は賛成とします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

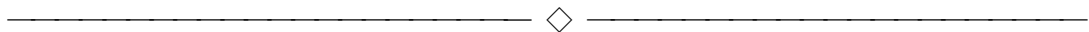
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、業務委託契約の締結について（し尿等中継槽機械設備設置業務委託）は原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第45号 令和6年度一般会計補正予算（第10号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第8、議案第45号、令和6年度一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第45号、令和6年度一般会計補正予算(第10号)は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は1時45分いたします。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時45分

○議長(石山貴美夫君) それでは会議を再開いたします。

————— ◇ —————

◎日程第 9 議案第33号 令和7年度川根本町一般会計予算

◎日程第10 議案第34号 令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算

◎日程第11 議案第35号 令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算

◎日程第12 議案第36号 令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算

◎日程第13 議案第37号 令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算

◎日程第14 議案第38号 令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

◎日程第15 議案第39号 令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算

算

○議長（石山貴美夫君） それでは、日程第9、議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算から日程第15、議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算までの7議案を一括議題とします。

予算特別委員長から報告を求めます。予算特別委員長、佐々木直也君。

○予算特別委員長（佐々木直也君） それでは、会議規則第77条の規定により、予算特別委員会審査の経過と結果について御報告させていただきます。

3月4日に開会した令和7年第1回定例会において、令和7年度の一般会計予算、五つの特別会計予算及び事業会計については、議長を除く10名の議員で構成する予算特別委員会に付託されました。

当日、本会議散会后、正副委員長の選出、審査日程及び審査方法等を決定し、その後、総務課から令和7年度予算の概要説明を受けました。

課別の詳しい審査は3月5日から11日までの間に5日間、役場本庁舎3階の大会議室で実施しました。

審査は、提出された資料や担当課長や職員の説明、また委員皆様の御協力により円滑に進めることができました。委員からは、様々な質疑、意見等が出され、町長、副町長、教育長をはじめ担当課の皆様におかれましては、それらに対する回答のほか、施策に対する考え方や方針等を示していただきました。また、町の抱える様々な課題に対しましても真摯な御答弁をいただき、内容の充実した委員会となりました。この場を借りてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

3月17日は、現地調査を行い、その後、委員会での採決を行いました。採決の結果を御報告いたします。

議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決です。

議案第34号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第35号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第36号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第37号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第38号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算は、賛成全員で原案のとおり可決です。

次に、審査における質問、意見等について、抜粋して御報告いたします。詳細につきましては、お手元に配付しました委員会審査報告書を御覧ください。

では、税務住民課からまいります。

2. 7. 1 戸籍住民基本台帳費。

住民票等のコンビニ交付実績はどのように推移しているか。

件数は増加傾向で、令和5年度は前年度対比で167%となっている。

窓口のテレビシステムの効果はどのように考えているか。

今年度5月から開始し、今まで45件程度の利用実績があった。わざわざ本庁舎に来ることなく総合支所で用が済むため、市民サービスの向上につながっている。予算的には、システム使用料が毎月必要となる。

次のページ、2ページで、国民健康保険事業特別会計、基金の残高の推移はどうなっているか。

5,000万円を下回らないように運用を考えている。令和7年度末には、7,500万円を見込んでいる。

後期高齢者医療事業特別会計、保険料が増額となっている要因は被保険者が国保するためか。

静岡県広域連合による試算である国保からの移行者と、死亡等の自然減を合わせて試算していると思われる。

危機管理課です。

2. 1. 1 諸費。

防犯カメラの設置について、町としてはどのように考えているか。

そのような声が上がっていることは承知している。ふるさと納税のメニューに含め始めたところである。県の補助事業の活用も視野に入れている。

9. 1. 1 常備消防費。

消防総合情報システムの更新工事の内容は。

機器の更新、無線の移設、場所の移設が主な内容である。

9. 1. 4 災害対策費。

次のページです。

主要事業、避難所用スポットクーラー整備事業、電源は何か。

A C電源である。配備する指定避難所は、非常用発電設備を有している。燃料は備蓄できないため、ガソリンスタンドと災害時協定を締結している。

議会事務局です。

1. 1. 1 議会費。

ペーパーレス会議システムでは、例規等も閲覧可能か。

インターネット接続し、ウェブ上で閲覧が可能である。

次、総務課です。

2. 1. 9 自治会振興費。

集会所修繕負担の基準等を教えてほしい。

150万円以上が地区負担 3 分の 1、10万円以上150万円未満が地区負担 2 分の 1。

2. 8. 5 参議院議員選挙費です。

ポスター掲示場の増減について検討しているか。

現時点では、現状維持と考えているが、今後の検討課題である。

健康福祉課です。

3. 1. 1 社会福祉総務費。

創造と生きがいの湯については、以前指定管理で運営していたが、現在は直営である。今後の見通しは。

現時点では、直営で運営を続けていく考えである。

次のページ、3. 2. 2 児童福祉施設費です。

公立保育園の祝祭日開園、学童保育のお弁当について、今後検討が必要ではないか。

町民の意見・要望として参考にする。

3. 2. 3 子育て支援対策費。

災害時には、子育て支援施設は開放されるのか。

計画上、そのような位置づけにはない。

4. 1. 4 地域医療推進費。

医療機器の整備は、医療機関からの要望によるものか。

そのとおり、今年度予算化できないものは、次年度で予算化するなど計画的に整備していく。

高齢者福祉課です。

3. 1. 3 高齢者福祉費。

地域での敬老事業はかなり減少している印象だが、現在どれくらいの地区が実施しているのか。

必ずしも集会タイプの事業を求めているものではない。実績としてあかいしの郷を含めて5地区が実施している。

介護保険事業特別会計、介護予防事業のおかげで要介護者が増えていないという認識でいいか。

介護予防事業は有効であると認識している。今後も継続して展開していきたい。

訪問看護事業特別予算、傾向としてどんなサービスが多いか。

要介護となる以前の要支援 1 から 2 の方の利用が増えている。

会計課です。

2. 1. 11 会計管理費。

収納手数料と支払手数料に係る単価の差が大きい理由は。

支払手数料として、金融機関間の送金時に必要な内国為替運営費実費分を支払うこととしたものである。

社会教育課です。

13. 1 社会教育総務費、主要事業、義務教育学校5年生県外体験学習事業について。

行程日数が減少となったが、昨年度と同様に九州方面に行けるのか。

回れる場所は減少すると思われるが、行程についてはプロポーザルで業者の提案を受け、検討していく。

主要事業、社会体育施設予約システム導入についてです。

今後、ほかの施設にも同様の展開ができるのか。また、いつから運用されるのか。

社会体育施設を含む社会教育課で管轄している施設の予約に対応するもの。12月までにシステムを構築して、その後の運用となる。

13. 4 文化会館運営費です。主要事業、文化会館施設改修事業。

工事期間はホールを使用できないか。

8月から1月を施工期間として見込んでいる。9月の合併記念式典と1月のはたちの集いは使用できるように対応したいので、その間の期間はホールの使用はできない予定である。

14. 3 海洋センター運営費。

利用団体の送迎は主に小学生か。

園児を対象としてアクアリウムやフロアリズムの際に送迎している。

産業振興課です。

6. 1. 3 産業振興費、主要事業、有機農業産地づくり支援事業。

観光農業から切り替えるには、どの程度の期間が必要か。

転換期間として3年間が必要。

6. 1. 5 茶業推進対策費。

輸出拡大事業の具体的内容は。

5市2町連携事業では、渡航支援が各市町1業者という制限がある。このため、町の予算でもう1業者の枠を設けている。

6. 1. 7 農林業センター運営費。

茶等の苗木は町外者でも購入可能か。

町内優先であるが、町外者へも農協を通じて販売している。

6. 2. 2 林業振興費。

里山セーブが令和6年度より増えている理由は。

要望箇所の増に対応するものである。

主要事業、大井川産材利用促進事業。

この事業は森林環境贈与税の活用方法として適切なのか。

直接施業ではないが、木材活用のPRという意味では適切な活用方法である。

次、建設課です。

22ページです。6. 2. 4 林道費、主要事業、県単独改良林道坂京河内線改良工事。

かなりの時間を要するが、もっと早期に対応できないものか。

補正対応が可能であれば、もう少し早めに対応できる。

8. 1. 1 土木総務費、主要事業、元青部小学校周辺土地整備。

電柱移設は必要なのか。

地主との協議により、民有地上空に線が通らないようにする必要がある、電柱移転が必要となった。

8. 2. 1 道路維持費。

水道管破裂による路面下空洞の心配はないか。

町内水道管の布設では、埋設の深さを考慮すると危険は少ないと考えている。

次のページ、8. 3. 3 河川改良費、主要事業、準用河川杉沢川・普通河川タイザ川河川改修工事。

排水ポンプが設置されないことは、地元説明されているのか。

県の事業であるが、町としても地元周知が不足している印象を受けたため、地元説明会の実施について県へ依頼した。

11. 1. 2 林業施設災害復旧費。

沢に詰まっている流木処理は、災害復旧として対応できるか。

災害予防という観点で別の費目による対応になると考える。水量の増強ならば町で対応できるが、個人所有地の場合は公費対応できないという認識である。

26ページ、経営戦略課です。

2. 2. 2 まちづくり事業費、主要事業、多文化共生推進事業。

外国人が増加している状況だが、どんな業種において増えているのか。

製造業で外国人が増加している印象である。従業員は会社で支援するが、その家族を漏らさないための事業である。

にぎわい拠点づくり事業、空き校舎活用。

計画策定を委託する理由は。

コーディネートを委託するものである。当然ながら地域の意見を反映していく。

2. 2. 3 定住・移住推進費、主要事業、空き家改修補助事業。

もともと空き家バンクに登録してある物件を改修することも対象か。

移住者専用の賃貸住宅として供給する物件であれば対象となる。

28ページ、大井川鐵道災害復旧支援事業費。

令和7年度中の動きによって補正がある可能性があるということか。

そのとおり。

29ページ、教育総務課です。

11. 3 教育諸費。

教育ビジョンの推進として先進地視察を予算化しているが、候補地はどこか。

今年度は個別最適な学びや義務教育学校をテーマに実施した。令和7年度も引き続き個別最適な学び、義務教育学校をテーマに先進地視察を実施する予定である。

30ページ、11. 5 地域若者教育推進費、主要事業、奥流・南麓寮運営管理事業。

よすが苑の廃止は、契約上問題ないのか。

借上料はよすが苑の分も予算計上されているが、舎監業務は除いてある。借主とも協議し、理解してもらっている。

12. 1 義務教育学校管理費、主要事業、三ツ星学園体育館空調設備等工事設計業務。

実際の工事費はどの程度を見込んでいるか。

設備内容によるが、現時点での見積りでは1施設1億円規模の事業費となる見込み。断熱施工の必要性、空調機の規模などを検証して、適正規模の設備を設置したい。

32ページ、くらし環境課です。

2. 5. 2 路線バス対策費。

減額の理由は。

運行委託料の減額によるものである。具体的には委託料に含まれる車両の借上経費の減額である。

主要事業、公共交通運行事業。

デマンドタクシーの利用状況はいかがか。

北部では約4,000件、徳山で3,000件、南部で3,000件の利用実績がある。徳山に拠点を置いたことでバランスよく利用されている。

4. 2. 2 し尿処理費です。主要事業、クリーンピュア川根本町解体に関する事業。

島田市と本町の負担割合はスムーズに決定したのか。

組合解散時点で既に協議済みであった。

簡易水道事業会計。

水道料収入が前年度比で減少している理由は。

令和5年度に策定した経営戦略により、将来の人口推移や水道使用量を基本に算定している。

デジタル推進課です。

2. 3. 1 情報政策費、主要事業、情報通信基盤施設更新（修繕）事業。

かわねフォンの運用は今後も継続していく方向性か。

現機器は、経年劣化により不具合の問合せが増加している。町民負担が発生する中でどこまでの機能が必要かといった議論を重ねていく。

2. 3. 2 広報広聴費。

施設予約ができるようになるのと伺ったが、予約可能な施設はどこまでか。

オンライン予約が可能な町の施設は、ホームページ上で全て予約できるようにしていきたい。

36ページ、観光交流課。

7. 1. 4 選ばれる観光地づくりの補助金は、何に対して交付されるものか。

学生の合宿等を支援するためなどに交付される。

主要事業、春夏秋冬地域活性化事業。

ミズベリング事業の展開イメージは。

河川区域の営業活動ができるよう、認可を受けたところ。これによりこの場所での物販等の営業行為が可能となった。令和8年度での事業化に向けた実証事業を行っていく。

主要事業、寸又峡プロムナードコース魅力化事業。

新年度から徴収する協力金はどの程度を見込んでいるか。

2,400万円を予算化した。

最後、38ページです。

施設修繕改修における町と指定管理者の負担区分に関して、現在のルールでは修繕費がかさんでいくおそれがあり、根本的に見直す必要がある。現在は協定に基づき原則として10万円未満は指定管理者の負担となっている。今後については検討していく必要性を感じている。

以上のとおり御報告いたします。

最後に改めて皆様には円滑な委員会運営ができましたことを感謝申し上げます。また、要点を押さえて作成された資料やモニターを活用した説明により、町が実施する事業の目的や概要など、非常に分かりやすかったという所感を述べさせていただき、令和7年度予算特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（石山貴美夫君） 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対の者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

議案第33号、令和7年度一般会計予算案に対する反対討論を行います。

私は、当町の来年度一般会計予算案については、本年度において実施された、いわゆる大型事業といったものはこれといって盛り込まれていないにもかかわらず、今年度の当初予算

に比べて2,800万円規模が大きくなっています。常識的にはよほど町としての懸案事項や町民の様々な要望などを取り入れたのではないかと思いたくのところですが、私が目を通した範囲では、町民生活に直接関わるような分野で目に見えて充実させられているようには思えません。

強いて言えば、私たちが繰り返し求めてきた補聴器の購入に対する助成事業が新たに始められるという点はあるかと思います。

しかし、委員会審査の中でも議論になったところですが、1件当たり5万円を限度として10件分の50万円が組まれているにすぎません。加えて住民税非課税の方と限定さえしている上に、あらかじめ医師の診断が必要だという狭き門で、実際にどれだけの方が対象になるか。また、助成金を受け取って、購入につながれるとか、甚だ疑問があると言わなければなりません。せっかくこのような仕組みを新たにつくるのであれば、必要性を感じておられる方こそ実際に使えて、多くの方に喜ばれるような血の通った仕組みにしてこそ、町長が盛んに強調されている「ハードからハートへ」を体現した予算と呼べるはずです。

しかし、この予算案の内容を見る限りでは、町長の意気込みは率直に言って看板倒れに終わるのではないのでしょうか。

また、私は、昨日、一般質問で大鐵の早期全線復旧をどのようにして図るのかという問題を取り上げました。これについて本予算案は、新たな目として大井川鐵道災害復旧事業費が組まれているわけですが、金額については率直に言って目を疑いました。何と6万円こっきりです。

復旧に向けての事業費負担の割合が固まったら、この目に必要な額を補正計上するといった説明がされていますが、この当初予算で組まれている金額では、町民と行政、議会が一丸となって早期全線復旧の機運を盛り上げるなど、夢のまた夢ということになるのではないのでしょうか。

大鐵本線の早期全線復旧を支援する会の皆さんや、大鐵の1日も早い復旧を切実に願っている多くの町民や関係者をかえって落胆させる内容になっているのではないのでしょうか。少なくとも町当局の本気度を疑わせるには十分なことだけは間違いないと思います。

このほか、町長が町として重点施策としている子育て支援の中でも、育児用品の購入支援事業について、必要なときに買えないとか、町場で買ったほうが安いなど、苦情とも言うべき声が私のところにも寄せられています。

ところが、この予算案では、これに応えるどころか予算額を60万円も減額しています。町外の高校に通う生徒さんの通学費への補助についても全く聞く耳持たれずとしか見えないお答えでした。

給食費の無償化についても、さきに可決された一般会計補正予算において、地域振興基金の取崩しを全面的に中止した上、1億円もの積み増しをしています。その際にも指摘させていただきましたが、財源は十分にあると考えられます。にもかかわらず、当局側の答弁によ

れば、限られた財源の中では厳しい旨の消極的な姿勢に終始しています。

妊産婦健診などの交通費への補助を新たに行うといった施策が盛り込まれていること自体は、もとより評価するにやぶさかではありません。

しかし、これをもって指摘してきたような問題に目をつぶるわけにもいきません。少なくとも町長が上げる「子育てしやすいまちづくり」というフレーズについては、額面どおりにはとても受け取れないのは明らかです。

なお、誤解を避けるために1点だけお断りしておきたいと思いますが、多くの職員の皆さんは恐らく、より町民の方々の願いに応えた町政になるように様々それぞれの部署において努力しておられると思います。

しかし、町政トップの初心を忘れてしまったかのような姿勢の下、心ならずも少なくない町民からあまり評価されないような施策の執行に甘んじておられるのではないのでしょうか。

私は改めてこの場を借りて、多くの職員が入庁時に抱いていたはずの、町民に喜ばれ頼られる町政の担い手となるという気持ちが全面的に生かされるような町政の実現を、町長をはじめとする町幹部の皆さんに求めていると思います。

このほかにも指摘しなければならない点はあるわけですが、時間の関係もありますから、この程度にとどめますが、この内容のままでは到底賛成することはできないということを申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

令和7年度予算は、総花的なものではなく、中長期的なまちづくりの展望を見据え、人づくり、サービスを2本の柱とし予算編成の重点事項、安心安全な生活基盤、人口減少対策、主要産業の活性化に基づき編成された予算と思われます。

予算編成に当たっての経常経費比率は前年度を上回ってはいますが、これは給与改正による人件費の増額が主な要因であり、消耗品費や印刷製本費等はDX事業の推進の効果もあり、前年度より低く抑えられております。他の経常経費についても、前年度の実績等に基づき精査された上、適正な予算が計上されております。さらに、重点事項の一つである人口減少対策の一つとしての定住・移住対策の促進を図るための新規事業として、特定地域づくり推進事業として特定地域づくり組合に対する支援事業費の計上や、空き家対策費補助事業の補助制度の拡充のための予算の計上、子育て支援の拡充を図るための新規事業として妊婦健診交通費助成事業など、他の分野においても積極的に新規事業に取り組む姿勢が見られます。

それぞれの分野で予算化された事業は、まちづくりを推進するため町民の生活、福祉、医療等を推進するため必要不可欠な予算であると考えます。収入の面においても、実財源の不

足を補うため、有利な起債や各種補助金が適正に財源として充当されております。

以上述べたとおり、令和7年度一般会計予算は安心な生活基盤、人口減少対策、主要産業活性化を図るため必要不可欠な予算と認め、賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第33号、令和7年度川根本町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第34号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、令和7年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第35号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、令和7年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第36号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、令和7年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第37号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、令和7年度川根本町訪問看護事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第38号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、令和7年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第39号、令和7年度川根本町簡易水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

————— ◇ —————

**◎日程第 16 発議第 2 号 川根本町議会の個人情報の保護に関する条
例の一部を改正する条例について**

○議長（石山貴美夫君） 日程第16、発議第 2 号、川根本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第 2 号を採決します。

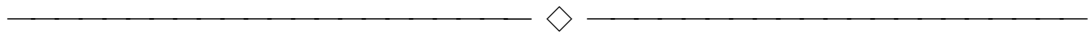
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 2 号、川根本町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第 17 発議第 3 号 公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書について

○議長（石山貴美夫君） 日程第17、発議第 3 号、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第 2 項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号を採決します。

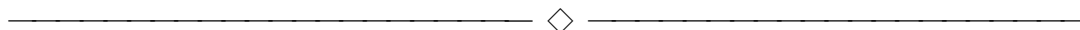
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、公立の義務教育諸学校の適正な教員数の維持・確保を求める意見書については、原案のとおり可決されました。



◎日程第18 発議第4号 川根本町管内における警察力の維持・確保
に関する意見書について

○議長（石山貴美夫君） 日程第18、発議第4号、川根本町管内における警察力の維持・確保に関する意見書についてを議題とします。

お諮りします。

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定しました。

なお、本件は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第4号を採決します。

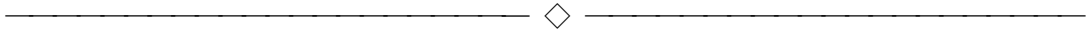
お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、川根本町管内における警察力の維持・確保に関する意見書については、原案のとおり可決されました。



◎閉 会

○議長(石山貴美夫君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回川根本町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 3月25日

議 長 石 山 貴 美 夫

署 名 議 員 杉 山 広 充

署 名 議 員 野 口 直 次